

第 1 期

弥富市地域福祉計画・地域福祉活動計画

- ▶重層的支援体制整備事業実施計画
- ▶成年後見制度利用促進基本計画
- ▶再犯防止推進計画

令和 8 年 3 月

弥富市

弥富市社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化の進展や単身世帯の増加など社会構造が変化する中、同居する80代の親と自立できない事情を抱える50代の子が社会から孤立している「8050問題」や、子育てと親の介護を担う「ダブルケア」、子どもが家事や家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」など、複雑化・複合化する課題や悩みを持つ家庭が顕在化してきております。



本市といたしましては、このように様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民の誰もがお互いに認め合い、安心して生活を送れる「地域共生社会」の実現を目指すため、このたび令和8年度から令和13年度までを計画期間とする「第1期弥富市地域福祉計画」を新たに策定いたしました。

本計画におきましては、「笑顔と希望あふれる、健やかで共に支え合うまち やとみ」を基本理念とし、その実現に向けた柱として「しくみづくり」「支え合いづくり」「つながりづくり」「安全・安心づくり」という4つの基本目標を掲げ、それぞれの目標に沿った基盤づくりのための施策を展開してまいります。

そのためには市民の皆様と行政、また、社会福祉協議会をはじめとする地域の様々な関係機関等との連携を、より一層図っていくことが必要不可欠であると考えますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多様な視点からご審議いただきました弥富市地域福祉計画等策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査、関係団体等ヒアリング調査、地域住民懇談会及びパブリックコメントにおいて貴重なご意見をお寄せいただいた多くの市民及び関係者の皆様に、心より深く感謝を申し上げます。

令和8年3月

弥富市長 安藤 正明

ごあいさつ

近年、社会環境は大きく変化し、少子化や超高齢化、近隣との結びつきや地域社会との関係性の希薄化、物価高による生活困窮など、地域福祉を取りまく課題は複雑、多様化するばかりです。

本会としましても、複雑、多様化する福祉課題から生じるニーズに対応するため、各種相談に応じ、必要に応じて、地域に出向いて、それぞれの課題や悩みに寄り添い、付き添い、支えていけるようきめ細やかな支援を行ってまいります。



このたび、地域の福祉課題解決に向けて、弥富市と一体的に「笑顔と希望あふれる、健やかで共に支え合うまち やとみ」を基本理念とした『弥富市地域福祉計画・地域福祉活動計画』を策定しました。

地域に住む誰もが、笑顔と希望にあふれ、健やかで共に支え合うためには、地域の福祉力をより一層高めていく必要があります。

今後、市民一人ひとりが“その人らしい暮らし”を地域で送れるよう福祉専門職や機関だけでなく、地域全体で支えるように働きかけるとともに、支えられるだけでなく、全ての人が、そこに住む住民としての役割ややりがいを持って参加できるように働きかけます。市民一人ひとりの想いを大切にされた地域づくりを市民の皆様や地域福祉に関わるあらゆる団体と連携、協働しながら、計画実現に向けて、各種施策や整備を進めてまいりたいと存じますので、さらなるご協力とご参加をお願い申し上げます。

本会の基本理念である～人にやさしい住みよい福祉のまちづくり～と合わせて

“や”やさしさにあふれ

“と”ともに生き

“み”みんなでつくる魅力あるまちの

“ふ”ふだんの

“く”くらしの

“し”しあわせ

『 や・と・み・ふ・く・し 』の発展向上に努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見と多大なご協力を賜りました策定委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力をいただいた皆様に心より厚くお礼申し上げます。

令和8年3月

社会福祉法人 弥富市社会福祉協議会
会 長 三浦 義光

－ 目 次 －

◇第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ・期間	3
3 計画の策定体制	4

◇第2章 弥富市の現状

1 弥富市の地域福祉の現状	6
2 アンケート調査結果からみた現状	20
3 地域住民懇談会の主な意見	30
4 弥富市の地域福祉をめぐる課題	33

◇第3章 計画の基本的考え方と施策の展開

1 基本理念	36
2 基本目標	36
3 計画の体系	39
4 施策の展開	40
○基本目標1 しきみづくり	40
○基本目標2 支え合いづくり	44
○基本目標3 つながりづくり	49
○基本目標4 安全・安心づくり	54
5 重層的支援体制整備事業実施計画	59
6 成年後見制度利用促進基本計画	66
7 再犯防止推進計画	80

◇第4章 地域福祉活動計画

1 社会福祉協議会とは	84
2 弥富市地域福祉計画と弥富市地域福祉活動計画の関連	84
3 施策の展開	85
○基本目標1 しきみづくり～誰もが暮らしやすいしきみをつくる～	85

○基本目標 2	支え合いづくり～みんなで支えあう共生のまちをつくる～	87
○基本目標 3	つながりづくり～交流や活動に参加するきっかけをつくる～	89
○基本目標 4	安全・安心づくり～住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくる～	90
4	重点的な取組	92

◇第5章 計画の推進体制

1	推進体制	94
2	計画の進捗管理	94

◇資料編

1	計画策定の経緯	96
2	弥富市地域福祉計画等策定委員会設置要綱	97
3	委員名簿	99
4	用語解説	100

第1章 計画の概要

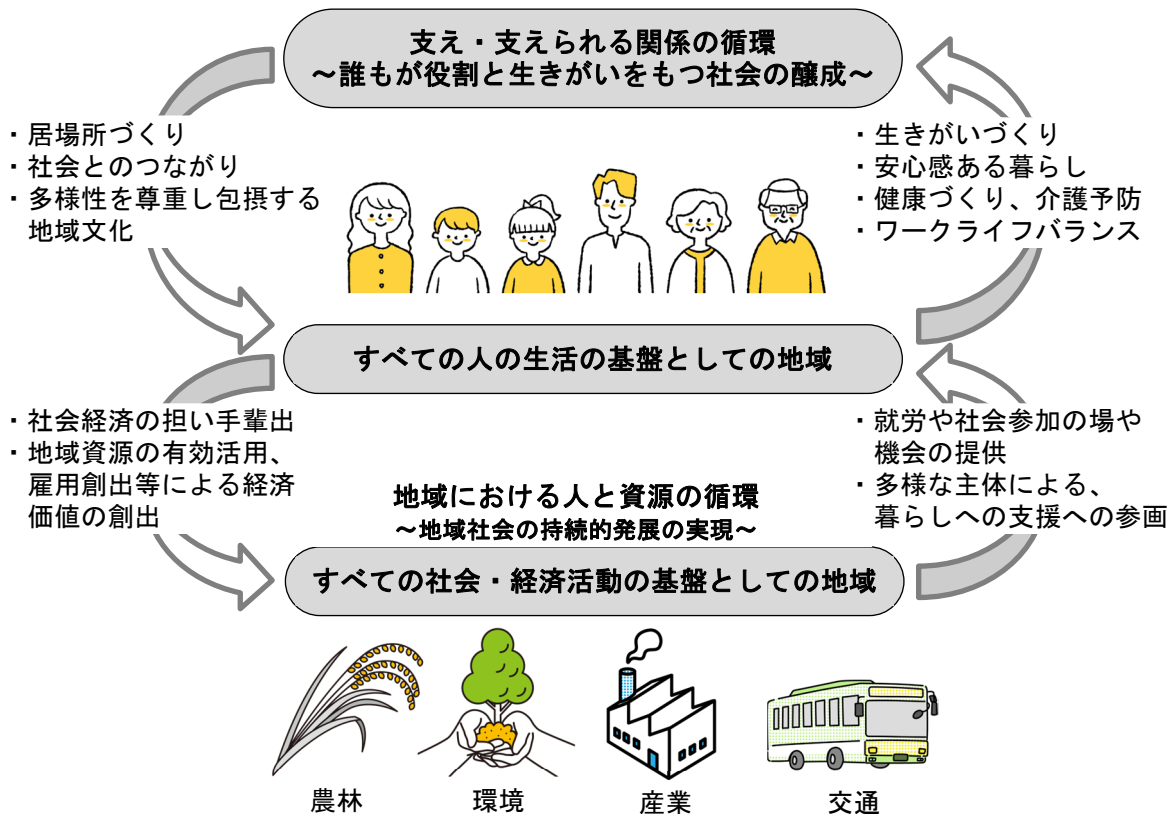
1 計画策定の趣旨

少子高齢化が進み、地域活動の担い手不足や、地域・家庭・職場といった生活領域における支え合いの基盤が弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり支え合うしくみが求められています。また、社会的孤立等の生きづらさを抱えているものの既存の制度の対象となりにくいケースや、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えているケース等への対応も必要となっています。

こうした複雑化・複合化した課題に対応するため、市民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進することが求められています。

【地域共生社会とは】

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。



資料：厚生労働省「地域共生社会の実現に向けて」をもとに弥富市が作成

そうした中、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定が努力義務となり、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、「上位計画」として位置付けられました。

【社会福祉法第107条（抜粋）】

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

また、社会福祉法の改正により、令和3年4月には複雑化・複合化した地域生活課題や支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新設されました。

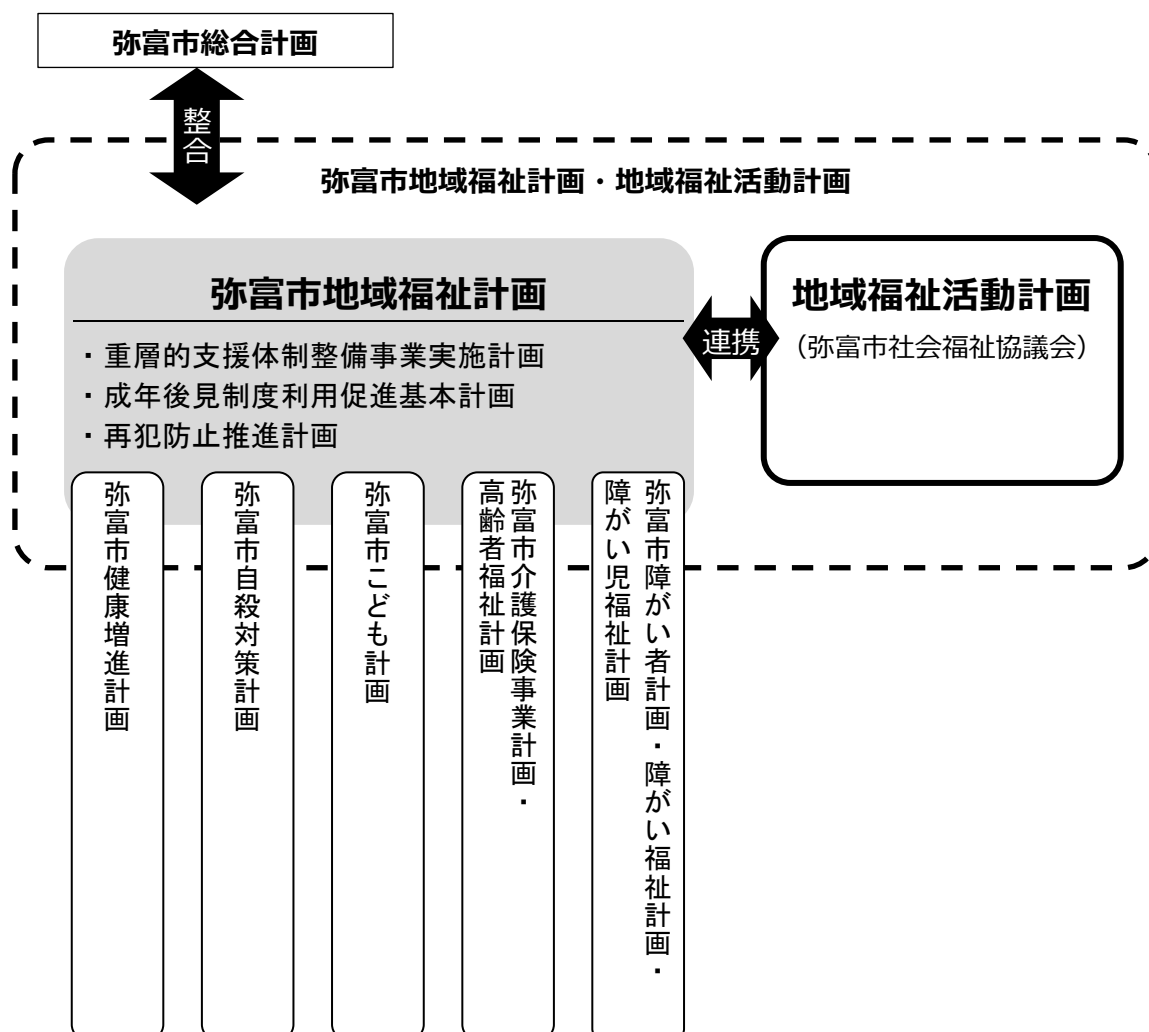
本市においても、地域共生社会の実現に向けた取組方針を明確に示すため、「弥富市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。本計画は、市民、行政、社会福祉協議会、地域の各種団体、事業者、医療機関、教育機関、企業等が連携しながら地域共生社会の実現に向けて取り組むための指針となります。

2 計画の位置づけ・期間

1 計画の位置づけ

本計画は社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」として、本市における地域福祉の基本的施策の方針を定めるものです。本市の最上位計画である「弥富市総合計画」の福祉分野の基本目標の実現に向けた方向性を示すとともに、福祉関連計画との整合性を確保します。また、地域福祉の実践に向けて社会福祉協議会が中心となって推進する「地域福祉活動計画」を併せて策定し、地域福祉の推進に向けて整合を図ります。

さらに、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するための計画である「重層的支援体制整備事業実施計画」、再犯の防止に関する施策を推進するための方向性を定める「再犯防止推進計画」、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進するための方向性を定める「成年後見制度利用促進基本計画」を包含します。



2 計画の期間

本計画の期間は令和8年度から令和13年度までの6年間とします。なお、社会情勢の変化や法制度・計画等の改定に伴い、必要に応じて適宜見直しを行います。

3 計画の策定体制

1 「弥富市の地域福祉に関するアンケート調査」の実施

本計画を策定するにあたり、地域福祉の現状や市民のニーズ、考え方、取組状況等を把握し、基礎資料とすることを目的として、「弥富市の地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。調査の概要は図表1-1のとおりです。

図表1-1 調査の概要

調査対象者	調査方法	調査期間	配布数	有効回答数	有効回答率
弥富市に居住する16歳以上の市民から無作為抽出 1,500名	郵送配布、郵送・WEBによる回収	令和6年11月8日～11月29日	1,500	550	36.7%

2 関係団体等へのヒアリング調査の実施

地域で活躍する団体や市内の事業者を対象に、ヒアリング調査を実施し、現在抱えている課題や地域福祉に対する考え方等を把握し、計画策定における基礎資料としました。回答のあった関係団体・事業者等は図表1-2のとおりです。

図表1-2 回答のあった関係団体・関係事業者

〈関係団体〉	○チャレンジハウス弥富ボランティア
○個人ボランティアグループ「おあしす」	○にほんごきょうしつカムカム
○ドレミファ合唱団	○リハビリ専門デイサービス みなとも
○はる訪問看護リハビリステーション弥富	○五明わくわく塾
○任意団体L.S.W（子ども食堂サークルクロッカス）	○NPO法人はぐくみ
○さくらこども食堂	〈関係事業者〉
○弥富市レクリエーション協会	○長寿の里十四山居宅介護支援事業所
○KAZENOKO BASE（インクルーシブガーデン Aza. Kamakura）	○愛厚弥富の里 相談支援事業所
○お母さんの会@弥富	○指定居宅介護支援事業所輪中の郷
○弥富健康づくりはつらつ会	○居宅介護支援センターさくら

3 地域住民懇談会の開催

地域福祉に関する現状や課題を把握し、今後の施策の検討に生かすことを目的として、地域住民懇談会を開催しました。懇談会では、地域における福祉課題や困りごと、また、それらの解決に向けた取組について、参加者同士で意見交換を行いました。地域住民懇談会の概要は図表 1 - 3 のとおりです。

図表 1 - 3 地域住民懇談会の概要

対象地域	開催日時	開催場所	参加者	参加人数
弥富中学校区	令和 7 年 7 月 24 日 (木) 19 : 00 ~ 20 : 30	TKEスポーツセンター (十四山スポーツセンター)	市民、区長会代表、 民生・児童委員・主任 児童委員、認知症地域 支援推進員、地域団体	22名
弥富北中学校区	令和 7 年 7 月 25 日 (金) 19 : 00 ~ 20 : 30	総合福祉センター		14名

4 弥富市地域福祉計画等策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体、市民等によって構成される弥富市地域福祉計画等策定委員会において、計画案についての審議・検討を行い、委員の意見を幅広く聴取し、計画に反映させました。

5 パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取し、計画に反映させるため、市ホームページ等において、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施しました。

第2章 弥富市の現状

1 弥富市の地域福祉の現状

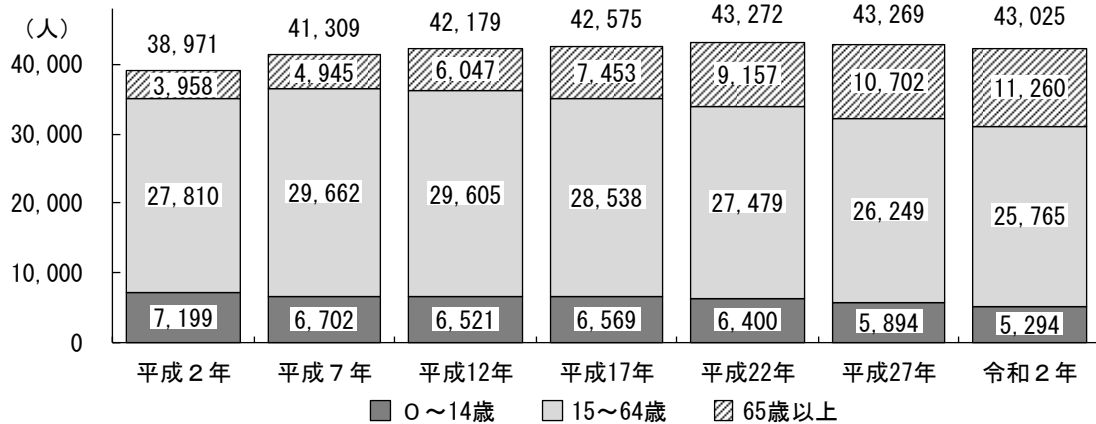
1 人口の推移

国勢調査によると、令和2年現在、弥富市の総人口は43,025人です。総人口は増加を続けていましたが、平成22年をピークに減少に転じています。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）は減少傾向に、生産年齢人口（15～64歳）は平成7年をピークに減少している一方で、老年人口（65歳以上）は増加を続けています（図表2-1）。

人口構成比をみると、年少人口及び生産年齢人口は低下し、老年人口は上昇を続けています（図表2-2）。

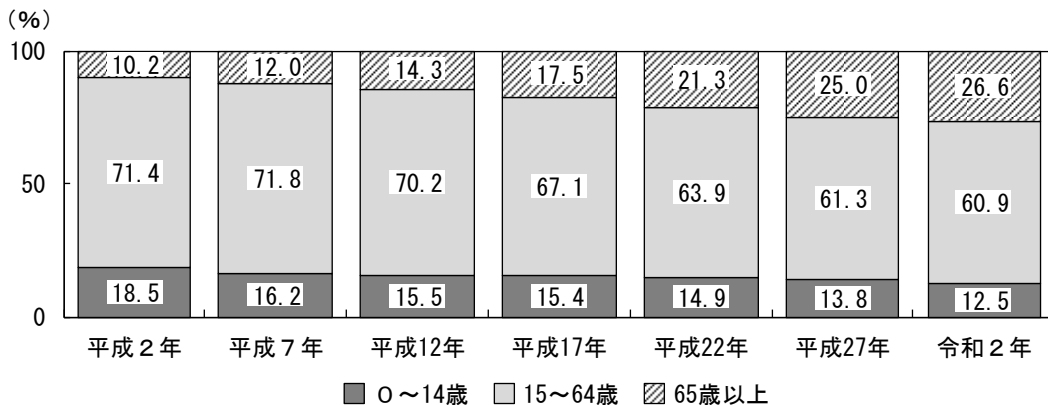
図表2-1 人口の推移



※ 総人口は年齢不詳を含みます。

資料：国勢調査

図表2-2 人口構成比

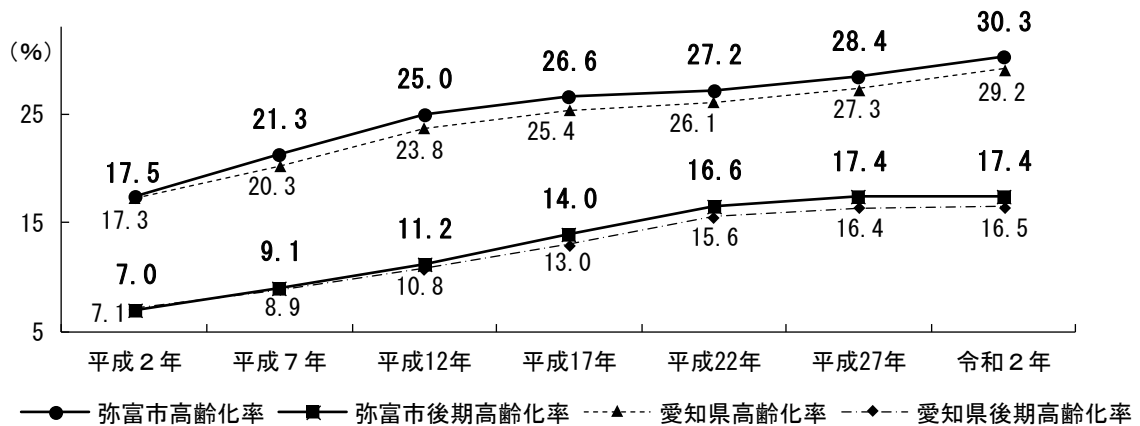


資料：国勢調査

2 高齢化率・後期高齢化率

高齢化率・後期高齢化率はともに上昇を続け、令和2年現在、高齢化率は30.3%、後期高齢化率は17.4%となっています。また、弥富市の高齢化率・後期高齢化率はおおむね愛知県を上回って推移しています。

図表2-3 高齢化率・後期高齢化率

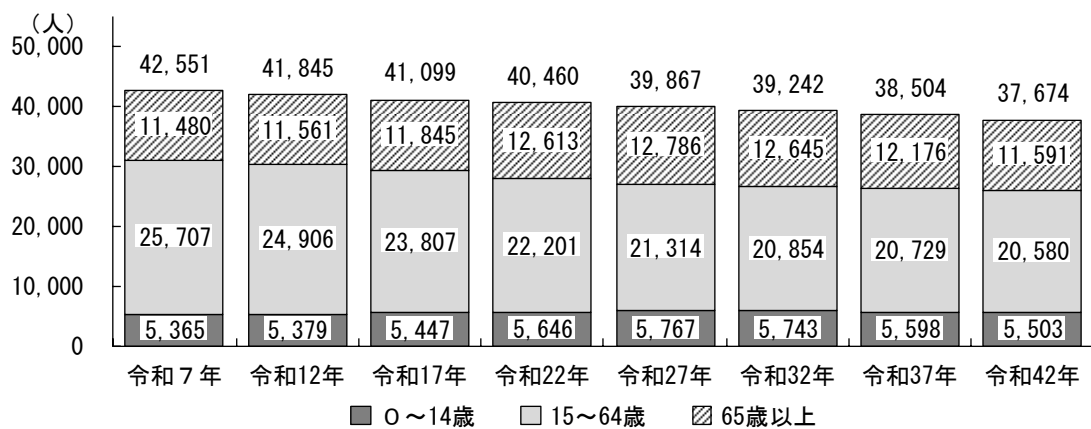


資料：国勢調査

3 人口の将来展望

人口の将来展望をみると、今後も総人口は減少を続ける見込みです。年齢3区分別にみると、年少人口は、5,500人程度で推移する見通しです。また、生産年齢人口は、今後も減少を続けますが、徐々にそのペースは緩やかになる見込みです。老年人口は増加を続けますが、令和27年をピークに減少に転じることが予測されています。

図表2-4 人口の将来展望

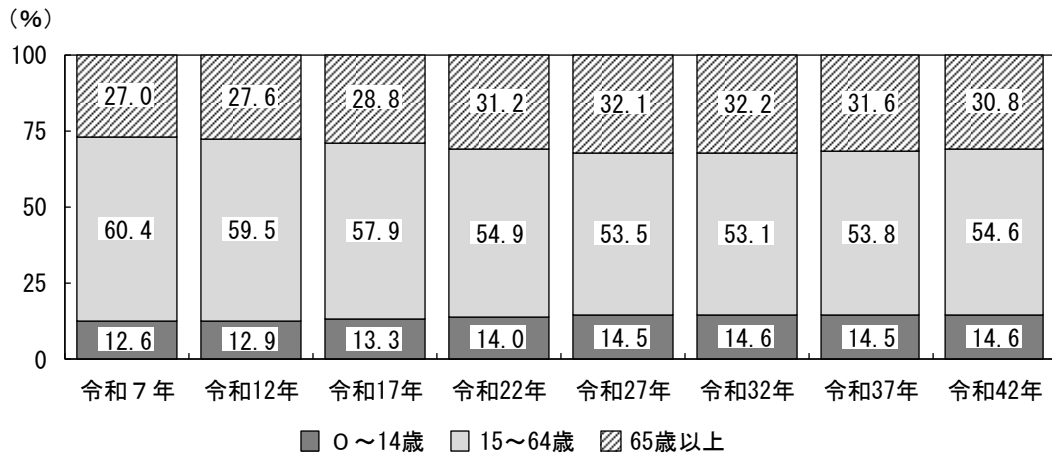


※ 推計値は小数点以下第1位を四捨五入した値のため、年齢3区分別人口の合計と総人口は、必ずしも一致しません。

資料：弥富市人口ビジョン（令和5年度改訂版）

人口構成比の将来展望をみると、年少人口は令和7年以降上昇し、14%台を維持する見込みです。また、生産年齢人口は、低下を続けますが、令和32年を境に上昇に転じることが予測されています。老年人口は上昇を続け、令和22年に30%を超えますが、令和32年をピークに、低下に転じる見通しです。

図表2-5 人口構成比の将来展望

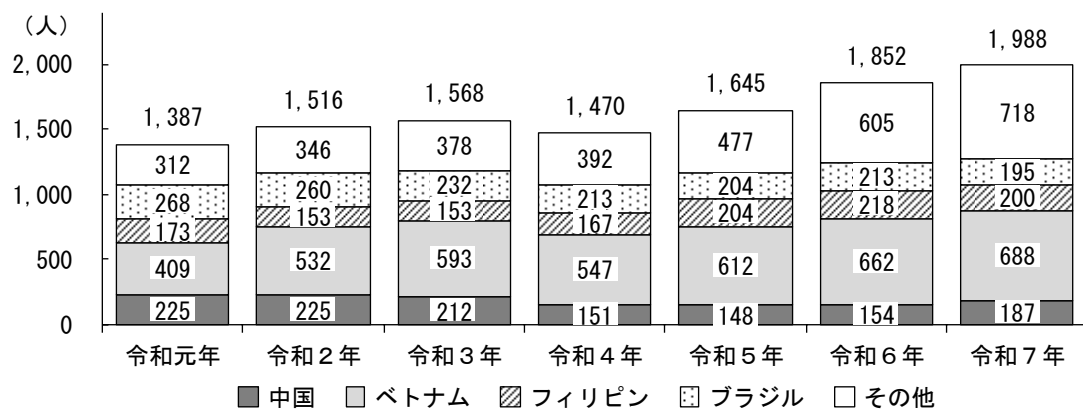


資料：弥富市人口ビジョン（令和5年度改訂版）

4 国籍別外国人の推移

本市在住の外国人数は増加傾向にあり、令和7年4月1日現在、1,988人となっています。国籍別にみると、ベトナム人は増加を続けており、令和元年から令和7年にかけて1.7倍となっています。一方で、ブラジル人は減少傾向にあります。

図表2-6 国籍別外国人の推移



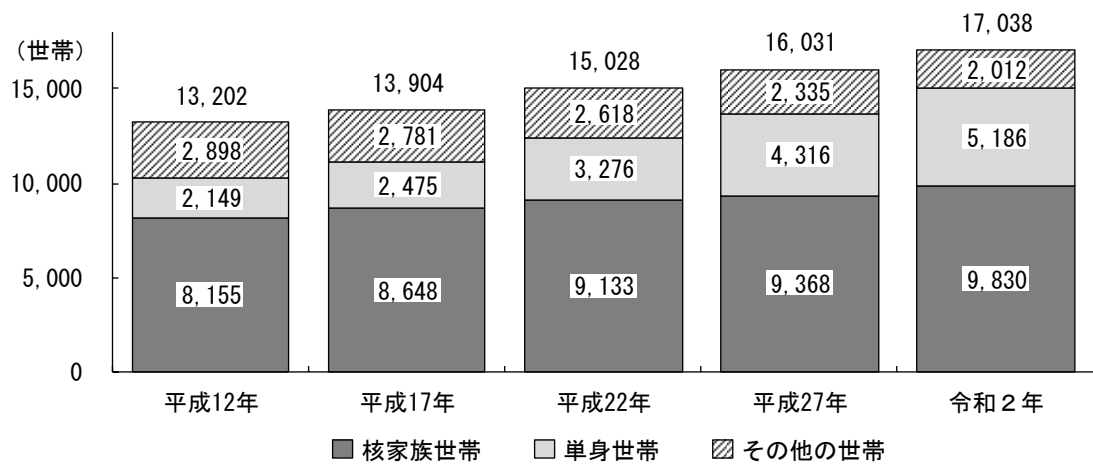
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

5 世帯の推移

本市の一般世帯数は、増加を続けており、令和2年現在、17,038世帯となっています。家族類型別にみると、核家族世帯及び単身世帯は増加を続ける一方で、3世代世帯を含むその他の世帯は減少しています。なお、平成12年から令和2年の20年間で、核家族世帯は1.2倍、単身世帯は2.4倍となっています（図表2-7）。

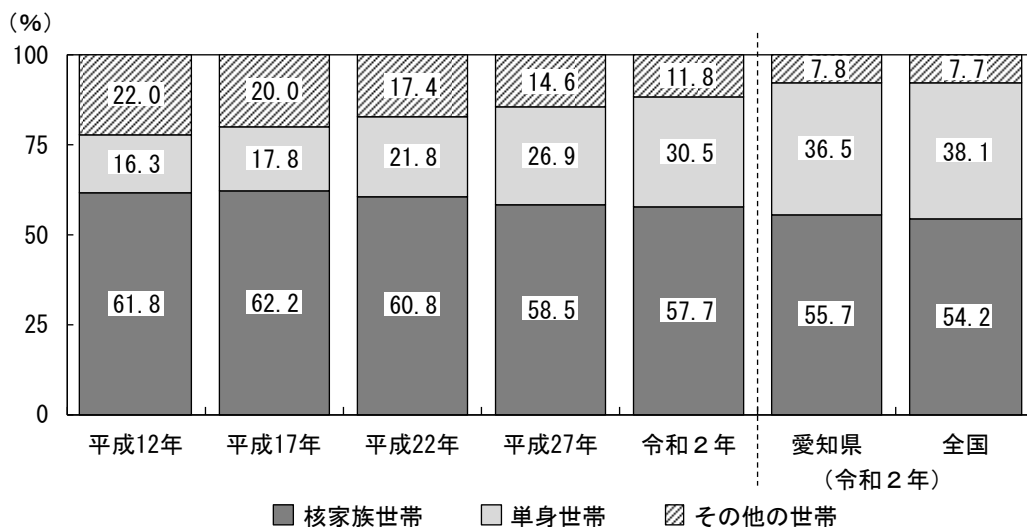
家族類型別構成割合は、核家族世帯及び単身世帯は上昇を続け、その他の世帯は低下を続けています。また、愛知県及び全国と比較すると、本市は核家族世帯及びその他の世帯がやや高く、単身世帯が低くなっています（図表2-8）。

図表2-7 家族類型別世帯数



資料：国勢調査

図表2-8 家族類型別構成割合

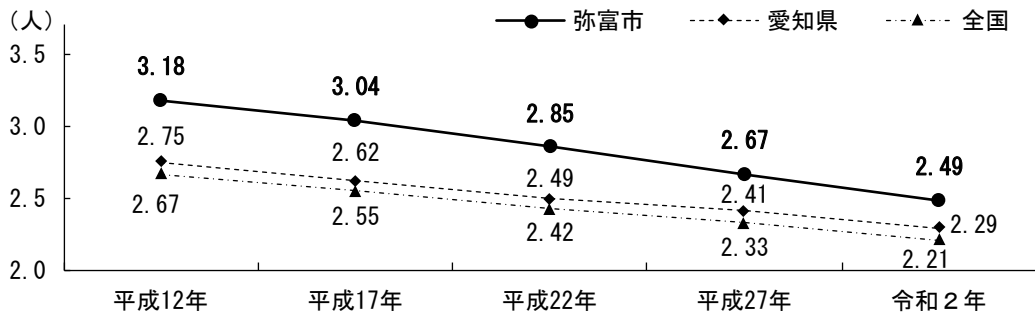


資料：国勢調査

6 一般世帯の1世帯当たり人員

本市の一般世帯の1世帯当たり人員は、令和2年現在、2.49人となっており、世帯数は年々増加しているのに対し、1世帯当たりの人数は年々減少しています。また、本市の一般世帯の1世帯当たり人員は、愛知県及び全国を上回って推移していますが、その差は年々小さくなっています。

図表2-9 一般世帯の1世帯当たり人員



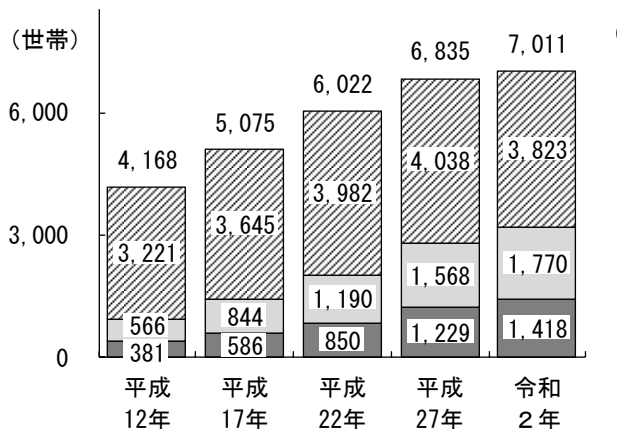
資料：国勢調査

7 高齢者のいる世帯

高齢者のいる一般世帯数は増加を続けており、令和2年現在、7,011世帯となっています。家族類型別にみると、平成12年から令和2年までの20年間で、高齢単身世帯は3.7倍、高齢夫婦世帯は3.1倍となっています。その他の世帯は増加を続けていましたが、令和2年に減少しています（図表2-10）。

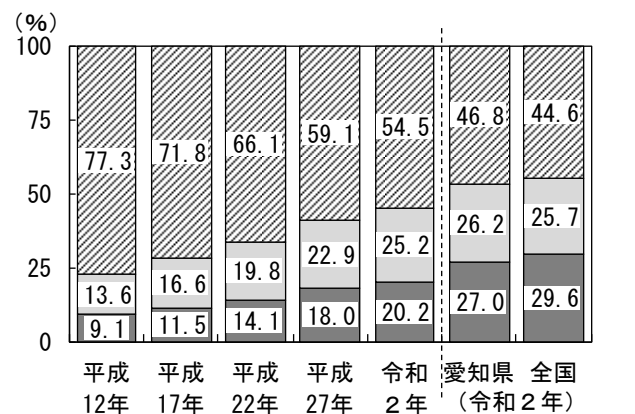
高齢者世帯の構成割合をみると、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯は上昇を続け、その他の世帯は低下しています。また、愛知県及び全国と比較すると、本市は、その他の世帯が高く、高齢単身世帯が低くなっています（図表2-11）。

図表2-10 高齢者世帯数



資料：国勢調査

図表2-11 高齢者世帯の構成割合



資料：国勢調査

8 子どものいる世帯

令和2年の本市の一般世帯数は17,038世帯、うち18歳未満親族がいる一般世帯は3,812世帯、6歳未満親族がいる一般世帯は1,429世帯です。平成12年以降、一般世帯数は増加を続けていますが、18歳未満親族がいる一般世帯及び6歳未満親族がいる一般世帯は減少しています。

図表2-12 こどもがいる世帯数

単位：世帯

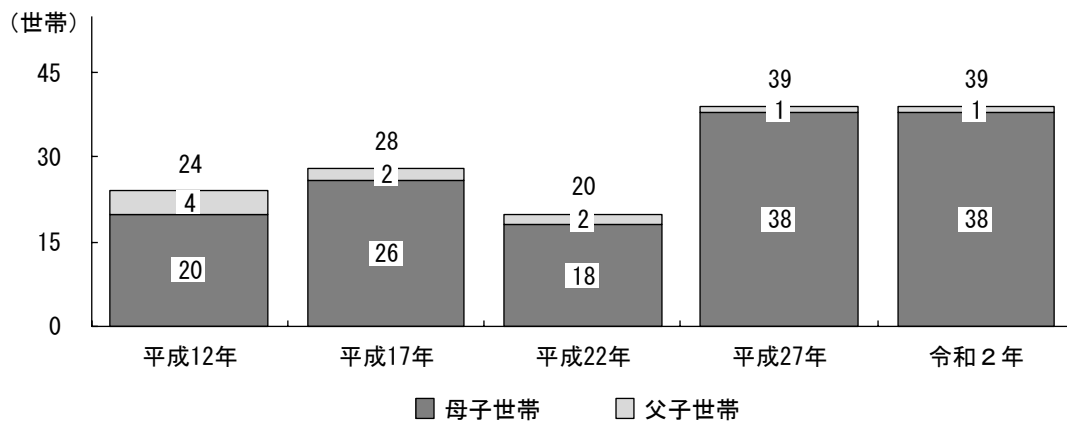
区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	13,202	13,904	15,028	16,2031	17,038
18歳未満親族がいる一般世帯	4,491	4,463	4,409	4,202	3,812
6歳未満親族がいる一般世帯	2,014	1,963	1,872	1,676	1,429

資料：国勢調査

9 ひとり親世帯

本市の6歳未満親族がいるひとり親世帯数は、平成27年に母子世帯が急増し、令和2年現在、母子世帯が38世帯、父子世帯が1世帯となっています。

図表2-13 6歳未満親族がいるひとり親世帯数



資料：国勢調査

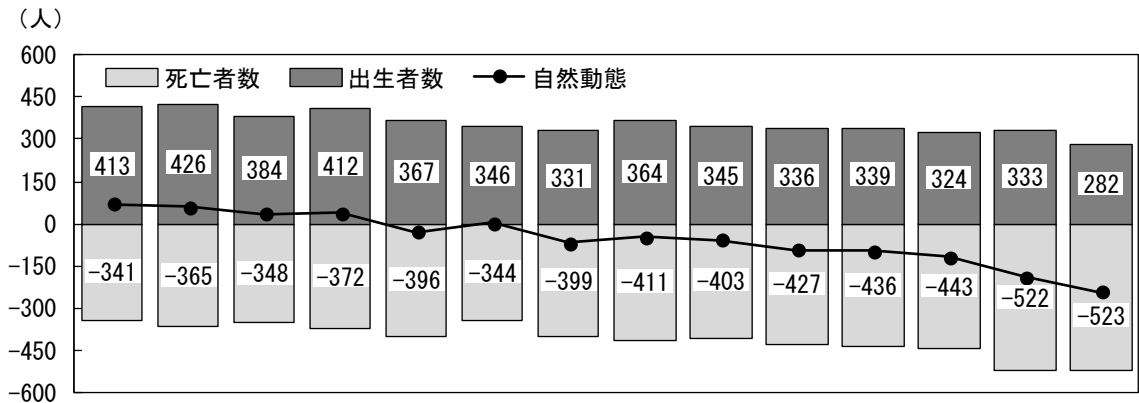
10 人口動態

(1) 自然動態

自然動態をみると、出生者数は減少傾向にあり、死亡者数は増加傾向にあります。

平成28年からは死亡者数が出生者数を上回る自然減が続いており、その差は拡大傾向にあります。令和5年の自然増減数は▲241人と、前年の▲189人より52人減少しています。

図表 2-14 自然動態



区分	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
自然増減数	72	61	36	40	▲29	2	▲68	▲47	▲58	▲91	▲97	▲119	▲189	▲241

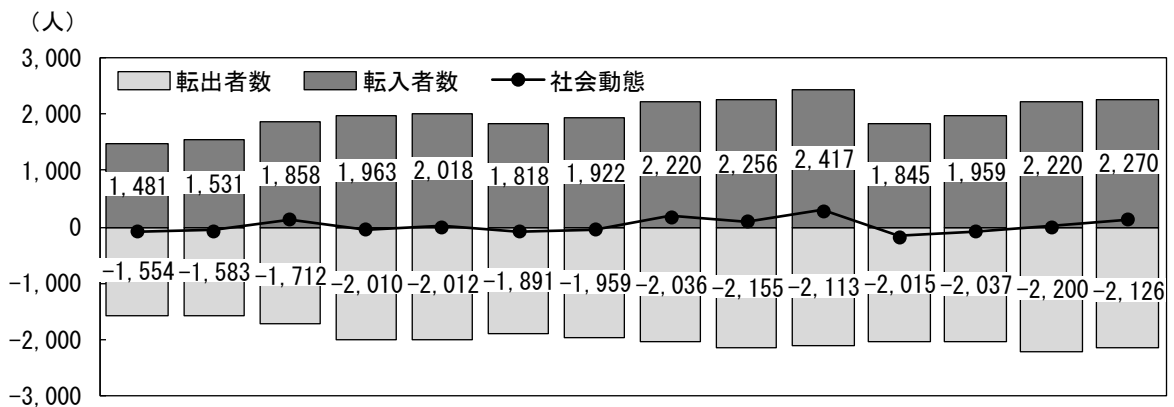
資料：人口動態統計

(2) 社会動態

社会動態をみると、転入者数は令和2年を境に増加を続けており、令和5年現在、2,270人となっています。一方で転出者数は、平成29年以降、2,000～2,200人台で推移しており、令和5年現在、2,126人となっています。

平成29年からは転入者数が転出者数を上回る社会増が続いていましたが、令和2年及び令和3年は転入者の急減によって社会減となりました。この背景には新型コロナウイルス感染症の影響があったと考えられます。しかし、令和4年以降は再び社会増に転じています。

図表 2-15 社会動態



区分	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
社会増減数	▲73	▲52	146	▲47	6	▲73	▲37	184	101	304	▲170	▲78	20	144

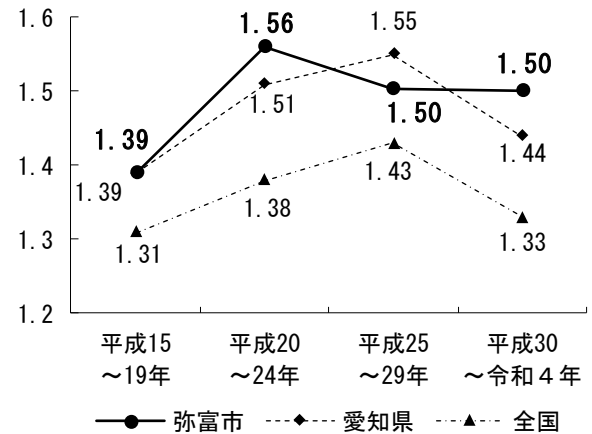
資料：人口動態統計

11 合計特殊出生率

ひとりの女性が生涯に産むこどもの数に相当する合計特殊出生率は、平成15～19年(1.39)から平成20～24年(1.56)にかけて上昇しましたが、平成25～29年(1.50)には低下し、その後は横ばいで推移しています。

また、平成30～令和4年の1.50は、愛知県(1.44)および全国(1.33)を上回っています。

図表2-16 合計特殊出生率



資料：人口動態保健所・市町村別統計

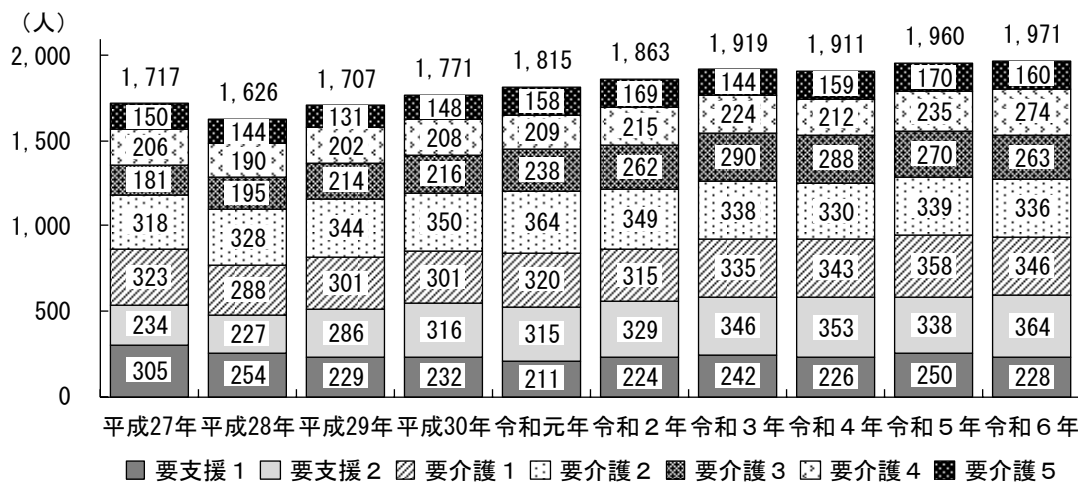
12 要支援・要介護者

要支援・要介護認定者数は、平成28年を境に増加傾向にあり、令和6年9月末現在、1,971人となっています。

要介護度別にみると、要支援2が364人と最も多く、次いで要介護1(346人)、要介護2(336人)の順となっています(図表2-17)。

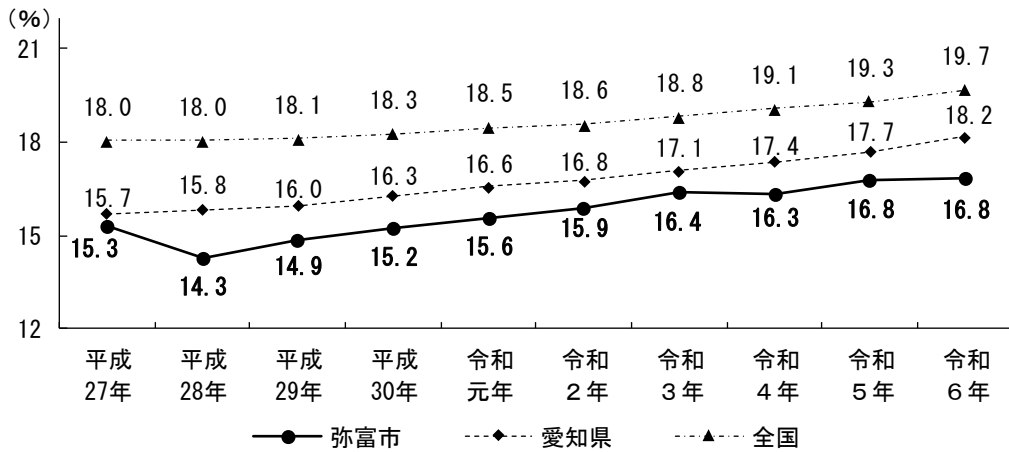
第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の割合である要支援・要介護認定率は、平成28年を境に上昇傾向にあり、令和6年9月末現在、16.8%となっています。また、本市の要支援・要介護認定率は、愛知県及び全国を下回って推移しています(図表2-18)。

図表2-17 要支援・要介護者数



資料：介護保険事業状況報告 月報(各年9月末)

図表 2-18 要支援・要介護認定率



※ 要支援・要介護認定率=65歳以上認定者数/65歳以上人口×100

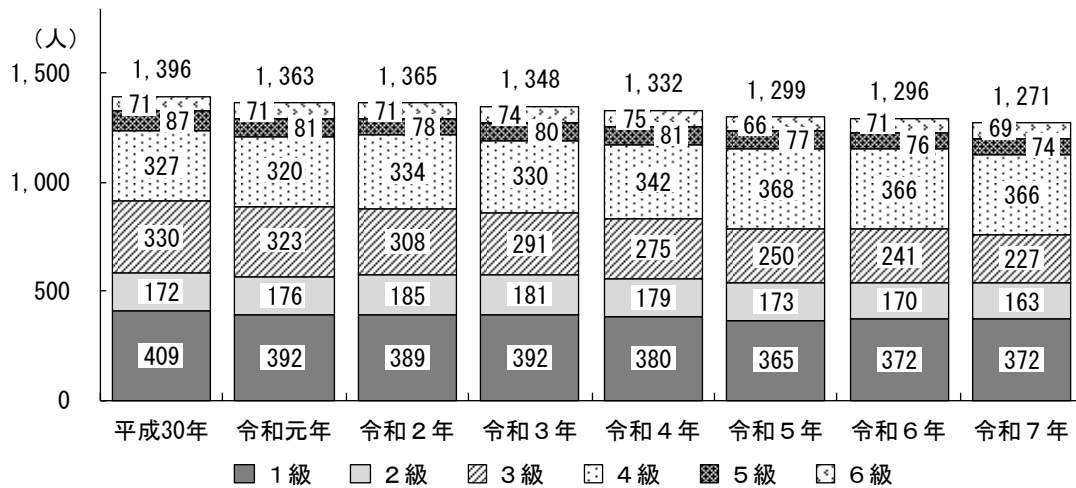
資料：介護保険事業状況報告 月報（各年9月末）

13 障がい者手帳の所持者数

令和7年4月1日現在、本市には、身体障がい者手帳所持者が1,271人、療育手帳所持者が396人、精神障がい者保健福祉手帳所持者が617人います。

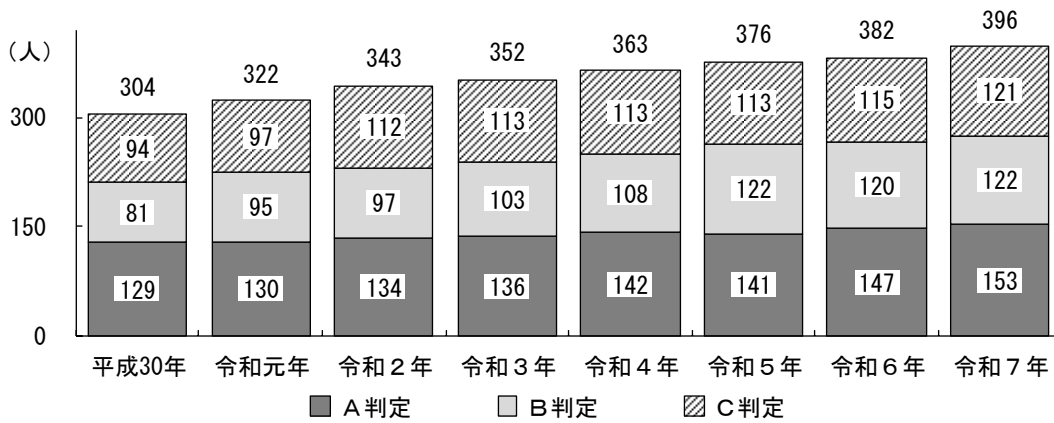
それぞれの手帳所持者数の推移をみると、身体障がい者手帳所持者は緩やかに減少し、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加を続けています。

図表 2-19 身体障がい者手帳所持者



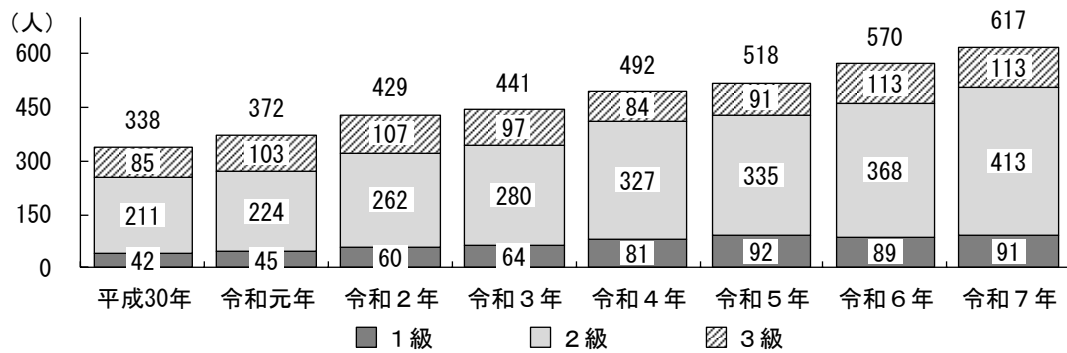
資料：福祉課（各年4月1日）

図表 2-20 療育手帳所持者



資料：福祉課（各年4月1日）

図表 2-21 精神がい者保健福祉手帳所持者

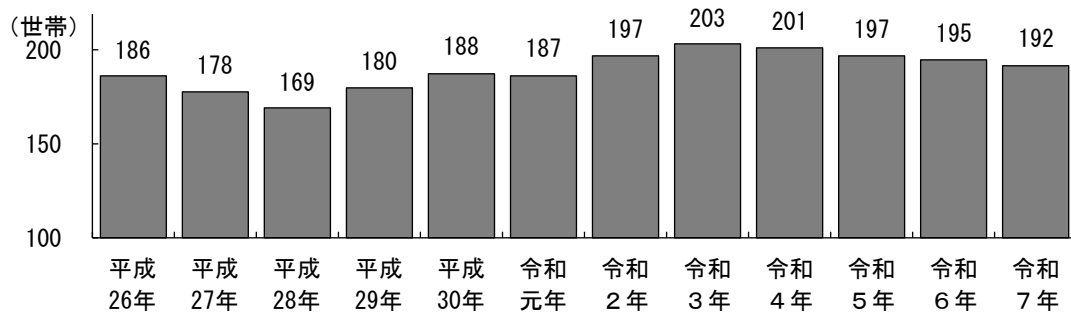


資料：福祉課（各年4月1日）

14 生活保護世帯

本市の生活保護世帯数は、令和7年4月1日現在、192世帯です。平成28年を境に増加傾向となり、令和3年には200世帯を超えましたが、その後は減少に転じています。

図表 2-22 生活保護世帯数



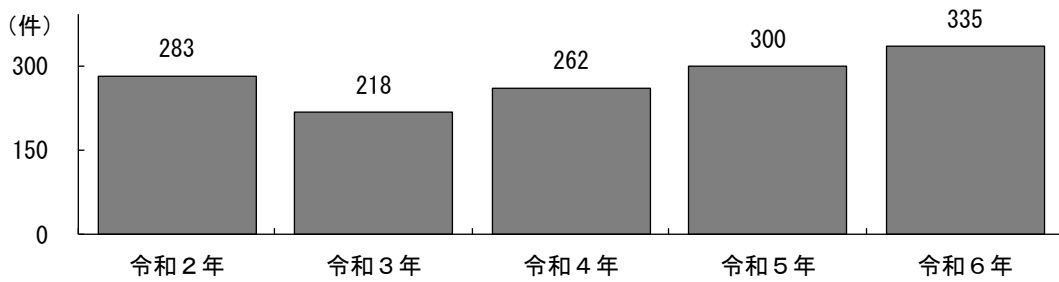
資料：福祉課（各年4月1日）

15 再犯を取り巻く状況

本市の刑法犯認知件数は、令和3年以降、増加を続けています（図表2-23）。

蟹江警察署管内における刑法犯検挙者に占める再犯者数は減少傾向にありましたが、令和4年に急激に上昇し、5割近くとなりました。その後は低下し、令和5年現在は40.1%となっています（図表2-24）。

図表2-23 刑法犯認知件数の推移



資料：愛知県警犯罪統計書

図表2-24 蟹江警察署管内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（年少を除く）

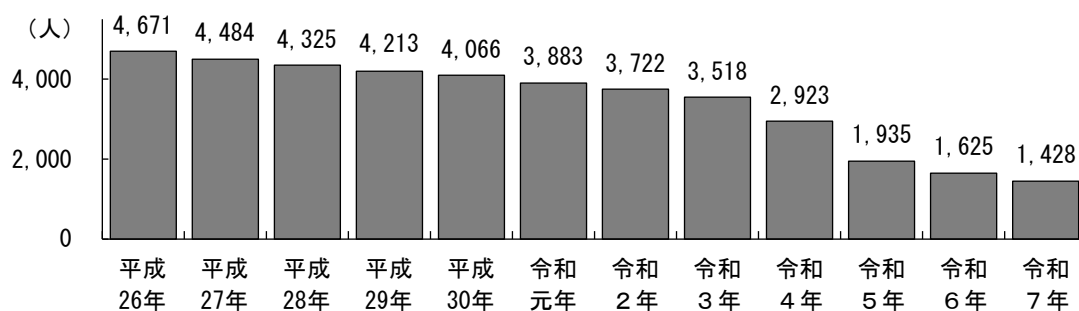


資料：法務省矯正局データ

16 福寿会の会員数

福寿会の会員数は、減少を続け、令和5年には2,000人を下回りました。令和7年4月1日現在、1,428人となっています。

図表2-25 福寿会の会員数



資料：介護高齢課（各年4月1日）

17 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員の数は、令和7年4月1日現在、65人となっています。

図表2-26 民生委員・児童委員

単位：人

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
民生委員・児童委員 (主任児童委員)	62 (6)	62 (6)	62 (6)	62 (6)	62 (6)	62 (6)	65 (7)	65 (7)	65 (7)	65 (7)	65 (7)

資料：福祉課（各年4月1日）

18 地区別の状況

中学校区別の状況をみると、弥富中学校区は弥富北中学校区に比べて、総人口及び世帯数が多くなっています。また、弥富北中学校区は弥富中学校区に比べて、高齢化率及び後期高齢化率がやや高くなっています（図表2-27）。

小学校区別に状況をみると、高齢化率が高いのは大藤及び十四山東部で、ともに35%を超えています。また、白鳥、栄南、十四山西部も30%台の高い率です。

また、一般世帯数に占める高齢者のみ世帯の割合が高いのは、白鳥、大藤、十四山東部、十四山西部で30%を超えています。特に、十四山西部は高齢者単身世帯の割合が高くなっています（図表2-28）。

図表2-27 中学校区別の状況

区 分		弥富中学校区	弥富北中学校区	全 体
総人口（人）		26,729	16,637	43,366
0～14歳	（人）	3,071	1,893	4,964
	（％）	11.5	11.4	11.4
15～64歳	（人）	16,695	10,235	26,930
	（％）	62.5	61.5	62.1
65歳以上	（人）	6,963	4,509	1,1472
	（％）	26.1	27.1	26.5
65～74歳	（人）	2,919	1,706	4,625
	（％）	10.9	10.3	10.7
75歳以上	（人）	4,044	2,803	6,847
	（％）	15.1	16.8	15.8
世帯数（世帯）		11,619	7,514	19,133

資料：住民基本台帳（令和7年4月1日現在）

図表2-28 小学校区別の状況

小学校区	総人口 （人）	高齢者数 （人（％））	世帯数 （世帯）	高齢者のみ世帯数（世帯（％））	
				高齢者のみ 世帯数	高齢者単身世帯数
全体	43,366	11,951 (27.6)	19,133	4,832 (25.3)	2,573 (13.4)
白鳥	5,516	1,746 (31.7)	2,414	760 (31.5)	417 (17.3)
弥生	11,121	2,934 (26.4)	5,100	1,252 (24.5)	686 (13.5)
桜	7,734	1,922 (24.9)	3,601	872 (24.2)	527 (14.6)
大藤	2,874	1,021 (35.5)	1,221	369 (30.2)	177 (14.5)
栄南	2,672	903 (33.8)	1,209	274 (22.7)	115 (9.5)
十四山東部	2,893	1,034 (35.7)	1,160	351 (30.3)	162 (14.0)
十四山西部	2,091	698 (33.4)	851	282 (33.1)	153 (18.0)
日の出	8,465	1,693 (20.0)	3,577	672 (18.8)	336 (9.4)

資料：福祉課調べ（令和7年4月1日現在）

19 ボランティア連絡協議会加入団体

令和7年9月1日現在、本市のボランティア連絡協議会に加入している団体は11団体です。それぞれの団体の会員数及び活動目的は図表2-29のとおりです。

図表2-29 ボランティア連絡協議会加入団体

団体名	会員数	活動目的
やとみふくしハンドメイド	10名	○手作り作品の販売を通じて、社会福祉に貢献をする
チャレンジハウス弥富 ボランティア	11名	○就労継続支援B型事業所において、請負業務、自主業務を行う ○機能回復訓練として自主製品の制作及び各行事等の手伝いをする
点訳の「ありんこ」	12名	○視覚障がい者への点字による情報提供と啓発活動を行うとともに、障がい者への理解を深める
弥富音訳の会	13名	○視覚障がい者に対して、弥富市の情報を音声で届けるとともに、リスナーと会員の交流を行う ○ボランティア活動を通じて会員同士の知的向上を図る
介護ボランティア 「たんぽぽ」	12名	○デイサービスセンターにおいて、手伝いや障がい者行事への協力を行う
手話サークル“やとみ”	20名	○聴覚障がい者の抱える問題についての学習及び交流を行う ○聴覚障がい者の社会参加のサポートを実施する ○手話言語の学習や普及に取り組む
弥富市民生委員会 ボランティアグループ	72名	○民生・児童委員として助け合いの互助精神から様々なボランティア活動を行い、地域の人との出会いやふれあいを通じて、民生委員活動につなげる
個人ボランティアグループ 「おあしす」	8名	○特別養護老人ホームでの傾聴ボランティアや施設での清掃、障がい福祉施設での支援等を実施しており、一人ひとりにあった活動や特技を生かせるボランティアの実施
鮫ヶ地コスモス会	23名	○空き地、休耕地等にコスモスを栽培し、環境美化を図る ○住民参加による農作物の収穫体験会を開催し、農業の理解を図る
おはなしの会「ゆめうさぎ」	10名	○高齢者福祉施設・児童クラブ等に訪問し、高齢者やこどもに対して絵本の読み聞かせや歌謡曲の合唱等を行う
五明わくわく塾	6名	○こどもの基礎的、基本的な学力の補充と定着を支援する。 ○野菜の栽培、収穫体験を通して、地域の人との交流を図る

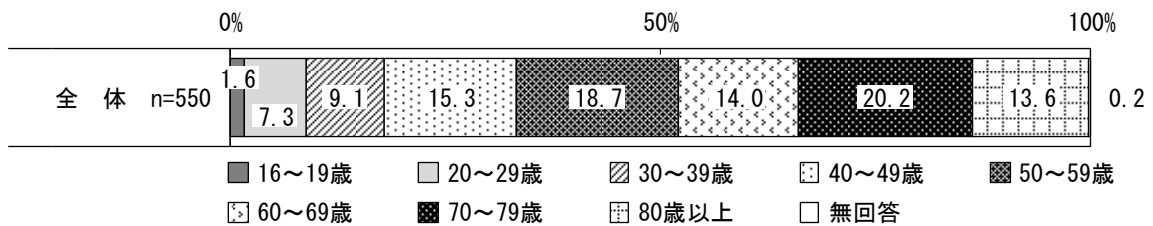
資料：弥富市社会福祉協議会（令和7年9月1日現在）

2 アンケート調査結果からみた現状

1 回答者の年齢

回答者の年齢は、「70～79歳」が20.2%と最も高くなっており、〈60歳以上〉が47.8%を占めています。

図表 2-30 回答者の年齢

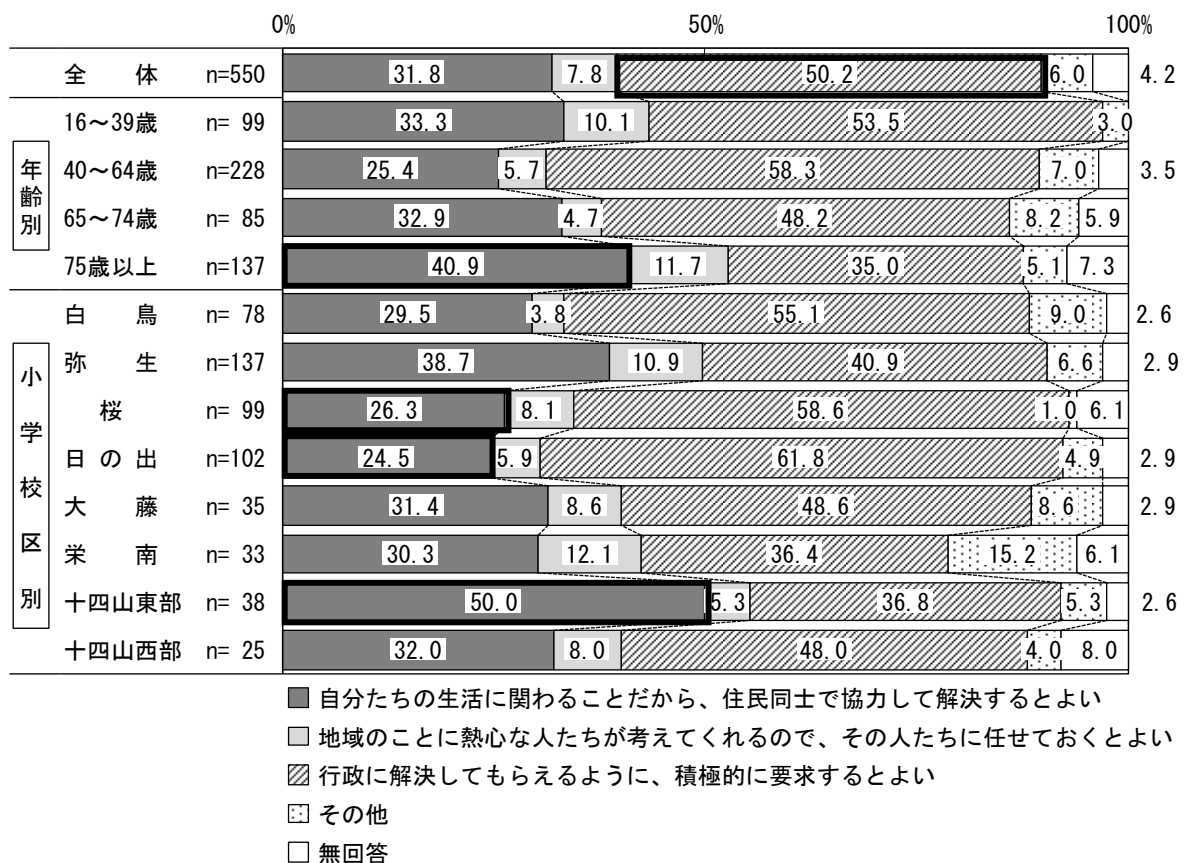


2 地域の支え合い

住んでいる地域の困りごとを解決するためには、「行政に解決してもらえるように、積極的に要求するとよい」が50.2%と最も高くなっています。

「自分たちの生活に関わることだから、住民同士で協力して解決するとよい」は、年齢別では、75歳以上になると40%を超える高い率となります。また、小学校区別では、十四山東部学区は50.0%と高い一方で、桜学区及び日の出学区は25%前後の低い率です。

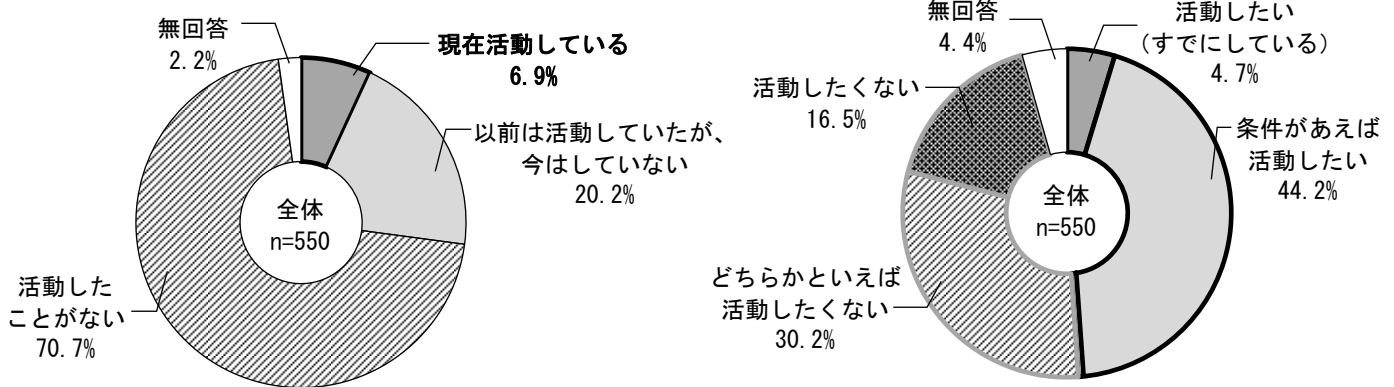
図表 2-31 地域の困りごとをどのような方法で解決するとよいか



3 ボランティア

ボランティア活動について、「現在活動している」は6.9%ですが、参加意向をたずねたところ、50%程度の人がボランティア活動に関心を持っています（「活動したい（すでにしている）」+「条件があれば活動したい」）（図表2-32、図表2-33）。

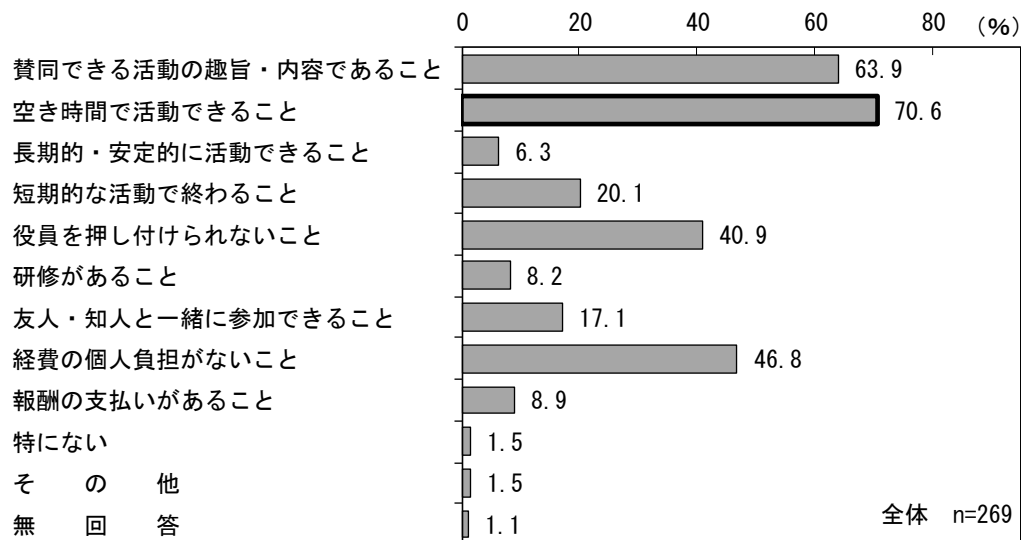
図表2-32 ボランティア活動に参加したことがあるか 図表2-33 ボランティア活動への参加意向



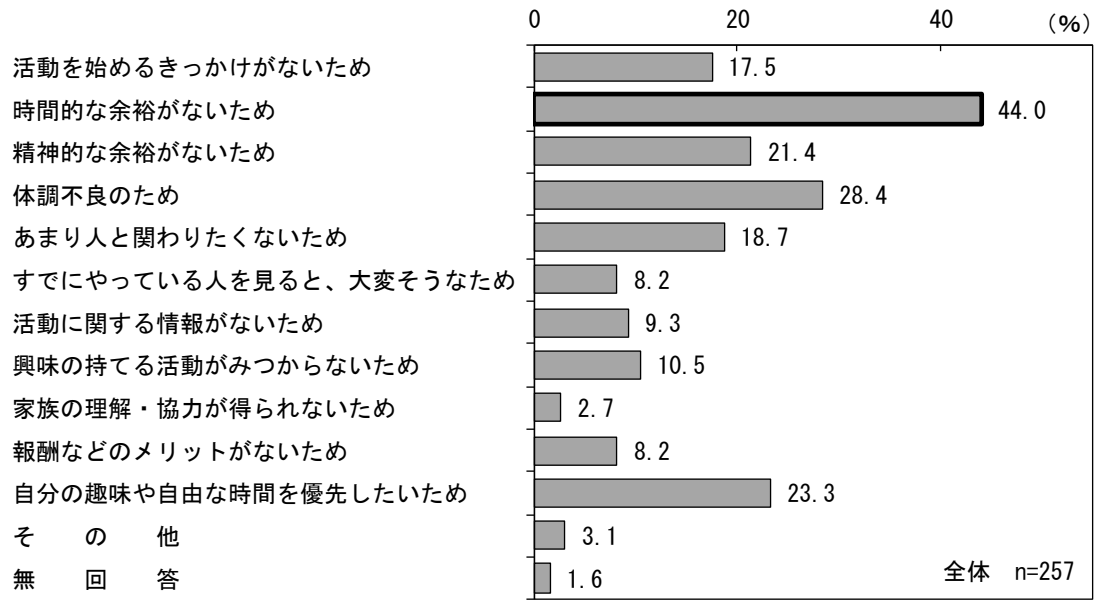
今後のボランティア活動について、「活動したい（すでにしている）」、「条件があれば活動したい」と答えた人が、ボランティア活動に参加するうえで重視することは、「空き時間で活動できること」が70.6%と最も高くなっています（図表2-34）。

また、今後のボランティア活動について、「どちらかといえば活動したくない」、「活動したくない」と答えた人に、その理由をたずねたところ、「時間的な余裕がないため」が44.0%と最も高くなっています（図表2-35）。

図表2-34 ボランティア活動をするうえで重視すること（活動したい人、複数回答）



図表 2-35 ボランティア活動に参加したくない理由（活動したくない人、複数回答）

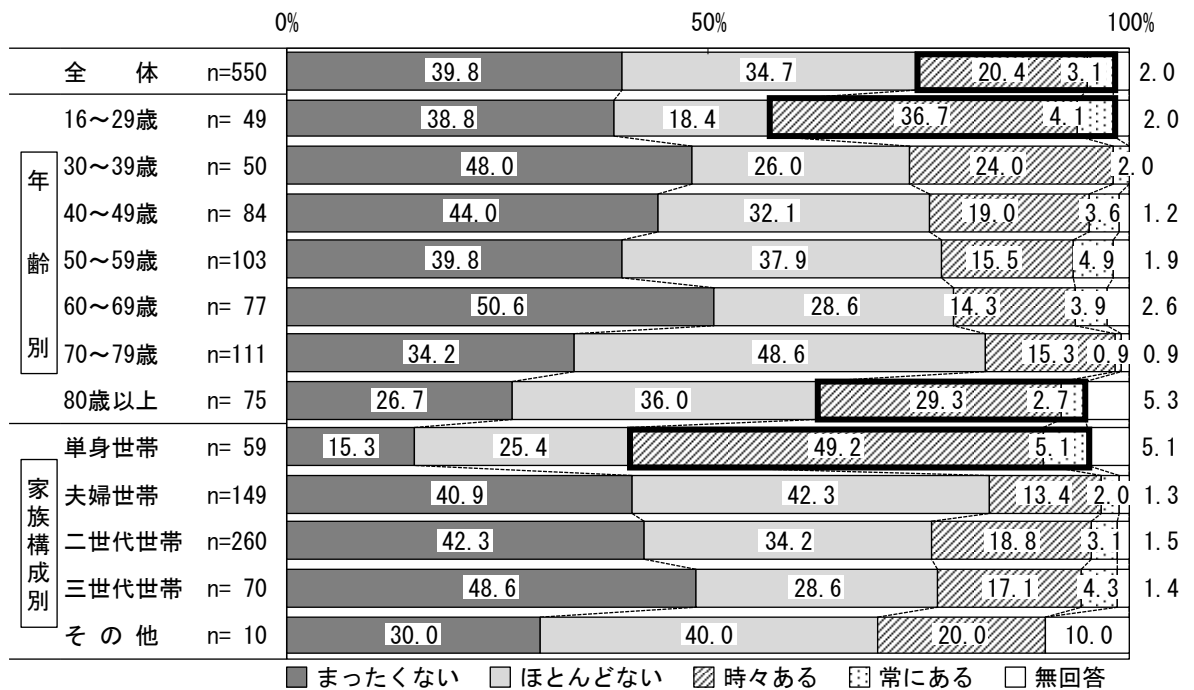


4 孤独感

〈孤独を感じる〉（「時々ある」＋「常にある」）と答えたのは23.5%となっており、回答者の5人に1人以上が孤独を感じています。

〈孤独を感じる〉は、年齢別では16～29歳と80歳以上、家族構成別では単身世帯で高い割合です。

図表 2-36 孤独感

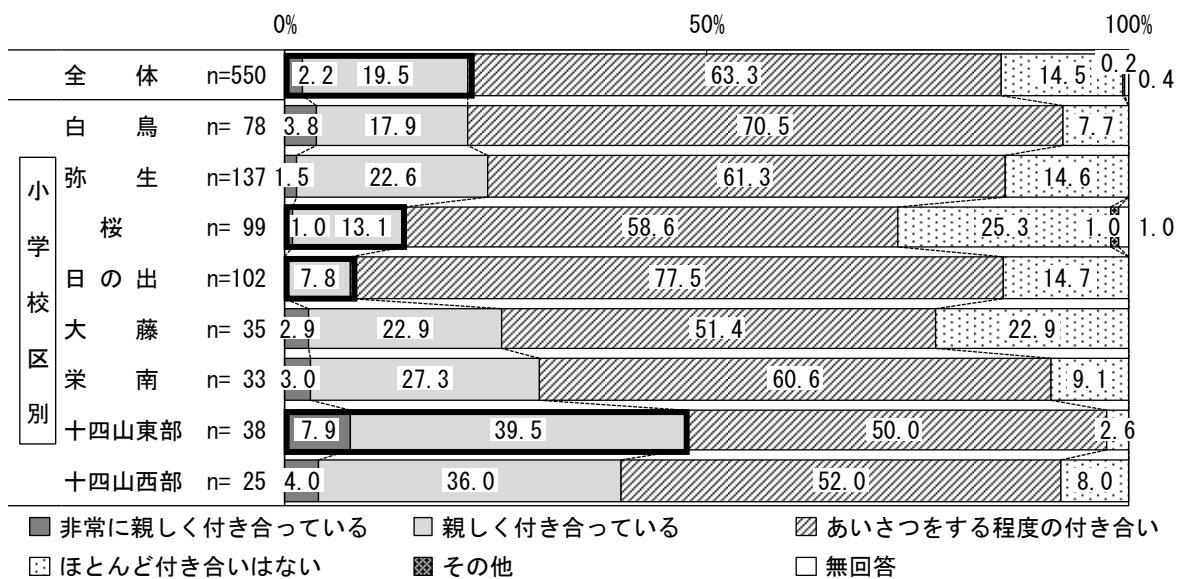


5 近所つき合いの程度

近所つき合いの程度をたずねたところ、「あいさつをする程度のつき合い」が63.3%と最も高く、〈親密な近所つき合いをしている〉（「非常に親しく付き合っている」+「親しく付き合っている」）のは20%程度です。

小学校区別にみると、〈親密な近所つき合いをしている〉が低いのは桜学区及び日の出学区で、高いのは十四山東部学区となっています。

図表 2-37 近所つき合いの程度



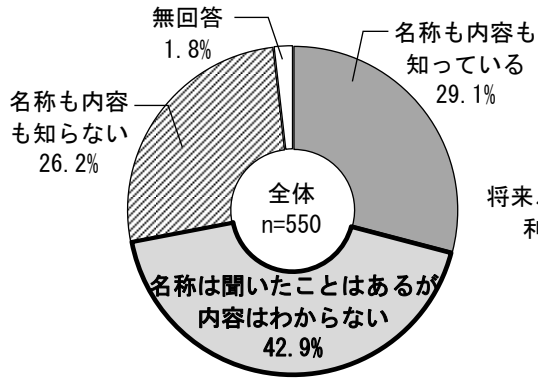
6 成年後見制度

成年後見制度の認知度は、「名称は聞いたことはあるが内容はわからない」が42.9%と最も高く、次いで「名称も内容も知っている」(29.1%)、「名称も内容も知らない」(26.2%)となっています(図表 2-38)。

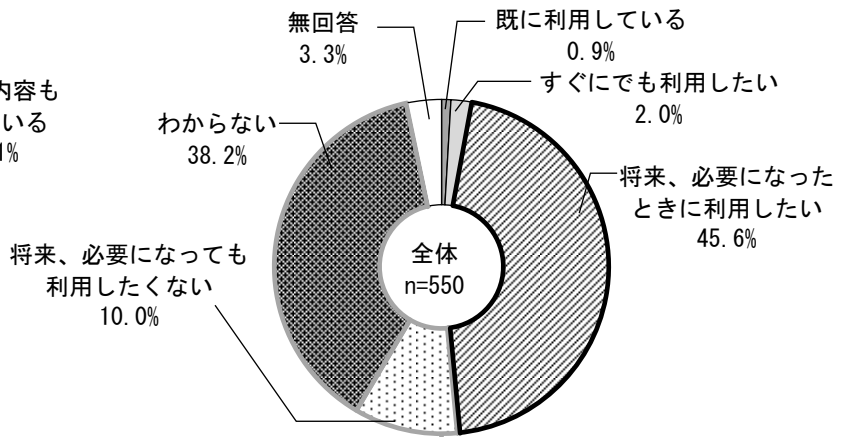
成年後見制度の利用意向をたずねたところ、「将来、必要になったときに利用したい」が45.6%と最も高くなっており、これに「既に利用している」(0.9%)と「すぐにでも利用したい」(2.0%)を加えた〈利用したい〉が48.5%です(図表 2-39)。

また、成年後見制度の利用について、「将来、必要になっても利用したくない」、「わからない」と答えた人にその理由をたずねたところ、「成年後見制度についてよくわからない」が42.6%と最も高くなっています(図表 2-40)。

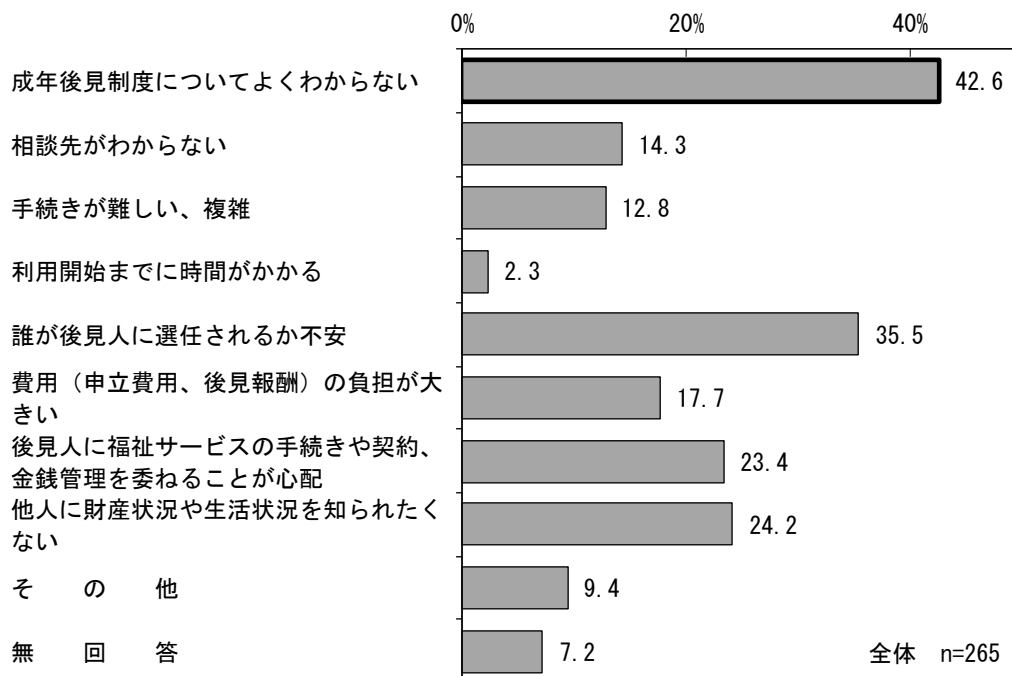
図表 2-38 成年後見制度の認知度



図表 2-39 成年後見制度の利用意向



図表 2-40 成年後見制度を利用したくない理由（利用したくない・わからない人、複数回答）



7 防 災

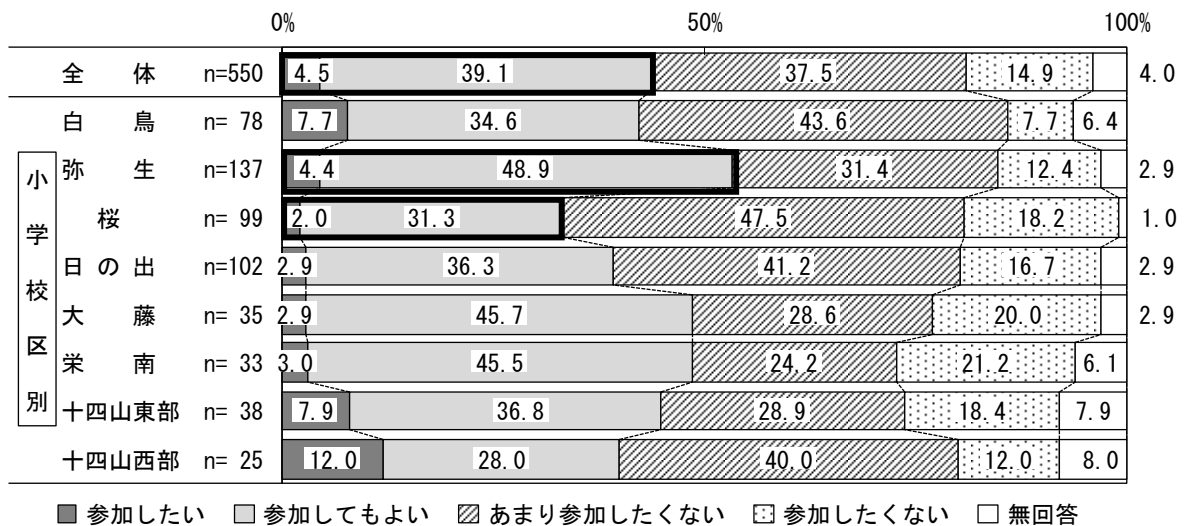
自主防災組織への参加意向をたずねたところ、「参加してもよい」が39.1%と最も高く、これに「参加したい」(4.5%)を加えた〈参加したい〉は43.6%、「あまり参加したくない」(37.5%)と「参加したくない」(14.9%)を合計した〈参加したくない〉は52.4%となっており、〈参加したくない〉が〈参加したい〉を上回っています。

小学校区別にみると、〈参加したい〉が高いのは弥生学区、低いのは桜学区です(図表2-41)。

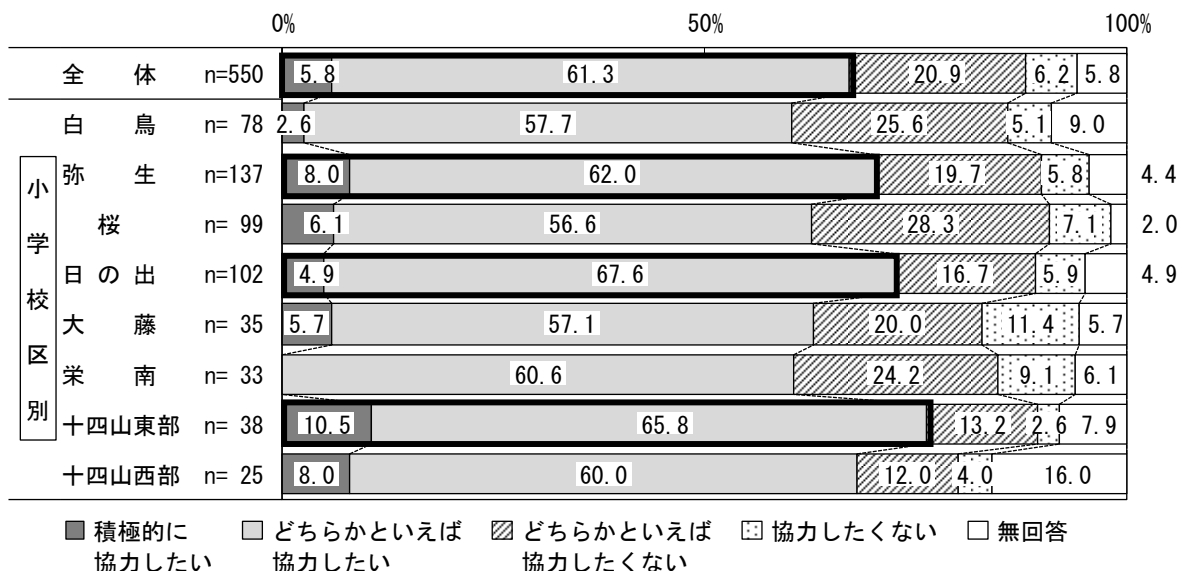
災害時に避難行動要支援者に協力したいかたずねたところ、「どちらかといえば協力したい」が61.3%と最も高く、これに「積極的に協力したい」(5.8%)を加えた〈協力したい〉が67.1%を占めています。

小学校区別にみると、弥生学区、日の出学区及び十四山東部学区は〈協力したい〉が70%台の高い率です(図表2-42)。

図表2-41 自主防災組織への参加意向



図表2-42 災害時に避難行動要支援者に協力したいか

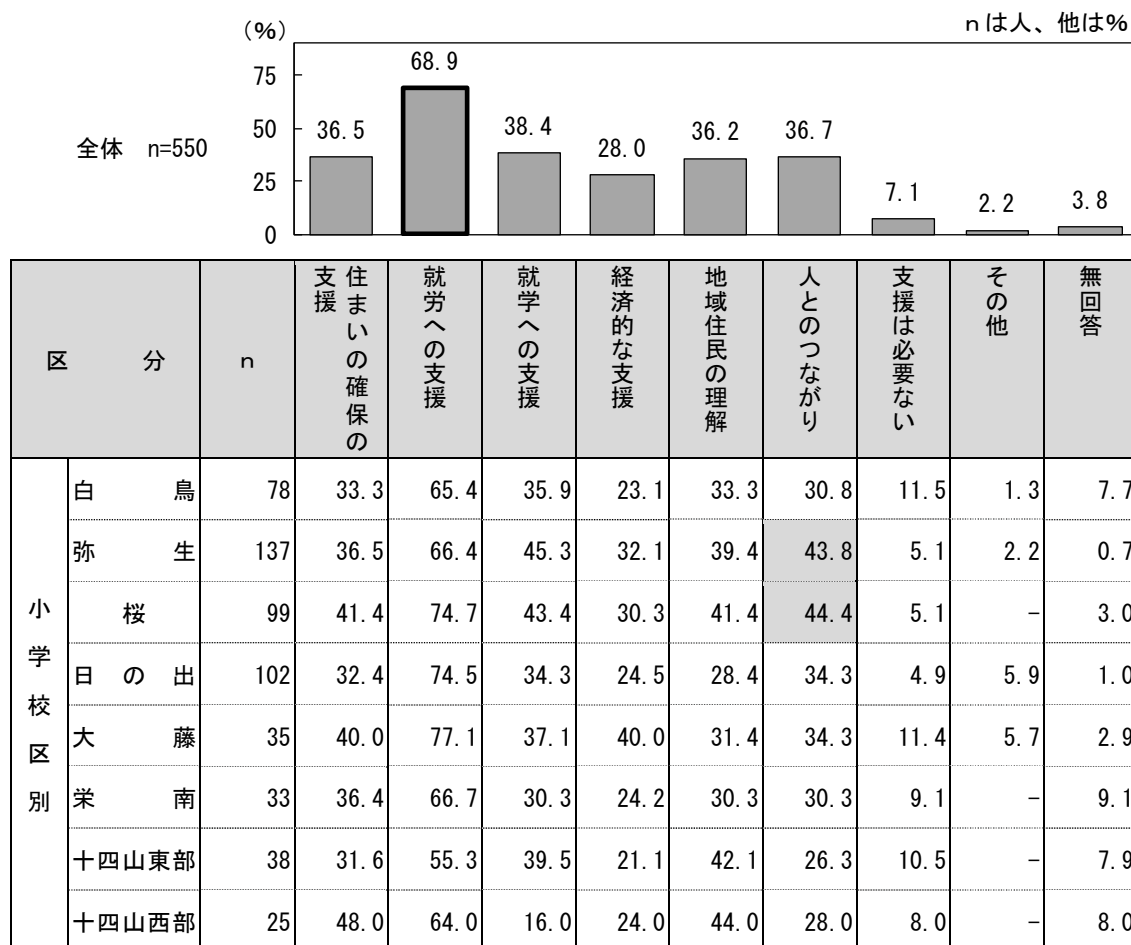


8 再犯防止

非行や犯罪をした人の立ち直りに必要なことは「就労への支援」が68.9%と最も高く、次いで「就学への支援」(38.4%)、「人とのつながり」(36.7%)、「住まいの確保の支援」(36.5%)、「地域住民の理解」(36.2%)の順となっています。

小学校区別にみると、弥生学区及び桜学区は「人とのつながり」がそれ以外の小学校区に比べて高くなっています。

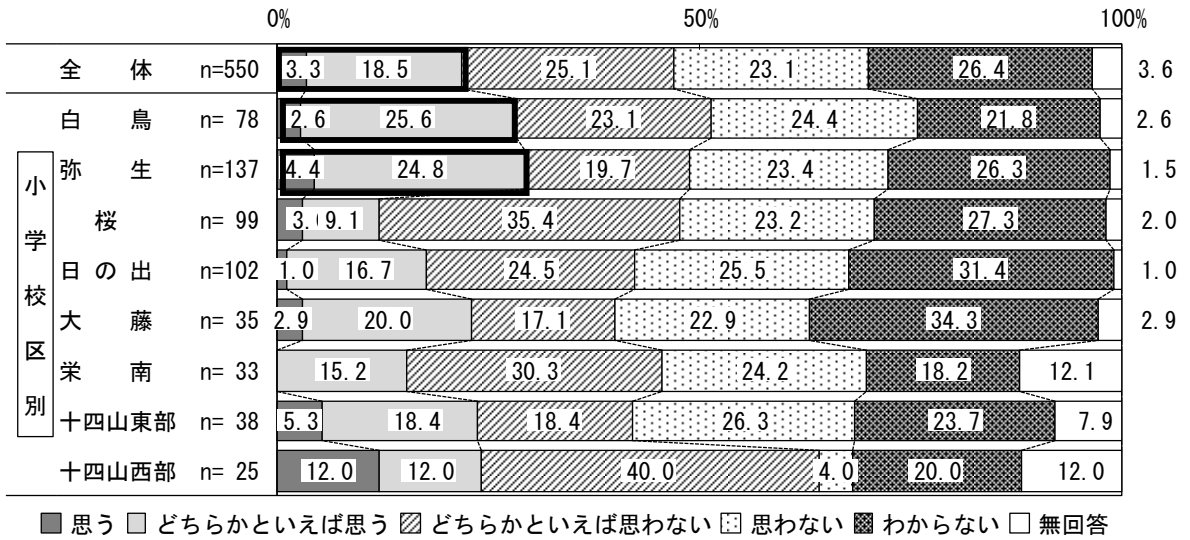
図表2-43 非行や犯罪をした人の立ち直りに必要なこと (複数回答)



非行や犯罪をした人の立ち直りに協力したいかたずねたところ、「思う」(3.3%)と「どちらかといえば思う」(18.5%)を合計した〈協力したい〉が21.8%です。一方で、「どちらかといえば思わない」(25.1%)と「思わない」(23.1%)を合計した〈協力したくない〉が48.2%となっています。

小学校区別にみると、白鳥学区及び弥生学区は〈協力したい〉が30%程度の比較的高い率です。

図表 2-44 非行や犯罪をした人の立ち直りに協力したいか

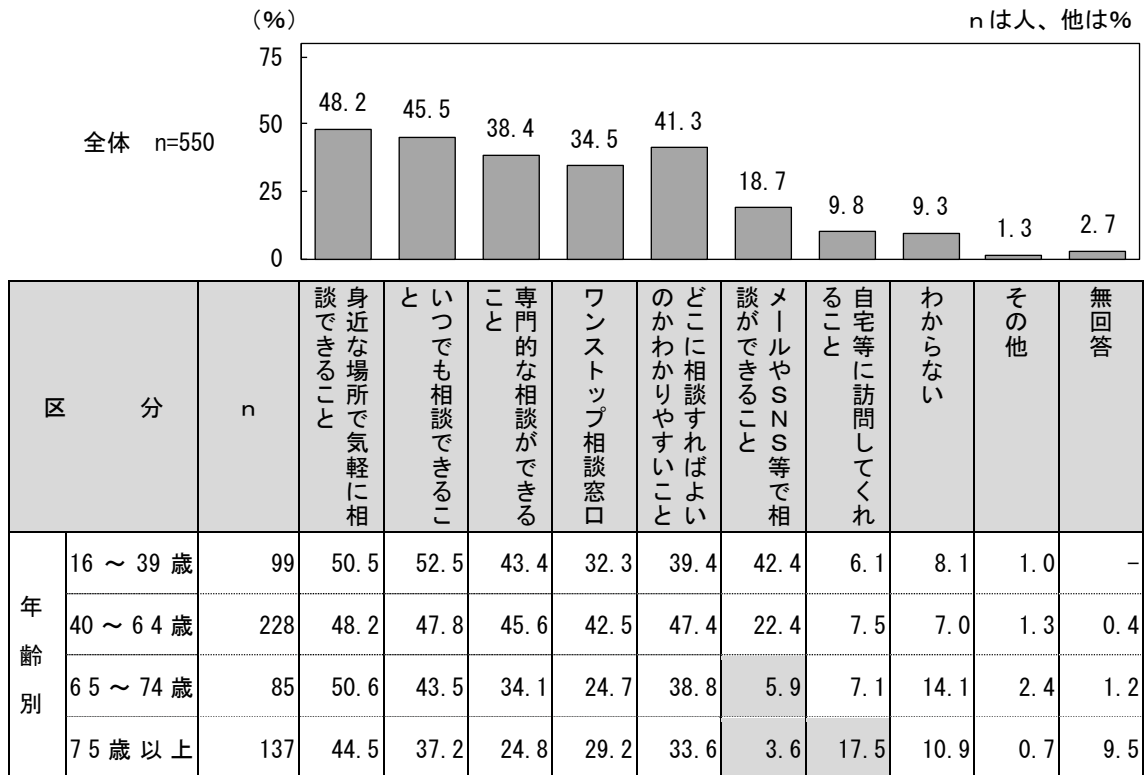


9 相談窓口に期待すること

相談窓口に期待することは、「身近な場所で気軽に相談できること」が48.2%と最も高く、次いで「いつでも相談できること」(45.5%)、「どこに相談すればよいのかわかりやすいこと」(41.3%)の順となっています。

年齢別にみると、65歳以上になると「メールやSNS等で相談ができること」が急激に低下します。また、75歳以上は「自宅等に訪問してくれること」が高くなっています。

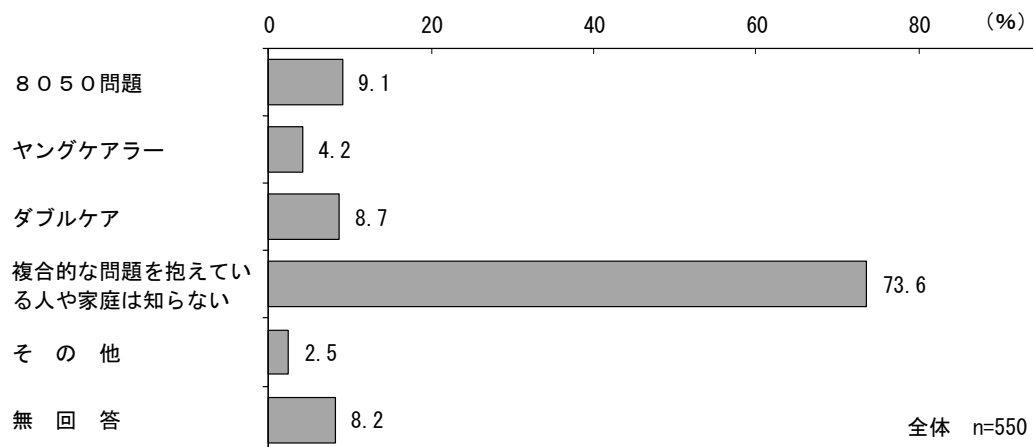
図表 2-45 相談窓口に期待すること (複数回答)



10 複合的な課題

本人や周囲に複合的な課題を抱えた人・世帯がいるかたずねたところ、「8050問題」が9.1%、「ダブルケア」が8.7%、「ヤングケアラー」が4.2%となっており、「複合的な課題を抱えている人や家庭を知らない」と「無回答」を除いた15%以上の人が複合的な課題を認識しています。

図表 2-46 複合的な課題



11 弥富市の重点課題

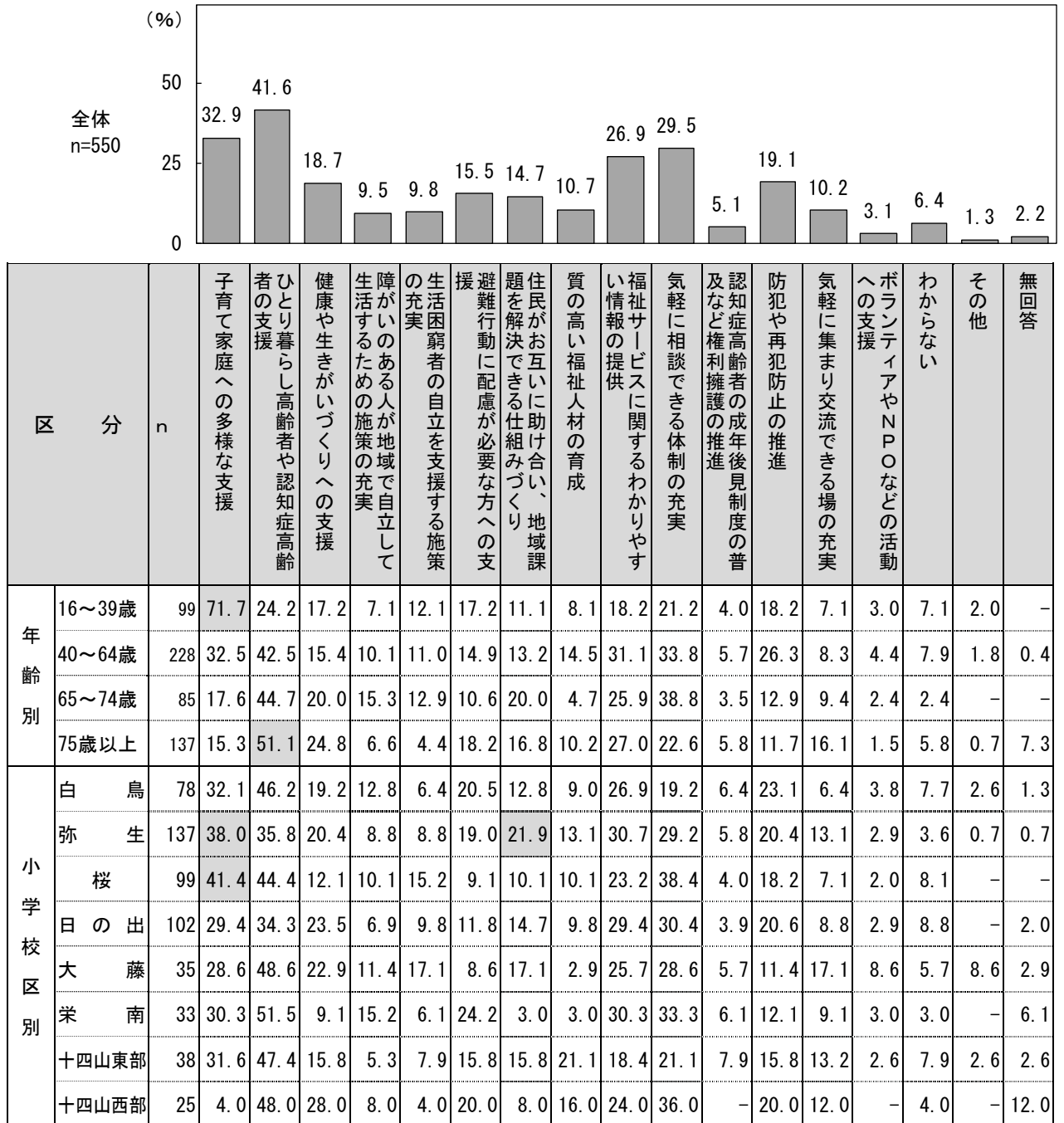
弥富市の地域福祉の重点課題をたずねたところ、「ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の支援」が41.6%と最も高く、次いで「子育て家庭への多様な支援」(32.9%)、「気軽に相談できる体制の充実」(29.5%)、「福祉サービスに関するわかりやすい情報の提供」(26.9%)の順となっています。

年齢別にみると、16～39歳は「子育て家庭への多様な支援」が71.7%、75歳以上は「ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の支援」が51.1%と非常に高い率です。

小学校区別にみると、弥生学区及び桜学区は「子育て家庭への多様な支援」が40%前後の高い率です。また、弥生学区は「住民がお互いに助け合い、地域課題を解決できる仕組みづくり」が比較的高いことも特徴としてあげられます。

図表 2-47 弥富市の重点課題（3つまで）

nは人、他は%



3 地域住民懇談会の主な意見

〈桜・日の出学区〉

- つながりが少ないことが課題です。様々な課題の解決のためには、つながりを強化していくべきです。世代間交流やコミュニケーションをとる機会を増やす方法を考えることが必要であり、皆が行きたくなるような楽しいつながりの場やサロン、こども食堂の活用を広げるとともに、その活動の周知が必要です
- つながりをつくるために、空き家や廃校した十四山中学校を利用して、新型コロナウイルス感染症の流行時に希薄化していた地域の交流を再構築することが求められています
- ボランティアを募集することが必要です。地域住民の奉仕活動を活性化させるために、活動報酬が少しでもあると、もっと参加する人も増える可能性があります
- こどもが安心して過ごせるまちになってほしいですが、地域には公園が少ないです
- 自家用車が必須であり、外出時の交通手段の確保が必要です。また、人口密度の差から生じる交通格差が大きくなっています
- お金の心配を抱えています
- 既存のサービスでは、対象外となっている子育て世帯に対する社会資源が必要です。子育て世帯に対する家庭訪問型子育て支援「ホームスタート」をはじめたいと考えています

〈大藤・栄南学区〉

- 大藤・栄南地区は、人口に占める高齢者の割合が高く、こどもの割合が少ない地域です
- 近くに買い物ができるところが少ないです。また、病院も行けないため、日常生活に不便を感じています
- 交通の便が整っておらず、交通手段の充実が必要です。しかし、交通網の整備や周囲の施設の充実には一定の人口規模が必要であり、人口の増加が必要です
- 人口を増やす方策として、住宅地を増やし、若者の移住を進めることが求められます
- 交通手段を確保するために、学校のスクールバスを朝と夕方以外の時間に活用することができるとよいと思います
- 高齢者同士、こどもと地域の関わり等が少なく、地域のつながりが希薄です。名前と顔を知らない近所の人もあります。こうした状況を改善するために、関わり合いが生まれる場所を増やすことが望まれています
- 外国人住民が出入りすることが増えており、日常生活のマナーやルールが浸透していないことが課題です。例えば車の路上駐車が多く、危険であり、こどもや高齢者が安心して外出しづらくなっています。こうした課題に対して、地域の見守りが必要とされています

〈十四山学区〉

- 自治会をやめる人がいます。また、解散する子ども会や老人クラブがあり、継続することが困難な状況にある中、コミュニティを再構築していくことが必要です
- 近年、多様性の理解やSDGsの推進が重要視されている中、個人主義の人もいます。時代にあった取組が求められています
- 自治会、任意団体、地縁団体をやめていく背景には、手続きや事務負担、役員の負担が大きいたことが一因として考えられます。そのため、これらを簡略化していくことが活動継続の解決につながると考えます
- その一方で、自治会、任意団体、地縁団体は少なくなっているものの、地域での声かけ等は行っており、そうした個々での地域のつながりは存在します
- 自治会、任意団体、地縁団体が少なくなっていく中で、こども食堂やサロンが地域に広がりつつあります。十四山学区には大きなつながりはそれほど多くありませんが、食事会等の小さなつながりがあります
- 地縁を強くするためには、交流する機会を持つことが必要です。サロンや食事会で集まる機会を大切にしながら、そこに必要な情報が届くことで、困ったときに相談できる支援先につながることを期待されます
- 小さな交流をさらに展開していき、交流の場に情報が届く仕組みや相談できる機会を設けると、困りごとを抱えている人を把握できると考えます
- 普段の活動の中で、民生委員や地域の人が地域にいる困っている人の存在を把握できています。そして、必要なサービスにつながることによって、その人の表情にも変化が見られました。関わった人を継続的に把握できていることが地域の強みであり、単にサービスにつなげるだけではなく、地域住民がつながり合えています
- 障がい者に寄り添うことが必要です
- 福祉ボランティア団体同士の交流を図るべきです
- 高齢者の増加とこどもの減少が課題です。しかし、交通の便が悪すぎて人口が増えません
- 集まれる、お喋りができる、体を動かすことができる環境が求められています

〈弥生学区〉

- 地縁組織の弱体化が課題です。こどもや伝統文化を核にして取組を行うとよいと思います
- 学校は閉鎖的なイメージを持たれがちですが、学校は地域の人を歓迎しており、地域資源として活用することが可能です。学校を軸として、地域との交流やつながりをつくってけるとよいと考えます
- こどもや施設の利用者が地域で散歩や活動をしているときに、交通事故の危険があります。事業所も地域住民も危ない道があるという共通認識を持っており、ハード面では達成できていないこともありますが、住民が地域のことをよく見ていることが強みです
- 若い人の参加が課題です。地縁組織に限らず、現在の仕組みから考え直すことが必要です。これまでの活動を継続していくことも大切である一方で、工夫をしながら取り組んでいる地域もあります
- 自治会にマイナスのイメージを持っている人がおり、自治会等の参加者が減っています

- 福寿会や自治会の役員を渋っている人が多くいます
- 若い人の意見を取り入れることが大切です
- 地域に新しく入ってきた人の地域参加へのきっかけづくりが必要です
- 地域の横のつながりが必要です
- 外国人が増加しています。しかし、学校では外国人のこどもが孤立しています。話し合いの場に外国人も呼んでほしいです
- 日本語がわからない外国人が増加しています。日本語教室に来る人もいますが、そうでない人もまだまだいる状況です
- 若い世代は多忙です
- 高齢者の孤立が課題です
- 近所付き合いが少ないです
- 世代間のつながりが必要です
- スロープ付きの歩道橋がほしいです。こどもと高齢者の安全を確保することが重要です
- 役員のなり手がいません
- 行政は取組のPRが不足していると感じます
- 地域に住むことはひとりではないということを伝えることが大切です
- 若い人に利点となるような情報発信の方法の検討が必要です

〈白鳥学区〉

- 南北に伸びる大きな道路でトラックが行き交うため、人の安全が確保されていません
- こどもが他の地区より多い地区です。大人であれば、コミュニティセンターや公民館等の公共施設が自由に使えますが、こどもが気軽に遊べる場所、集まれる場所が少ないです
- 年齢を超えた交流が減ってきています。新型コロナウイルス感染症の影響もありますが、新しい人が入ることもあり、若い世代を中心に、人との関わりが少なくなっています。その一方で、白鳥学区はお祭り等、学区のイベントや学区より規模の小さなイベントが充実しています。また、運営を外部ではなく、地域に住まう人が地域を盛り上げるという思いを持って行っています。自分たちでこの地域を守っていくという思いや皆で盛り上げる体制が整っていることは素晴らしいです
- PTA活動は基本的に親が行うことが多いですが、白鳥学区では「カルボラ（気軽にボランティア）」という活動で、地域のボランティアを募って補っています。例えば、校舎のトイレがとても暗く、こどもが使いづらいという課題が出てきたときに、通常であればPTAが解決に向けて取り組むところですが、白鳥学区では、「カルボラ」のボランティア活動によってトイレの壁を綺麗に塗り替えられました
- 白鳥学区では「カルボラ」がキーワードとなっており、今後、交通や世代間交流等、多岐の分野にわたっての活躍が期待できます
- 地域の人々が気軽に来やすいことをテーマに高齢者施設をつくっています。もしかすると、交流の場が少ない、気軽に交流できる場がない人が、この施設と結びつく可能性があります
- 自治会単位で日頃から集まれる場所が求められています

4 弥富市の地域福祉をめぐる課題

1 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり

少子高齢化の進展、単身世帯や共働き世帯の増加やDXの進展等による社会構造の変化が進む中、8050問題やヤングケアラー、ダブルケアをはじめとする複合的な課題や孤独・孤立の問題、ひきこもり等、公的な福祉サービスでは対応が困難な課題への対応が求められています。

アンケート調査結果からも、約15%の人が複合的な課題を抱えている人や世帯を地域で認識しており、こうしたケースを解決するためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や行政、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、福祉施設、医療機関、学校、企業、NPO、ボランティア団体等、多様な関係機関との連携を強化し、地域共生社会の実現を図ることが必要です。

また、相談窓口については、「身近な場所で」「気軽に」「いつでも」相談できることが求められています。悩みや不安を抱えた人が相談しやすい体制を整備するとともに、誰もが相談窓口や福祉サービスに関する情報を取得できるよう情報発信を強化し、必要な支援につなげていくことが重要です。

2 支え合いの地域づくり

アンケート調査結果から、地域の課題を解決するにあたっては、行政に解決を求める人が多いことがわかります。しかし、地域の福祉課題の解決は、公的な福祉サービスの充実だけでは不十分であり、市民相互の支え合いが不可欠です。

また、同調査結果から、半数近くの人がボランティア活動の参加に関心を持っていることが明らかとなりました。一方で、共働き世帯や就労する高齢者の増加等により、地域を支える担い手は不足している状況にあります。

そのため、福祉教育やボランティア活動に関する情報発信を充実させる等、地域を担う人材の確保に向けた取組の推進が必要です。

こうした取組を進めることで、地域福祉に関わる人材の確保・育成につなげ、福祉の担い手不足の解消を図るとともに、誰もが地域の一員として、自分に合った役割を果たし、活躍できる地域づくりを進めることが重要です。

3 地域住民同士のつながりづくり

アンケート調査結果では、市民の5人に1人以上が孤独を感じており、その多くは単身世帯や高齢者、若い世代です。その背景には、単身世帯の増加や働き方の多様化等により、地域・家庭・職場等における人と人との「つながり」が薄れていることがあり、誰もが孤独・孤立の状態に陥りやすい状況にあります。さらに、SNSの普及やDXの進展によって、つながり方も多様化しています。

また、近所付き合いの程度は小学校区によって差があります。近所の人と親しく交流している人が多い小学校区では、地域課題に対する当事者意識が高い傾向にあり、日頃からの顔のみえる関係づくりは、支え合いの地域づくりにもつながることが期待されます。

こうした現状を踏まえ、市民の孤独・孤立を防止し、支え合いの地域づくりの実現のためには、世代間交流の場や通いの場、こども食堂等、交流の機会や居場所の充実に向けた取組を推進していくことが必要です。

4 安心して暮らせる地域づくり

認知症や障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしく暮らしが続けられるようなまちづくりが必要です。

本市においては、今後も高齢化が進み、認知症高齢者が増えることが見込まれますが、認知機能の低下した高齢者や障がいのある人は身体的・心理的・経済的虐待や悪徳商法等の権利被害者になりやすく、その被害を防ぐための取組が必要です。

こうした中、本人の権利を守るための仕組みである成年後見制度の利用を希望する人は増加することが予想されます。しかし、アンケート調査結果では、将来的に成年後見制度を利用したいと考えている人が多くいる一方で、制度の内容の理解が十分に進んでおらず、実際の利用につながらない可能性が懸念されます。

このため、海部南部権利擁護センターを中心として、権利擁護や成年後見制度に関する情報発信や相談支援体制の充実を図り、制度の普及と利用促進に向けた取組を推進していくことが重要です。

5 安全なまちづくり

高齢者の増加に伴い、災害時における避難行動要支援者の増加も見込まれる中、災害や感染症に強いまちづくりは重要な課題です。

アンケート調査結果からは、約6割の人が災害時の避難行動要支援者への協力意向を示しています。市民一人ひとりの防災に対する関心をより一層高めるためには、日頃から助け合いを意識し、市民が集う交流の機会を充実させるとともに、自主防災組織への参加促進や活動の活性化が求められます。さらに、自主防災組織やボランティア団体等との連携を強化し、災害時に迅速に対応できる体制整備に向けた取組の推進が重要です。

また、日常生活における身近な安全や安心を確保するためには、事故や犯罪をなくすることも重要です。本市の刑法犯認知件数は、近年は増加を続けています。さらに、刑法犯検挙者の約半数が再犯者であるという状況からも、再犯防止対策は重要な課題です。

アンケート調査結果では、非行や犯罪をした人の立ち直りのためには、就労や就学等の生活基盤の安定と人とのかかわりが重要であると考えている市民が多くいました。

非行や犯罪をした人の背景には、虐待、貧困等の「生きづらさ」を抱えているものの、必要な支援につながらない人が少なくありません。こうした人々を支援するため、関係機関や関係団体との連携を強化し、必要な支援につなげることが重要です。

加えて、非行や犯罪をした人に対する市民の理解の促進を図り、地域全体で更生を支える取組を進めることが、安心で安全なまちづくりにつながります。

第3章 計画の基本的考え方と施策の展開

1 基本理念

本計画では、市民、行政、社会福祉協議会、地域の各種団体、事業者、医療機関、教育機関、企業等が地域の支え合いやふれあい等を通して、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指します。こうした考えのもと、「第2次弥富市総合計画」の福祉分野の基本目標である「笑顔あふれる、健やかで共に支え合うまち」を勘案して、「笑顔と希望あふれる、健やかで共に支え合うまち やとみ」を基本理念に掲げます。

〈基本理念〉

笑顔と希望あふれる、健やかで共に支え合うまち やとみ

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標に基づいて施策を推進していきます。なお、基本目標は地域住民懇談会で寄せられた意見を踏まえて設定しました。

基本目標1 しくみづくり

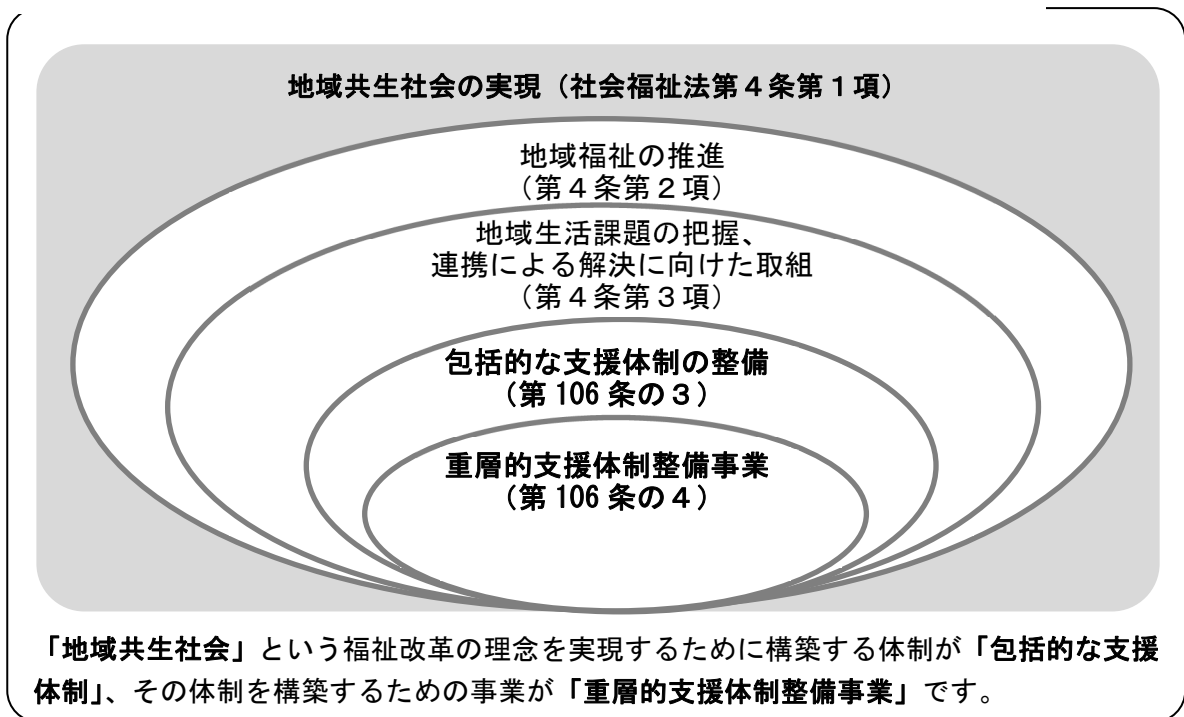
市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター、福祉施設、医療機関、学校、企業、NPO、ボランティア団体等、既存の資源やネットワークを強化し、分野の横断的な支援体制を整備することで、地域共生社会の実現に向けた仕組みをつくります。

市民が抱える課題の解決については、課題を抱えた人が分野を問わず気軽に相談ができる体制の充実を図るとともに、福祉サービスに関する情報発信の強化を通じて、適切な支援につなげます。

また、個別ケースごとの課題を集約し、関係部署と情報を共有しながら、本市の地域課題の把握に努め、多機関と協働して必要な地域資源等の検討を行うことで、課題が深刻化する前の早期発見・早期支援につなげます。

さらに、地域共生社会の実現に向けては、誰ひとり取り残さない包括的支援体制の整備が必要です。そのため、本市においては「重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、重層的支援体制整備事業を推進します（詳細は59頁参照）。

【地域共生社会・包括的支援体制・重層的支援体制整備事業の関係（概念図）】



基本目標 2 支え合いづくり

地域の課題を行政のみで解決することには限界があることから、「自助・互助・共助・公助」がそれぞれの役割を果たし、相互に補い合いながら課題解決に取り組むことが重要です。

【「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム】

<p>自助</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分のことを自分でする ○セルフケア ○介護予防 ○生きがいづくり ○市場サービスの購入 	<p>互助</p> <ul style="list-style-type: none"> ○見守り ○近所の支え合い ○ボランティア活動
<p>共助</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険や医療保険等の社会保障制度 	<p>公助</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護 ○税による公の負担（一般財源による高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉 等） ○人権擁護・虐待対策

そのため、本市に住むすべての人が地域の課題を「自分ごと」として捉えられるよう、気づきを促すための情報発信や啓発活動に取り組むとともに、人と人とのつながりを広げ、社会的なネットワークの強化を図ります。

また、市民が抱える困りごとを地域で解決できるよう、地域の担い手の養成や担い手への活動支援に努め、市民一人ひとりが地域の一員として役割や関心をもちながら、助け合える支え合いづくりを推進します。

基本目標 3 つながりづくり

社会構造の変化による地域のつながりの希薄化が進み、誰もが孤独・孤立の問題を抱える可能性がある中、地域住民同士の顔の見える関係づくりや、困ったときに声をかけあえる関係づくりがこれまで以上に重要となっています。

こども、高齢者、障がいのある人、外国人をはじめとするすべての人がつながることのできる居場所づくりや多世代で交流できる機会、就労を含む誰もが活躍できる場の充実に加え、誰もが交流の場に参加できるよう、移動が困難な人の移動手段の確保に取り組むことで、市民が地域や人と人、人や社会との「つながり」を実感できるまちづくりを目指します。

基本目標 4 安全・安心づくり

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、洪水、高潮、豪雨災害等の災害リスクが高まっています。また、いつ発生してもおかしくないと言われている東海・東南海地震等の地震災害や新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の流行も、地域の安全・安心な暮らしを脅かす大きなリスクとなっています。

こうした中、防災対策の推進や自主防災組織への市民の参加促進は、地域の防災意識を高めるとともに、いざという時に助け合える関係づくりを促し、地域防災力の強化につながります。

さらに、こども、高齢者、障がいのある人、外国人等、すべての人が尊厳をもって安心して生活できるよう、虐待の未然防止、発生時の迅速・適切な対応及び虐待防止に関する研修等を通して、関係者に対する周知・啓発を図ります。また、海部南部権利擁護センターを中心に海部南部圏域の構成市町村が個々で作成する「成年後見制度利用促進計画」に基づき、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由によって、判断能力が低下してしまっても、誰もが尊厳のある自分らしい生活を送るため、成年後見制度の利用促進に取り組

みます。

加えて、安全・安心なまちづくりを推進するため、市民一人ひとりが自分の身は自分で守ることを意識し、行動できるように啓発や情報提供を通じて防犯意識の醸成を図ります。

犯罪をした人の中には、貧困や疾病といった困難、不安定な就労状況等の生活上の課題を抱えている人がいます。そうした人が地域で安心して暮らせるよう、「再犯防止推進計画」に基づき生活基盤の安定に向けた取組を進めるとともに、再犯防止の取組に対する市民の関心や理解が広がり、犯罪をした人が地域で孤立することなく、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指します。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策
笑顔と希望あふれる、健やかで共に支え合うまち やとみ	基本目標 1 しくみづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○気軽に相談できる環境をつくる ○必要な福祉サービスを届ける ○関係機関と協力し合う関係をつくる
	基本目標 2 支え合い づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉について学ぶ機会をつくる ○地域で活動する人を増やす・育てる ○地域で活動する人を支援する
	基本目標 3 つながり づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○気軽に集まれる居場所をつくる ○誰もが役割をもち、活躍できる場所をつくる ○高齢者や障がいのある人の移動手段を確保する
	基本目標 4 安全・安心 づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○防災・防犯対策を進める ○すべての人の権利を守る (成年後見制度利用促進基本計画) ○犯罪をした人の社会復帰を支援する (再犯防止推進計画)

4 施策の展開

基本目標 1 しきみづくり

1 気軽に相談できる環境をつくる

生活に課題や生きづらさを抱えており、支援を必要としている人の中には、相談先を知らない人や相談することに心理的抵抗感がある人等、相談につながらないために適切な支援を受けられないケースがあります。

支援を必要とする人に対して、早期に適切な支援が可能となるよう、悩みや不安を抱えた人が相談しやすく、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める相談支援体制の充実を図るとともに、誰もが相談窓口に関する情報を取得できるよう情報発信の強化に努めます。

市民・地域の取組

- 悩みごとや困りごとはひとりで抱え込まず、相談します。
- 相談窓口に関する情報を収集し、必要としている人に伝えます。

行政の主な取組	
取組内容	主な関係課
<p>① 分野を超えた包括的な相談支援体制の充実</p> <p>○市役所1階に「ふくし総合相談窓口」、十四山支所内に「なんでも相談窓口」を設置し、解決方法や相談先がわからない福祉に関する複合的な課題を抱える人や世帯に対して、相談員が丁寧に話を聞き、解決に向けた支援を行います。</p>	<p>福祉課 十四山支所</p>
<p>② 身近で専門的な相談先の充実</p> <p>○高齢、障がい、こども、生活困窮等に関する専門的な相談に丁寧に寄り添い、福祉サービスや制度に関する情報提供、専門機関等の紹介等を行い、課題の解決につなげます。</p> <p>○個別ケースへの対応が必要なケースが増えている中、関係機関と連携を図りながら、課題を抱える人や世帯の早期発見・早期支援に努めます。</p>	<p>福祉課 健康推進課 介護高齢課 児童課 学校教育課</p>

取組内容	主な関係課
<p>③ 登校できない子どもについての相談支援の充実</p> <p>○学校に来ることができない、または自宅を訪問しても連絡が取れない児童・生徒やその保護者に対して、地域と連携しながら関わりをもち、児童・生徒一人ひとりに応じた支援体制の充実を図ります。</p> <p>○登校できない子どもやその保護者が悩みごと、心配ごとを相談できる場として、教育支援センター「アクティブ」や子ども相談室「カラフル」を設置し、心の安定と成長、ゆるやかな学校への復帰を手助けします。</p> <p>○教育支援センター「アクティブ」の開催頻度の検討等を通じて、相談支援の充実を図ります。</p>	<p>児童課 学校教育課</p>
<p>④ 相談窓口に関する情報提供の充実</p> <p>○広報誌、ホームページ、市公式SNS等の様々な媒体を用いるとともに、地域のイベントや地域団体を通じて相談窓口に関する情報を発信します。</p>	<p>福祉課 保険年金課 介護高齢課 児童課 学校教育課 健康推進課</p>

2 必要な福祉サービスを届ける

誰もが安心して暮らし続ける地域の実現のためには、支援を必要としている人が適切な福祉サービスを利用できることが重要です。

複雑化・複合化した課題を抱えるケースが増え、多様なサービスが求められる中、福祉サービスの質を維持・向上させるための体制整備を図ります。また、福祉サービスの利用につながっていない要支援者を発見するためのアウトリーチ支援の強化に努めるとともに、サービスを利用する本人や家族の意向を大切にした支援を実践します。

市民・地域の取組

- 福祉サービスに関する情報を収集し、必要なときに活用します。
- 家族や身近な人が福祉サービスを利用する際は、本人の意向を尊重します。
- NPO、ボランティア団体、事業者等は、市民のニーズにあったサービスを展開します。

行政の主な取組

取組内容	主な関係課
<p>① 個人・世帯状況を把握する福祉票の作成</p> <p>○福祉票を作成し、高齢者のいる世帯の状況を把握し、必要に応じて適切な支援につなげます。</p>	<p>福祉課 介護高齢課</p>
<p>② 福祉サービスに関する情報提供の強化</p> <p>○まちづくり出前講座の開催や広報誌、ホームページ、市公式SNS等の様々な媒体を活用して、福祉サービスの周知を行い、サービスの利用促進を図ります。</p> <p>○福祉サービスを必要とする人が適切なサービスを利用できるよう、関係部署、関係団体が連携しながら、相談窓口や福祉サービスに関する情報発信の充実を図ります。</p>	<p>福祉課 保険年金課 健康推進課 介護高齢課 児童課 人事秘書課 学校教育課</p>
<p>③ 福祉サービスの量と質の確保</p> <p>○支援を必要とする人や世帯が適切に福祉サービスを利用できるよう、市民のニーズを把握しながら量の見込みを行うとともに県や事業者等と協働して、計画的に施設の整備を行います。</p> <p>○サービスの質が確保できるよう、必要に応じて、事業者に対して、調査、指導、助言を行います。</p> <p>○事業者と連携しながら福祉人材の確保・定着に向けた取組や業務の負担軽減、効率化に向けて介護ロボットや情報通信技術（ICT）等を活用した取組への支援に努め、福祉サービスの質の維持・向上を図ります。</p>	<p>福祉課 介護高齢課 児童課</p>

3 関係機関と協力し合う関係をつくる

地域の福祉課題は複雑化・複合化し、分野別での課題対応が困難なケースがあります。こうした状況に対応するため、市や社会福祉協議会をはじめ、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター、福祉施設、医療機関、学校、企業、NPO、ボランティア団体等の多様な主体が連携・協働しながら、地域課題の早期発見・早期支援に取り組みます。

市民・地域の取組

○ボランティア団体同士による交流を行い、活動の広がりや協力体制を強めます。

行政の主な取組

取組内容	主な関係課
<p>① 庁内における連携体制の強化</p> <p>○単独の分野では対応が難しい複雑化・複合化した課題について、庁内横断的に連携体制の強化を図り、重層的支援会議等における協議を通じて、関係機関の役割分担や支援の方向性を定めます。</p> <p>○分野ごとの相談支援機関等と市が課題を共有し、連携することで課題に対する理解を深め、解決に向けた取組を進めます。</p> <p>○既存の地域資源やネットワークを有効に活用しながら、地域全体で課題の早期発見・早期支援、地域の活性化に向けて検討を進めます。</p>	<p>福祉課 健康推進課 介護高齢課 児童課 学校教育課</p>
<p>② 事業者・関係団体等の連携体制の強化</p> <p>○民生委員・児童委員やNPO、ボランティア団体、事業者、医療機関、教育機関等が顔の見える関係を築けるよう、交流の場を設けることで、支援者の連携体制の構築を図り、それぞれの立場、役割を明確にしなが、地域課題の解決に向けた体制を整えます。</p> <p>○電子連絡帳（きんちゃん電子@連絡帳）を積極的に活用し、市内の医療・介護・福祉等の在宅医療に関わる情報を共有することで、他職種間でのネットワークを構築します。</p>	<p>福祉課 介護高齢課 児童課 市民協働課 学校教育課</p>
<p>③ 生活困窮者等への包括的な支援の推進</p> <p>○生活困窮者が抱える課題は、就労、病気、住まいの不安定、家庭の課題、メンタルヘルス等、多岐にわたり、課題は複雑かつ多様です。そのため、生活困窮者に対する支援は、NPO、ボランティア団体、事業者、医療機関、企業等との緊密な連携と協働のもと、一人ひとりの希望や状況に応じた支援を展開します。</p> <p>○地域のネットワークや納税相談等を通じて生活困窮者を早期に把握し、必要に応じてアウトリーチによる支援を行います。</p>	<p>福祉課 健康推進課 介護高齢課 児童課 学校教育課 収納課</p>

基本目標 2 支え合いづくり

1 福祉について学ぶ機会をつくる

地域福祉の推進に向けては、すべての市民が地域の課題を「自分ごと」として捉え、解決に向けて取り組むことが重要です。

そのため、「自助」「互助」の意識の醸成や地域福祉について学ぶ機会を充実させるとともに、地域福祉に関する情報発信の強化を行い、地域課題を共有することで、地域福祉に関する市民の理解を深め、地域福祉活動への主体的な参加を促します。

市民・地域の取組

- 地域福祉に関心をもち、地域福祉に関する研修や講演会に参加します。
- 地域の課題について考え、「自分ごと」として捉えます。
- 日常生活の中で「自助」「互助」の意識を育みます。

行政の主な取組

取組内容	主な関係課
<p>① 学校における福祉教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none">○学校教育において、児童・生徒が福祉に対する正しい知識と理解を深めることができるよう、福祉教育の充実を図ります。○学校教育の場を中心に障がいのある人との交流及び共同学習等を企画し、福祉実践教室を推進することで、学校における福祉に関する取組を支援します。○ボランティア活動の機会や場の提供を拡充し、児童・生徒のボランティア活動に対する関心を高め、理解の促進を図ります。	学校教育課
<p>② 地域福祉への関心を高めるための啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○市民の「地域共生社会」や福祉への関心を高め、地域での支え合いを推進するための基盤をつくります。○広報誌、ホームページ、市公式SNS等の様々な媒体を活用して、地域が抱える課題やボランティア団体等が取り組む活動等を積極的に発信し、情報共有することで、地域の課題を「自分ごと」として捉えるための機会の充実を図り、市民の地域福祉への関心を高めます。	福祉課

取組内容	主な関係課
<p>③ 家族介護者等への支援の充実</p> <p>○家族介護者や子育て家庭等が介護や子育てについて学ぶ機会の充実に図ります。また、各種講座や交流会を通じて、知識や技術の習得だけでなく、同じ悩みを抱える人同士がつながり、支え合える機会の充実に図ります。</p>	<p>福祉課 介護高齢課 児童課</p>
<p>④ 市職員の福祉に対する意識の向上に向けた取組の充実</p> <p>○市役所を利用する高齢者や障がいのある人、子育て家庭、外国人等の支援を必要とする人に対して、一人ひとりに応じたきめ細やかな配慮ができるよう研修等の機会の充実に図ります。</p> <p>○誰もが住みやすいまちの実現に向けて、市職員の福祉及び人権に関する理解の向上を図ります。</p>	<p>福祉課 人事秘書課</p>

2 地域で活動する人を増やす・育てる

社会構造の変化や人間関係の希薄化に伴い、個人や世帯が抱える課題は複雑化・複合化しています。

こうした課題に対応していくためには、行政の力だけでは限りがあり、市民自らが地域の課題に関心をもち、解決に向けて主体的に取り組むことが必要不可欠です。そのため、NPO、ボランティア団体、市民活動団体等が取り組んでいる活動等を広く周知し、市民の関心を高めることで、担い手の育成を図ります。

市民・地域の取組

- ボランティア活動に興味や関心をもち、積極的に参加します。
- 担い手の養成講座等に参加します。
- 声かけや見守り活動等、身近な活動から地域に貢献します。
- あいさつや声かけ等をして、積極的に近所の人と関わります。
- 地域活動を行う団体や組織は、取組や活動内容について積極的に情報を発信します。

行政の主な取組

取組内容	主な関係課
<p>① 支え合いの意識の醸成に向けた啓発の充実</p> <p>○広報誌、ホームページ、市公式SNS等の様々な媒体を活用して、既存のボランティア活動等に関する情報発信を充実させ、市民の地域福祉活動への主体的な参加を促します。</p>	福祉課
<p>② 高齢者や障がいのある人の生活支援に向けた地域の助け合い体制の強化</p> <p>○高齢者や障がいのある人が暮らしの中で困りごとを抱えたとき、「ちょっとしたお手伝い」を通じた市民相互の支え合いを進めるため、生活支援サポーターを養成するための研修を開催し、ゆるやかな助け合いを推進します。</p> <p>○生活の援助を受けたい人（利用会員）に対して、生活の援助ができる人（協力会員）が介護サービスではできないことを中心に有償で支援するささえあいセンター事業を実施し、高齢者や障がいのある人の生活を支援します。また、会員相互の援助活動を支援する組織として、弥富市ささえあいセンターを弥富市総合福祉センター内に設置し、ささえあいセンター事業の周知・啓発を強化し、協力会員の増加を図ります。</p>	介護高齢課
<p>③ 地域活動の実践に向けたきっかけづくり</p> <p>○生活支援サポーター養成研修、認知症サポーター養成講座、市民後見人養成講座等に関する情報発信を充実させ、受講者数の増加を図ります。</p> <p>○各種講座の受講を通じて、市民の地域福祉への関心を高め、ささえあいセンター事業の協力会員をはじめとするボランティア活動への参加のきっかけにつなげます。</p>	福祉課 介護高齢課

取組内容	主な関係課
<p>④ 地域における子育て支援の推進</p> <p>○児童が安全に登下校するため、スクールガードによる見守りが行われていますが、近年スクールガードの高齢化が課題となり、担い手が不足する中、新たな担い手の確保に向けた検討を進めます。</p> <p>○子育ての援助を受けたい人（利用会員）と子育ての援助を行える人（協力会員）との調整を行うファミリー・サポート・センターにおいては、協力会員の確保や講習実施による活動の質の維持・向上、子どもを預かる側と預ける側の相互理解が課題となっています。関係機関と連携しながら、事業に関する周知を進め、協力会員の増加を図るとともに、利用会員と協力会員の信頼関係づくりを支援します。</p>	<p>児童課 学校教育課</p>
<p>⑤ 自治会・町内会等のコミュニティ活動の支援</p> <p>○自治会・町内会等は、地域住民が自主的かつ主体的に活動をしている住民自治組織です。地域住民にとって一番身近な地域団体として、地域の防災や防犯、環境美化などの取組を通じて、地域の様々な問題の解決に地域住民同士が協力し、より住みやすいまちづくりに向けて活動しています。こうした取組を支援し、市民の自治会・町内会等への加入を促すことで、地域住民同士で顔の見える関係を築き、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。</p>	<p>市民協働課</p>

3 地域で活動する人を支援する

ボランティア団体や地域で活動する担い手の不足や高齢化等が課題となる中、担い手が活動しやすい環境整備が求められています。

そのため、担い手のスキルアップや担い手同士の交流の場、機会の充実を図るとともに、担い手の負担軽減を通じて、誰もが安心して活躍できる環境の整備を行います。

市民・地域の取組

- 地域活動に必要な知識や技術を身につけるための研修に参加します。
- ボランティア団体等は、取組や活動内容について積極的に情報を発信します。
- ボランティア団体等は、他の団体と積極的に交流する機会をもちます。

行政の主な取組

取組内容	主な関係課
<p>① ボランティア団体等の活動支援の推進</p> <p>○ボランティア団体等に関する情報提供の充実やイベント支援、団体同士の交流の場の提供に努め、市民が積極的に団体等の活動に参加できるよう支援します。</p> <p>○ボランティア団体等の活動を活性化させるため、総合福祉センターの掲示板や広報誌、ホームページ等を活用して団体等の活動の情報発信の充実に努めます。</p> <p>○ボランティア団体等の財政的支援を充実させるため、地域で活躍するボランティア団体等に対して経費の一部を補助します。</p>	福祉課
<p>② 市民活動団体等の相談支援の推進</p> <p>○市民活動センターやとみっけベースでは、市民やボランティア団体等からの相談に応じ、助言を行うとともに、弥富市地域資源バンクやとみっけを活用し、市民同士や市民団体等のマッチングを行うことで、様々な困りごとなどの解決につながるよう支援していきます。</p>	市民協働課

基本目標3 つながりづくり

1 気軽に集まれる居場所をつくる

地域のつながりが希薄化し、誰もが孤独・孤立の状態に陥りやすい状況にある中、人と人とのつながりの重要性がより一層高まっています。

そのため、世代間交流の場やふれあいサロン、こども食堂をはじめとする誰もが気軽に集うことができる居場所や拠点を充実させ、つながりを感じられる環境づくりを推進します。

市民・地域の取組

- 地域にある居場所やつながりの場、地域のイベント等に関する情報を集めて、積極的に参加します。
- 地域の様々な人と関わり、世代や属性を超えてつながります。
- 市民が主体となって誰もが気軽に集うことができる居場所づくりに取り組みます。

行政の主な取組

取組内容	主な関係課
<p>① 地域の誰もが気軽に集える居場所づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none">○社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体と連携しながら、障がいのある人の居場所づくりを進めていきます。○誰もが一緒に楽しめるスポーツを通じて、障がいのある人を含むすべての市民の交流を促進します。○いつまでも心身ともに健康で過ごすことができるよう、生涯を通じたスポーツやレクリエーション等の趣味を楽しみ、高齢者が生きがいをもって生活できるよう、生涯学習や世代間交流の機会と場の充実を図ります。○こども・若者を含むすべての市民が、安全に安心して過ごせる居場所をもつことができるよう支援します。○イベントの開催支援等を通じて、児童館やこども食堂等、既存の居場所についても、よりよい居場所となるよう啓発活動を推進します。	福祉課 介護高齢課 児童課 市民協働課 生涯学習課

取組内容	主な関係課
<p>○市民活動センターやとみっけベースは、誰もが気軽に集い、交流しやすい場所として、地域の交流の活性化を図るとともに、地域への愛着の醸成や新たな市民活動の創出につながるよう支援します。</p> <p>○外国人が地域とつながる居場所として、日本語教室を活用し、生活に必要な日本語や日本の文化・風習を学ぶ機会を設けることで、地域で暮らしやすい環境づくりを進めます。</p>	
<p>② 学校を中核とした居場所づくりの推進</p> <p>○地域のイベントや学校行事等を通じて、世代や属性を超えて誰もが相互に交流できる機会の充実を図ります。また、地域の中核となる学校を有効活用できるよう、地域の実情やニーズを踏まえながら活用方法の検討を行います。</p> <p>○こどもが放課後等に安全で安心して過ごせる居場所づくりを目的として、平日の放課後や長期休暇中に、運動場や体育館等をこどもたちの遊び場や居場所として開放します。</p>	<p>学校教育課 生涯学習課</p>
<p>③ 居場所に関する情報発信の充実</p> <p>○広報誌、ホームページ、市公式SNS等の様々な媒体を用いて、市内にある多様な居場所についての情報を発信します。</p> <p>○市民活動センターやとみっけベースで開設している「地域資源バンク」において、市内の様々な地域資源（人・もの・場所）に関する情報をわかりやすく提供することで、困りごとを抱え資源の利用を望む市民等と資源を提供したい人とのマッチングを図ります。</p>	<p>福祉課 介護高齢課 児童課 学校教育課 市民協働課</p>

2 誰もが役割をもち、活躍できる場所をつくる

高齢や障がい、ひきこもり状態にある等、様々な課題を抱える人の就労や活躍の場を確保することは、一人ひとりの個性と多様性が尊重され、誰もが役割や生きがいをもちながら活躍できるまちづくりにつながります。

そのため、福祉分野に限らず、まちおこしや防災、交通等、多様な分野における活躍の場の確保や就労支援を推進することで、誰もが社会の一員として、居場所と役割があり、人や社会とつながりながら、生涯を通じて健康でいきいきと活躍できる地域づくりを目指します。

市民・地域の取組

- 年齢や障がいの有無にかかわらず、自分の能力を生かしながら、社会参加や生きがいづくりに取り組みます。
- 自分にあった働き方や社会参加の方法を見つけます。
- 就労や社会参加に関する情報を収集します。

行政の主な取組

取組内容	主な関係課
<p>① 高齢者や障がいのある人の地域活動の促進</p> <p>○高齢者が地域共生社会の一員として活躍できるよう、生活支援サポーター養成研修や認知症サポーター養成講座、市民後見人養成講座等への参加を促し、活躍の場や機会の充実を図ります。</p> <p>○障がいのある人が地域での活動やまちづくり活動等、様々な活動に参加できるよう支援をしていきます。</p>	福祉課 介護高齢課

取組内容	主な関係課
<p>② 高齢者や障がいのある人の就労機会の充実</p> <p>○豊富な知識や経験をもつ高齢者が仕事や社会奉仕活動等を通じて、生きがいのある生活を送り、活力ある地域社会に貢献できるよう、シルバー人材センター事業を推進します。</p> <p>○一般就労を目指す障がいのある人が適切な支援を受け、一般就労につながっていくよう、相談支援事業所、公共職業安定所、海部障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、特別支援学校等と連携を図り、一人ひとりの障がいの状況に応じた就労支援を行います。</p> <p>○障がいのある人の就業相談窓口において、障がいのある人やその家族、障がい者雇用を検討している企業から、障がいのある人の就労に関する相談に応じます。</p>	<p>福祉課 介護高齢課 産業振興課</p>
<p>③ 多様な活動の場に関する情報提供の充実</p> <p>○誰もが役割をもち、活躍できるよう、ボランティア活動やシルバー人材センター、就労等に関する情報を、広報誌、ホームページ、市公式SNS等の様々な媒体を用いて発信し、社会参加を促します。</p> <p>○視覚障がいのある人には、市ホームページを利用した「声の広報」や印刷物への音声コードの導入を行い、聴覚障がいのある人には、市役所窓口到手話通訳者を配置する等、障がいに応じた情報提供を行い、障がいのある人が地域の行事や活動等に参加できるよう、適切な方法での情報発信に努めます。</p>	<p>介護高齢課 福祉課</p>

3 高齢者や障がいのある人の移動手段を確保する

高齢者や障がいのある人が地域で安心して暮らし続けるためには、社会参加や通院、買い物等の日常生活に必要な移動・外出が欠かせません。

しかし、身近に送迎を頼める人がいない、ひとりでは公共交通機関が利用できない、バス停や駅までの移動が困難等、様々な理由によって、移動・外出が困難な人がいます。こうした人々にとって、使いやすく、安全に移動できる環境を確保するため、移動手段の充実に向けた取組を推進していきます。

市民・地域の取組

- 近所で移動に困難を抱えている人がいたら、できる範囲で支援します。
- 移動支援に関する情報を収集して、積極的に外出します。

行政の主な取組

取組内容	主な関係課
① 移動困難者に対する移動手段の検討 ○自動車の運転ができない人や免許証を自主返納して移動に困難を抱えている人が、地域で安心して暮らし続けることができるよう、移動・外出手段についての検討を行います。	福祉課 介護高齢課 市民協働課
② 日常生活における買い物支援サービスの充実 ○日常生活の買い物が困難な高齢者や障がいのある人等に対して、買い物中の付き添いや自宅から買い物先までの送迎、自宅内への荷物の運搬等の買い物の支援を行います。	介護高齢課
③ タクシー料金助成事業の実施 ○要介護高齢者や障がいのある人等が外出の際にタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成し、外出を支援します。	福祉課 介護高齢課

基本目標 4 安全・安心づくり

1 防災・防犯対策を進める

災害や感染症の流行等、緊急時や防犯においては、自分の命は自分で守る「自助」、地域での助け合いを進める「互助」、行政による「公助」の取組がそれぞれ適切な役割分担のもとで行われる必要があります。これらが相互に連携することで、地域防災力・防犯力の強化が図られます。

そのため、市民の防災・防犯意識の醸成に向けた取組を推進するとともに、防災・防犯に携わるボランティア人材の育成を図ります。加えて、平時から顔の見える関係づくりを行うことで、緊急時における円滑な支援・協力体制の確立につなげます。

市民・地域の取組

- 日頃から防災・防犯意識を高めます。
- 地域の自主防災組織や自主防犯団体の活動に参加します。
- あいさつや声かけ等をして、日頃から地域の人と顔の見える関係を築きます。
- 高齢者や障がいのある人、こども等、近所にいる要支援者を把握します。
- 地域で見回りや見守り活動を行い、犯罪の抑止に努めます。

行政の主な取組

取組内容	主な関係課
<p>① こどもの命を守る防災教育の推進</p> <p>○学校において地域や関係機関と連携して様々な避難訓練を行い、児童・生徒の防災への意識の向上を図ります。また、防災教育を充実させ、児童・生徒に対して「自らの命は自らが守る」という意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動について理解できるよう促します。</p> <p>○保育園や幼稚園、こども園における避難訓練を通じて、未就学児が災害時に適切な行動がとれるよう防災教育を推進するとともに、職員が災害時にこどもを安全に避難させるための対応力の向上を図ります。</p>	学校教育課 児童課

取組内容	主な関係課
<p>② 自主防災組織の育成及び活動支援</p> <p>○災害が発生した際、被害を最小限にとどめるための初期活動を組織的に行う自主防災組織の整備促進を図るとともに、自主防災組織の活動への積極的な参加を促します。</p>	防災課
<p>③ 避難行動要支援者の支援体制の整備</p> <p>○災害発生時、自力での避難が難しい高齢者や障がいのある人、日本語の理解が十分でない外国人等の避難行動要支援者を対象に、「避難行動要支援者名簿」を運用します。</p> <p>○名簿への登録を希望する避難行動要支援者の情報を、自主防災組織をはじめとする避難支援関係者等と共有することで、災害時の安否確認や避難誘導等につなげます。</p>	福祉課
<p>④ 災害ボランティア等との連携強化</p> <p>○関係団体等や関係機関等と連携を図り、災害時にボランティアの受け入れが円滑に行われるよう、相互の協力・連絡体制を整備します。</p> <p>○社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの運営に関する協定を締結し、災害時におけるボランティアの受け入れ体制の強化を図ります。</p>	防災課
<p>⑤ 感染症対策の推進</p> <p>○感染症の拡大防止策の周知・啓発を図るとともに、感染症発生時に備えた平時からの事前準備や感染症発生時における福祉サービスの安定的な提供に向けた体制を整備します。</p> <p>○事業者に対しては、自然災害や感染症の流行等が発生した際に被害を最小限に抑えられるよう、策定が義務化されている業務継続計画（BCP）の見直し等に関する助言を行います。</p>	福祉課 健康推進課 介護高齢課
<p>⑥ 防犯に関する知識の普及・啓発</p> <p>○犯罪件数が増加傾向にあり、防犯対策をより一層強化していくことが求められています。警察が勧める効果的な防犯対策等に関する情報を広報誌、ホームページ、市公式SNS等の様々な媒体を用いて発信し、市民の防犯に関する意識の向上を図ります。</p>	市民協働課

2 すべての人の権利を守る

子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等、すべての人が尊厳をもって暮らし続けるためには、一人ひとりの権利と尊厳を守ることが必要です。

虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、虐待防止を図るとともに、高齢者、障がいのある人、子ども等に対する虐待の早期発見・早期支援に向けて取り組みます。

また、今後、認知症高齢者の増加等により、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがより一層高まることが考えられます。制度を必要とする人が、尊厳のある自分らしい生活を継続できるよう、利用支援や相談支援を推進します。

なお、本計画では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進するための方向性を定める「成年後見制度利用促進基本計画」を包含し、それに基づいて制度の利用促進を図っていきます（詳細は66頁参照）。

市民・地域の取組

- 人権意識を高め、すべての人の権利と尊厳を尊重します。
- 介護や子育てに負担を感じたら、相談機関に相談します。
- 虐待等の問題に気づいたら、速やかに専門機関に相談します。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業についての情報を収集し、必要に応じて活用します。

行政の主な取組

取組内容	主な関係課
<p>① 虐待防止の推進</p> <p>○弥富市地域包括支援センターや障がい者虐待防止センターを中心に、海部南部障がい者基幹相談支援センター（海部南部権利擁護センター）をはじめとする関係機関と連携しながら、研修会等を通して、虐待の通報義務をはじめとする高齢者や障がいのある人の虐待の防止等に関する制度の周知・啓発を図ります。</p> <p>○虐待を受けている児童とその保護者等に対して適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会を開催し、福祉、保健、教育等の関係機関が連携し、情報や考え方を共有するとともに適切な対応の協議を行います。</p>	福祉課 健康推進課 介護高齢課 児童課 学校教育課

取組内容	主な関係課
<p>② 成年後見制度に関する普及・啓発</p> <p>○広報やチラシの全戸配布に加え、ホームページやパンフレット等の多様な媒体や市内イベントにおける広報活動を通じて、海部南部権利擁護センター及び成年後見制度の認知度の向上を図ります。</p> <p>○成年後見制度についての講座や研修会、講演会等を開催し、制度の理解促進を図ります。</p> <p>○成年後見制度利用の相談事例集を作成し、市民にわかりやすく情報を発信します。</p>	<p>福祉課 介護高齢課</p>
<p>③ 成年後見制度の利用促進</p> <p>○本人や関係者等から成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等をしつつ、適切な支援につなげます。</p> <p>○権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげるため、関係機関とのネットワークの強化を図ります。</p>	<p>福祉課 介護高齢課</p>
<p>④ 市民後見人の育成</p> <p>○市民後見人の養成に向けて、市民後見人養成研修を実施するとともに、研修受講者の募集を積極的に進めます。</p> <p>○市民後見人の活動内容ややりがい等を伝え、市民後見人についての周知・啓発に取り組みます。</p> <p>○市民後見人養成講座を受講した市民後見人のフォローアップ研修を実施し、活動に必要な知識や実践力の向上を図ります。</p>	<p>福祉課 介護高齢課</p>
<p>⑤ 権利擁護の総合相談窓口の周知・啓発</p> <p>○認知症の人も、障がいのある人も安心して地域で暮らし続けられるよう、権利擁護の総合相談窓口である海部南部権利擁護センターにおいて相談支援を行うとともに、相談窓口に関する周知の充実に努めます。</p> <p>○虐待防止や成年後見制度に関する講演会や勉強会を開催し、市民や関係機関が権利擁護に関する理解を深める機会の充実に努めます。</p>	<p>福祉課 介護高齢課</p>

3 犯罪をした人の社会復帰を支援する

安全で安心して暮らせる社会の実現に向けては、犯罪をした人が社会から孤立することなく、再び社会を構成する一員となる必要があります。そのため、庁内や関係団体との連携を強化し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。

しかし、非行や犯罪をした人の立ち直りに協力したいと考えている人は少なく、再犯防止に関する取組は市民にとって身近なものではないのが現状です。こうした現状を踏まえながら、非行や犯罪をした人に対する市民の理解の促進を図り、地域全体で更生を支えていきます。

なお、本計画では、再犯の防止に関する施策の方向性を定める「再犯防止推進計画」を包含し、それに基づいて犯罪をした人の社会復帰を支援するための取組を推進していきます（詳細は80頁参照）。

市民・地域の取組

- 市や保護司、関係団体が行っている再犯防止に関する取組に関心を持ち、理解を深めます。
- 犯罪をした人が地域で孤立しないよう、地域で見守るとともに、必要に応じて相談機関等につなぎます。

行政の主な取組

取組内容	主な関係課
① 犯罪をした人の立ち直り支援への理解の促進 ○犯罪や非行の防止、罪を犯した人の立ち直り支援への正しい理解を深めるため啓発活動を行います。また、安全で安心な明るい地域社会を築くため弥富市保護司会と連携し、それぞれの立場において力を合わせながら「社会を明るくする運動」のさらなる広報・周知を行います。加えて、再犯防止活動についての啓発を行い、市民の理解促進に努めます。	福祉課
② 保護司等との連携強化 ○犯罪や非行をした人が再び罪を犯さないよう、地域で立ち直りを支える保護司の活動や再犯防止に関して、市民に学習機会を提供し、周知・啓発を進めます。	福祉課

5 重層的支援体制整備事業実施計画

1 重層的支援体制事業の概要

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の4第2項に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、一体的に実施することを必須にしています。さらに、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働による支援を強化し、これらの事業を一体的に実施することで、市民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としています。

【重層的支援体制整備事業における各事業の内容】

包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ○世代や属性を問わず包括的に相談を受け止めます ○支援機関のネットワークで対応します ○複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につながります
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ○社会とのつながりをつくるための支援を行います ○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくります ○個別ケースに応じたマッチングを行い、地域資源につなぐことで社会参加を促進します ○本人の状態や希望に沿った社会参加が継続できているかフォローアップします。また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをします
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ○世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備します ○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人材をコーディネートします ○地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図ります
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ○支援が届いていない人に支援を届けます ○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つけます ○社会や人との関りに困難を抱える人に対して、訪問等による伴走支援を行います
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ○市全体で包括的な相談支援体制を構築します ○重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たします ○支援関係機関の役割分担を図ります

また、重層的支援体制整備事業を実施するにあたっては、社会福祉法第106条の5に基づき、事業を適切かつ効果的に実施するため「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定することが努力義務とされています。本市においても同計画を弥富市地域福祉計画に位置づけ、事業の円滑な実施を通じて複雑化・複合化した支援ニーズに対応していきます。

【社会福祉法第106条の5（抜粋）】

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 重層的支援体制整備事業の実施体制

(1) 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

包括的相談支援事業は、相談者の属性に関わらず、既存の相談窓口を生かしながら相談を包括的に受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報を提供します。

また、単独の相談支援事業者では解決が難しい場合は、適切な相談先や関係機関との連携を図りながら支援につなげることで、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を図ります。

取組内容	主な関係課
<p>① 地域包括支援センターの運営</p> <p>○サービスや制度に関する情報提供、専門機関等の紹介等の初期相談対応を実施します。また、専門的または緊急の対応が必要と判断された人を対象に、個別の支援計画を策定し、それに基づいた適切なサービスの利用につなげる等の支援を行います。</p> <p>〈主な支援対象者〉 65歳以上の高齢者及びその家族</p> <p>〈運営形態〉 委託</p> <p>〈設置数〉 1か所（弥富市地域包括支援センター）</p>	<p>介護高齢課</p>

取組内容	主な関係課
<p>② 相談支援事業</p> <p>○障がいのある人やその家族からの相談を受け、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行います。</p> <p>〈主な支援対象者〉障がいのある人及びその家族</p> <p>〈運 営 形 態〉委託</p> <p>〈設 置 数〉障がい者基幹相談支援センター：1か所 障がい者相談支援事業所：4か所</p>	福祉課
<p>③ 利用者支援事業</p> <p>○【母子保健機能】妊産婦からの相談に応じ、妊産婦・乳幼児等の実情を把握することで、必要な情報提供をするとともに関係機関との連携や連絡調整、サポートプランを作成し、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を提供します。</p> <p>○【児童福祉機能】こどもの安心・安全の確保と福祉の向上及びその保護者支援のために、こどもの虐待防止の視点を強化し、虐待のハイリスク家庭等、養育支援を必要とする家庭を早期に発見して、適切な家庭支援事業等の利用促進やサポートプランの作成を行います。</p> <p>〈主な支援対象者〉妊産婦、こども及びその家庭</p> <p>〈運 営 形 態〉直営</p> <p>〈設 置 数〉1か所（こども家庭センター）</p>	健康推進課 児童課
<p>④ 生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>○生活に困りごとを抱えている人の相談を受け、一人ひとりの状況に合った自立支援計画を作成するとともに、就労支援や住まいの確保支援、家計の立て直しの支援等、様々な支援を行います。</p> <p>〈主な支援対象者〉生活困窮者</p> <p>〈運 営 形 態〉委託</p> <p>〈設 置 数〉1か所（生活自立支援センター）</p>	福祉課
<p>⑤ 弥富市ふくし総合相談</p> <p>○世帯の中で福祉に関する複合的な課題を抱えているものの、解決方法や相談先がわからない人や世帯を対象に、様々な困りごとや不安について、相談員が丁寧に話を聞き、解決に向けて一緒に考えながら支援を行います。</p> <p>〈主な支援対象者〉複合化・複雑化した課題を抱える市民</p> <p>〈運 営 形 態〉委託</p> <p>〈設 置 数〉1か所（市役所 福祉課）</p>	福祉課

(2) 参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）

参加支援事業は、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目指す事業です。

また、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

取組内容	主な関係課
<p>■ 参加支援事業</p> <p>○ひきこもり状態にある市民及びその世帯に対して定期的な訪問を通じてアセスメントを行い、支援プランを作成し、適切な支援につなげます。</p> <p>〈主な支援対象者〉 ひきこもり状態にある市民及びその世帯</p> <p>〈運営形態〉 委託</p>	福祉課

(3) 地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

地域づくり事業は、地域資源を幅広く把握したうえで、世代や属性を超えて市民が交流できる多様な場や居場所の整備、交流・参加・学びの機会を生み出すための活動や人のコーディネート、地域活動の活性化を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

取組内容	主な関係課
<p>① 地域介護予防活動支援事業</p> <p>○住民主体のふれあいサロンの開設及び運営支援、ボランティアの育成によって、住民主体の介護予防活動を育成・支援します</p> <p>〈主な支援対象者〉 65歳以上の高齢者及びその家族</p> <p>〈運営形態〉 委託</p> <p>〈設置数〉 24か所（市内に所在する団体及び事業所）</p>	介護高齢課

取組内容	主な関係課
<p>② 生活支援体制整備事業（ささえあいセンター）</p> <p>○地域の体制整備を推進する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）を配置するとともに、その活動を支える協議体を設置する等、生活支援サービスの体制整備の充実を図ります。</p> <p>○市民のニーズを把握しながら、様々な地域資源や既存事業を有効活用し、市民の社会参加の場として機能するよう生活支援コーディネーターを中心に関係機関と連携し、支援します。</p> <p>〈主な支援対象者〉介護保険の申請中または利用者、基本チェックリストによりサービスが必要と認められた人、障がい者手帳の申請中または所持者</p> <p>〈運 営 形 態〉直営</p> <p>〈設 置 数〉1か所（ささえあいセンター）</p>	<p>介護高齢課</p>
<p>③ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）</p> <p>○未就学児及びその保護者が遊び、親子が交流するスペースを提供するとともに、子育てに対する保護者の孤独感や不安感等の軽減につながるよう、子育て相談や子育てに関する情報提供や育児講座の開催、子育て中の親同士の交流の機会の充実を図ります。</p> <p>〈主な支援対象者〉未就学児及びその保護者</p> <p>〈運 営 形 態〉直営</p> <p>〈設 置 数〉子育て支援センター：3か所</p>	<p>児童課</p>

(4) **アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第4号)**

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、支援関係機関等との連携や市民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。また、潜在的なニーズを抱える人に対して、本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、丁寧な働きかけを行い、関係性をつくることを目指します。

取組内容	主な関係課
<p>■ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</p> <p>○地域支援者（相談支援事業所、民生委員など）からの相談や、地域資源（ふれあいサロン、子ども食堂）に出向き、課題と感じられる内容や、支援につながっていないケースについて情報整理や管理を行います。</p> <p>〈主な支援対象者〉潜在的な支援ニーズを抱える人</p> <p>〈運営形態〉委託</p>	福祉課

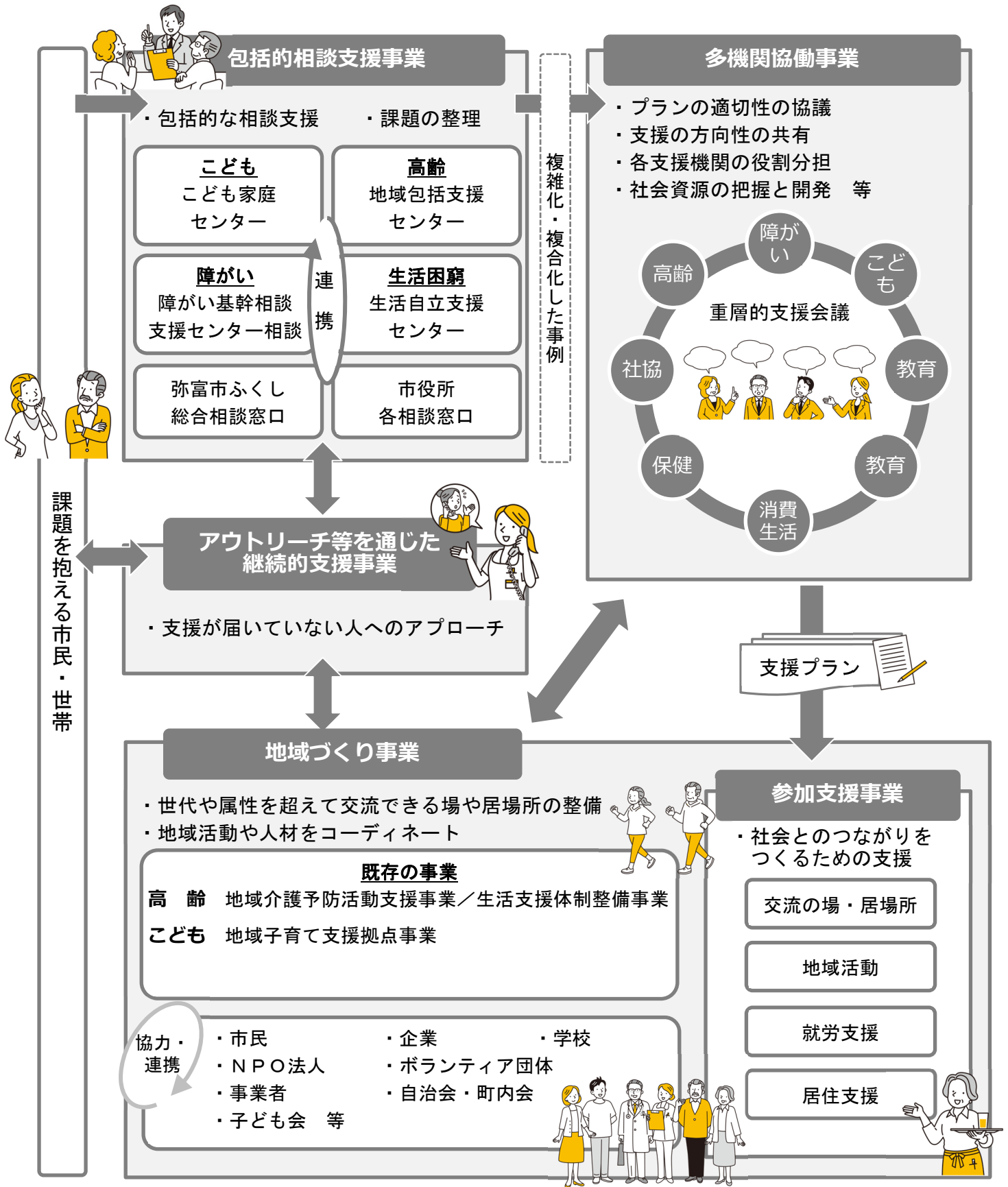
(5) **多機関協働事業(社会福祉法第106条の4第2項第5号)**

多機関協働事業は、複雑化・複合化した事例に対して、支援関係機関が抱える課題の把握や、関係機関の役割分担、支援の方向性の整理等、事例全体の調整機能の役割をもち、主に支援者を支援する役割を担います。

また、必要に応じて相談支援機関の専門職に助言を行うとともに、単独の支援関係機関では対応が難しい事例の調整役となり、支援プランを策定します。こうした取組を通じて、関係機関の連携を円滑にし、包括的な支援体制の構築支援を目指します。

取組内容	主な関係課
<p>■ 重層的支援会議の開催</p> <p>○重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、①プランの適切性の協議、②プラン終結時等の評価、③社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討を行います。</p>	福祉課

【弥富市における重層的支援体制のイメージ】



6 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の趣旨

本計画は、弥富市、蟹江町、飛島村（以下、「海部南部圏域」といいます。）において、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下、「成年後見制度利用促進法」といいます。）の趣旨に則り、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理または日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合う地域共生社会の実現に向け、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法令上の根拠

成年後見制度利用促進法第14条には、次のように規定されており、市町村は、国の定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、基本的な計画を定めるよう努めるとされています。同法第12条の規定による国の成年後見制度利用促進基本計画については、令和3年度までを計画期間とする計画（以下、「第一期計画」といいます。）のあと、令和8年度までを計画期間とする計画（以下、「第二期計画」といいます。）が策定されています。

【成年後見制度利用促進法（抜粋）】

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 略

(2) 広域計画としての性格

海部南部圏域においては、令和3年1月から海部南部権利擁護センターを共同設置し、令和3年4月には同センターを国の第一期計画において、市町村に設置することが求められている中核機関と位置づけることとしました。

このように、海部南部圏域における成年後見制度の利用促進については、3市町村

が協力、連携して取り組んでいるため、国の求める市町村の圏域における利用促進計画について広域で協議することとしました。

(3) 権利擁護支援の取組としての計画策定

成年後見制度利用促進計画（以下、「本利用促進計画」といいます。）は、成年後見制度の利用促進にかかる計画ですが、国が第一期計画において掲げる「全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する」という目標を念頭に、本利用促進計画においても、成年後見制度の利用促進にとどまらない権利擁護支援の取組にまで検討の範囲を広げています。

3 計画の対象期間

国の第二期計画は、令和4年度から5年間を計画期間として策定されています。

本利用促進計画については、対象期間を令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

第1節 成年後見制度の利用促進にかかる現状と課題

1 国の成年後見制度利用促進基本計画と中間検証

(1) 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進法に基づいて、平成29年2月に国の第一期計画が策定されました。この計画では、「今後の施策の基本的な考え方」として、①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）、②自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）、③財産管理のみならず、身上保護も重視、の3点が挙げられています。「今後の施策の目標」については、①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める、②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る、③後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する、④成年被後見人等の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直す、の4点が挙げられています。さらに、国の第一期計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討するとされ、令和元年5月には、令和3年度末の目標数値を掲げるK P I（Key Performance Indicator 重要業績評価指数）が設定されました。

(2) 中間検証報告書の内容

令和元年度は国の第一期計画の中間年度であり、有識者により構成される「成年後見制度利用促進専門家会議」において、各施策の進捗状況を踏まえた個別の課題の整理・検討が行われ、その結果、中間検証報告書がとりまとめられました。中間検証報告書の内容を踏まえ、国は、地方自治体に次の4つの項目の実施を求めています。

- 1 地域連携ネットワークおよび中核機関等の整備、市町村計画の策定
- 2 市民後見人や法人後見等の担い手の育成・活用の促進
- 3 市区町村長申立の適切な実施
- 4 成年後見制度利用支援事業の推進

2 国の第二期計画の基本的な考え方

第二期成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方として、「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」、「尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等」、「司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり」の3点が掲げられています。

(1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

権利擁護支援とは、「地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動である」とされています。

また、地域共生社会とは、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障がいの有無にかかわらず尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくことを目指すものである」とされています。

さらに、成年後見制度を誰もが利用する可能性のあるものとして、その利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されることにより、他の様々な支援・活動のネットワークと連動しながら、地域における包括的・重層的な支援体制をかたちづくり、地域共生社会の実現という目的に資するものとされています。

(2) 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

成年後見制度を利用する人が、尊厳をもった本人らしい生活を継続することができるよう、①財産管理のみを重視するのではなく、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること、②成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮し適切に成年後見制度を活用すること、③成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させること、④任意後見制度、保佐・補助類型の活用、⑤不正防止策の推進が掲げられています。

(3) 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

権利侵害からの回復を進める上で、家庭裁判所や法律専門職が重要な核のひとつであることから、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要なときに司法による権利擁護などを適切に受けられるようにしていく必要があるとされています。

3 当圏域における現状と課題

(1) 海部南部権利擁護センター設置の経緯

海部南部権利擁護センター設立の背景として、平成25年より海部南部圏域において福祉・医療関係者及び行政職員により、毎月開催されていた権利擁護事例検討会において、地域における成年後見センター設置の必要性が確認されたことが挙げられます。

平成29年には成年後見センター検討委員会が開催され、広域型での設置等が検討されました。平成30年から令和2年にかけて、全5回の成年後見センター立ち上げに向けての準備委員会の開催を経て、令和2年10月海部南部圏域により、海部南部権利擁護センターが設置されました。

海部南部権利擁護センターのモデルは、平成30年4月に、尾張北部の4市町（小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町）が共同設置した尾張北部権利擁護支援センターです。海部南部権利擁護センターは、その設立の経緯及びNPO法人であることから市民（住民）との協働と親和的であること、広域行政による共同設置であり、一定の行政規模をもつことに大きな特徴があり、海部南部圏域における権利擁護支援のあり方を検討する際には、この特徴を生かす方向で検討することが望ましいと考えられます。

(2) 当圏域における成年後見制度の利用実績

海部南部圏域における成年後見制度の利用状況は、133人（令和4年実績）です。制度利用の対象者となると考えられる認知症のある人、知的障がい者、精神障がい者の合計の5%から6%の利用にとどまっていると言えます。

しかしながら、認知症のある人、知的障がい者、精神障がい者の全てが、制度利用の必要な人とは限りません。もうひとつの制度利用対象者数の目安として、「少なくとも人口の1%以上」と言われることがあります。この「人口の1%（約855人）」としても、利用者の割合は、海部南部圏域では全体として約2割弱程度の利用にとどまっており、さらに利用促進が求められます。

また、成年後見制度では、精神の障がいにより判断能力が低下している状態により重い方から「後見」、「保佐」、「補助」という3つの類型に分けられ、この類型により成年後見人、保佐人、補助人という法定の支援者が選任されます。類型が分かれているのは、類型毎に支援者の権限の範囲（本人からみれば権利制限の範囲）が異なるからです。成年後見制度の類型別の利用者数は、約8割が後見類型ですが、より制限的でない補佐、補助類型の活用が望まれます。

(3) 海部南部権利擁護センターの相談実績からみた課題

本利用促進計画策定にあたり、海部南部権利擁護センターの3年間の相談実績から相談のきっかけとなった要因等を考察しました。一般に、成年後見制度の利用対象者は、認知症のある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人と言われます。しかし、相談実績からは、単に、認知症、知的障がい、精神障がいという判断能力の問題だけではなく、様々な属性や環境、要因を重ねもっている場合がほとんどです。

【権利擁護にかかる相談者が判断能力の問題に加えもっている環境、要因】

- 1 財産管理が必要な場合
- 2 相続手続きが必要となった場合
- 3 土地等の不動産売買が必要となった場合
- 4 身寄りがいない場合（在宅生活において）
- 5 身寄りがいない場合（施設入所や入院が必要になった際）
- 6 生活困窮している場合
- 7 虐待を受けている場合
- 8 第三者から経済的搾取を受けている場合
- 9 障がいをもつ子の親が、親なき後を心配する場合
- 10 日常生活自立支援事業からの移行が求められる場合
- 11 家族にそれぞれに支援が必要な場合

それぞれの場合について、以下の通り説明を加えます。

実際には多様な組み合わせがあり、個別のケースに応じて、それぞれの支援者が関わることとなります。留意しなければならないのは、単独の支援者、単独の組織で対応できることは少ないということであり、成年後見人等がいなければ法律的な課題が解決しないこともあります。成年後見人等が選ばれても、チームによる支援の継続が必要である場合が多くあります。

1 財産管理が必要な場合

判断能力が低下することにより、適切な金銭管理が難しくなるケースです。通帳や印鑑を紛失したり、キャッシュカードの暗証番号を忘れてしまう。公共料金の支払いが滞り、ライフラインが止まってしまう。利用している福祉サービスの利用料や医療費の支払いが行えない。このような出来事をきっかけに、ご家族や支援者より権利擁護センターへ寄せられる相談数は、全体の中でも大きい割合を占めています。

2 相続手続きが必要となった場合

被相続人が死亡し相続が発生した際に、相続人の中に認知症や知的障がい、精神障がいなど、精神上の障がいがあることにより、判断能力が不十分な方が含まれている場合、遺産分割協議を行うために、判断能力が不十分な方に成年後見人等を選任する必要が生じる場合があります。令和6年4月に相続登記が義務化されたことにより、このような相談は増加傾向にあります。

3 土地等の不動産売買が必要となった場合

行政による土地収用、空き家の処分、遠方に所有する土地の維持管理が困難等の理由で、不動産の処分が必要となった場合、所有者である本人の判断能力が不十分な場合、売買契約の締結が難しいことから、成年後見人等の選任を求められるケースがあります。

4 身寄りがいない場合（在宅生活において）

単身で生活され、かつ身寄りがいない方の場合、本人の判断能力が低下した際に、様々な問題が起こることがあります。適切な金銭管理が困難、各種行政手続きが行えない、適切な福祉サービス利用の検討と契約をする人がいない、所有する不動産の維持、管理、処分が難しい、場合によってはゴミ屋敷の問題も判断能力の低下と関係していることも少なくありません。

また、ひとり暮らしであるため、食生活や住環境が健康な状態でないまま発見されることなく、取り返しが見つからない状態まで心身が悪化することがあります。成年後見人等がついただけでは、これらの状況は改善されないことから、地域の民生委員や地域包括支援センター、近所のネットワークによる見守り等を含めた支援の検討が必要となってきます。

5 身寄りがいない場合（施設入所や入院が必要になった際）

ひとり暮らしでかつ高齢者の場合、施設入所や入院の際に身元保証人を求められることが多くあります。身近に身寄りがいない、身寄りがあっても遠方に住んでいる、高齢のため保証人を拒否するなど、頼りにできないことも少なくありません。身元保証人がいないことにより、入院、入所を拒否することは医師法、介護保険法に違反することになり、国も注意喚起をしていますが、地域ではなお課題となっているところです。このため、全国的な取組としては、社会福祉協議会などで新しいサービスをつくり出しているところもあります。

また、入所や入院後の金銭管理、賃貸住宅の退去や残存家財の処分、不動産の維持管理に加え、死後の事務を行う役割として、成年後見人等も一定の役割を期待されています。

6 生活困窮している場合

働くことができず年金だけが頼りとなっている単身の高齢者、障がい者で生活が困窮している場合があります。また、認知症の親の年金だけで未婚の無職の子との二人の生活が成り立っているケースで、子が親の年金を自身のためにつかうことで認知症の親が十分な福祉サービスを受けられないという場合は、よくある例であり、経済的虐待、ネグレクトの評価を受ける場合も見受けられます。

7 虐待を受けている場合

高齢者虐待については、国において毎年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果が報告されています。令和5年度の報告から養護者による高齢者虐待の状況を概観すると被虐待高齢者は女性が7割以上を占め、要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は約7割でした。家族形態は、未婚の子との同居が3割以上、加害者の4割近くが息子です。

海部南部権利擁護センターの相談実績においても、未婚の子による高齢の認知症のある親に対する身体的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄・放任等が見られます。このような場合の対応として、老人福祉法に規定されている措置による分離を行うことがあります。分離を行うと、認知症の親については成年後見制度の利用が必要となります。また、経済的虐待の実態を把握するためにも、成年後見制度の利用が有効な場合が多くあります。

8 第三者から経済的搾取を受けている場合

認知症や知的障がいがある場合には、第三者からの経済的搾取を受けている本人に被害意識がないこともあるため、支援している周囲の人の気づきがないとわからない場合もあります。財産を守るためには、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や取消権のある成年後見制度の活用も検討されます。

9 障がいをもつ子の親が、親なき後を心配する場合

障がいをもつ子の財産管理や家事、通院同行、生活に必要な諸手続に関して、親がすべてサポートしている場合、親の高齢化に伴い、将来親が担っていた役割を誰かに託さなくてはならないという、親なき後の本人の生活を心配し、相談に至るケースも多くあります。成年後見制度を利用する場合、親が自ら成年後見人等に就任し、業務継続が困難になった際に第三者成年後見人等に交代する方法や、選任された第三者成年後見人等と親と一緒に支援を行う方法、不幸にも親が亡くなってしまった際は、親族や市町村長が申し立てを行うケースが想定されます。

10 日常生活自立支援事業からの移行が求められる場合

社会福祉協議会の行う日常生活自立支援事業(福祉サービス利用支援事業)では、判断能力が十分ではない人が地域において自立した生活を送れるように、福祉サービスの利用に関する援助、利用料の支払い等に伴う預金の払戻し、通帳等の保管等を行っています。第2期成年後見利用促進基本計画においても、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に日常生活自立支援事業等から成年後見制度へ移行できるような、関係機関の連携と体制整備の必要性を掲げています。海部南部圏域においても、利用者の判断能力の低下、日常生活自立支援事業では対応出来ない法律行為の発生等により、成年後見制度への移行が望まれるケースも増加しており、社会福祉協議会と連携を図り移行支援を行っています。

11 家族それぞれに支援が必要な場合

当事者だけでなく、家族も上記のような属性をもっている場合も少なくありません。たとえば、高齢者福祉の担当者と障がい福祉の担当者と困窮者支援の担当者がひとつの家庭にアプローチすることも多くあります。繰り返しになりますが、成年後見制度を利用しただけで解決するということは少なく、それまでの福祉関係者との支援の継続、チームでの支援が必要となる場合が少なくありません。

第2節 成年後見制度利用促進計画で掲げるめざす姿

1 基本的な考え方

成年後見制度の利用の促進にあたっては、成年後見制度の趣旨にもある「ノーマライゼーション」や「自己決定権の尊重」の理念に立ち返り、法律や国計画、社会情勢などを踏まえ、改めてその運用やあり方を検討し、適宜見直していく必要があります。

これまでの成年後見制度は財産の保全の観点が重視され、本人の利益や生活の質を向上するために、財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されてきました。

これを踏まえ、障がいの有無にかかわらず、尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した地域づくりが求められます。

このことから、海部南部圏域においても成年後見制度の利用を必要とする本人がメリットを実感できる制度運用となるよう体制を整備し、本人の地域社会への参加の実現を目指します。

そのための基本的な考え方として、

- 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度運用とします。
- 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性を十分考慮した上で、適切に制度利用できるよう、連携体制等を整備します。
- 不正防止等の施策を推進します。
- 司法と福祉のさらなる連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援を適切に受けられるようにします。
- 本人を中心とした支援や活動における共通基盤となる考え方として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを一層充実させます。

これらにより、「地域共生社会」の実現に向けて、成年後見制度の利用の促進を中心とした権利擁護支援を推進します。

2 基本理念

〈基本理念〉

**誰もが住み慣れた地域で
安心して自分らしく暮らし続けることができ
すべての人に役割と居場所があるまちづくり**

3 基本目標

本計画の基本目標を「権利擁護支援が行き届くための普及と理解促進」「権利擁護に係る相談支援体制の充実」「権利擁護を通じた地域づくりのための体制整備」の3つとし、これをもとに施策・事業を展開していきます。

基本目標 1 権利擁護支援が行き届くための普及と理解促進

支援を必要とする人が成年後見制度を利用し、自分らしい生活を送るためには、地域の構成員が互いを認め合い、尊重し合うことのできる地域づくりが求められます。成年後見制度を十分に周知し、本人や親族、支援者、地域住民が制度を正しく理解できるよう取り組みます。

基本目標 2 権利擁護に係る相談支援体制の充実

成年後見制度は、権利擁護における重要な手段のひとつです。本人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう支援するにあたり、制度利用に躊躇せず、本人や親族、支援者が気軽に相談できる体制を整えます。また、断らない相談支援を基本に本人の意思を丁寧に汲み取り、権利を擁護していく意思決定支援と身上保護を重視します。

基本目標 3 権利擁護を通じた地域づくりのための体制整備

支援を必要とする人が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域全体での支援体制の構築が求められます。地域連携ネットワークのさらなる充実のほか、権利擁護支援の担い手の確保や育成に取り組みます。

4 海部南部権利擁護センターの位置づけ

(1) 3市町村の共同設置によること

海部南部権利擁護センターは、3市町村による共同設置の機関であることが大きな特徴です。

3市町村は、それぞれ対等な関係をもち自主性のある地方自治体ですが、成年後見制度の利用支援、ひいては、権利擁護支援の事業目的を、海部南部権利擁護センターを共同設置することでより効果的に達成することができるとして、共同で事業に取り組んでいます。

先進の尾張北部権利擁護支援センターの例から、共同設置の効果は、①人口規模の増加による施策の効率的実施、②多様な実績、ノウハウをもつ行政の交流による質の向上などのメリットがあげられます。

(2) 中核機関であること

3市町村の自主的な事業としてスタートした海部南部権利擁護センター設置事業ですが、国において、成年後見制度利用促進法が成立し、第一期計画が策定され、中核機関として国の施策に位置付けられた機関とされたことの意義は大きいといえます。国が、第一期計画、第二期計画において、中核機関としての役割を掲げていますので、必要な場合は、国・都道府県等の支援を得ることができ、家庭裁判所や関係諸団体との関係においても共通の目的に対して協働していくことが可能になると考えられます。

(3) NPO法人であること

3市町村が新しく権利擁護センターを設置するにあたり、その運営を担う法人を、特定非営利活動法人（通称、NPO法人）とした意義を確認します。特定非営利活動法人は、「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与すること」を目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定されています。

特定非営利活動法人は、社会貢献活動を行う法人ですが、収益を構成員に分配することが認められません。収益事業を行うことはできますがその事業で得た収益は、さらに社会貢献活動に充てなければなりません。簡単にいえば、地域住民が社会貢献のために集う法人です。法人の構成員は、会費を払う正会員ですが、収益の分配はなく、さらに社会貢献をするためにその収益を使っていく法人です。行政の委託事業とは、本来、行政の仕事であるものを他の者に委託させるものです。

第3節 計画の施策と事業

1 権利擁護支援が行き届くための普及と理解促進

基本施策1 「権利擁護に関する普及啓発」

〔事業内容〕

パンフレットの作成、講演会や研修会の開催、アウトリーチ等により、広く関係市町村の関係者及び住民に対して、権利擁護の制度の普及啓発を行います。権利擁護センター主催の勉強会、研修会及び講演会を行うことで、成年後見制度の周知及び理解が広がり、今後の相談や気づきにつながることから、積極的に以下の通り研修事業に取り組みます。

- ① 講演会や研修会の開催
- ② 出前講座の開催
- ③ 権利擁護事例検討会の開催
- ④ アウトリーチによる普及啓発
- ⑤ 権利擁護センター及び成年後見制度説明パンフレットの配布
- ⑥ ホームページ・広報誌での情報発信
- ⑦ 本人情報シートの周知及び活用
- ⑧ 権利擁護ガイドラインの作成検討
- ⑨ 意思決定支援の理解の浸透
- ⑩ 第2期促進計画に基づく中核機関の役割の拡大

2 権利擁護にかかる相談支援体制の充実

基本施策2 「権利擁護にかかる相談支援体制の充実」

〔事業内容〕

地域住民、既存の介護保険事業所や相談支援事業所、行政などから、成年後見制度の利用、権利擁護に関する相談に応ずるとともに、成年後見制度などに関する情報提供を行います。また、積極的にアウトリーチに取り組むことで相談しやすい環境づくりを行い、センター職員による巡回相談や顧問弁護士による弁護士相談を行います。

- ① 他機関との連携により、相談を受け止め、整理し、支援もしくはつなぐ「断らない相談支援」の継続（窓口相談、電話相談、訪問相談、巡回相談、その他相談等）
- ② 権利擁護支援のアセスメント及び後見ニーズの見極め、首長申立の活用及び周知
- ③ 権利擁護支援の相談窓口として明確化
- ④ 後見人等に関する苦情等に対応できる仕組みづくり

基本施策3 「民法に規定する後見制度及び社会福祉法に規定する福祉サービス等の利用支援」

〔事業内容〕

成年後見制度の利用及び福祉サービス等の利用のため必要な支援を行います。親族や行政、事業所に対し、成年後見制度の申し立て支援を丁寧に行います。

- ① 成年後見制度の申し立て支援
- ② 成年後見制度利用支援事業の利用相談
- ③ 後見人等への支援
- ④ 成年後見制度利用促進基本計画の策定協力
- ⑤ 関係機関への普及・啓発
- ⑥ 総合的な権利擁護支援策の充実

3 権利擁護を通じた地域づくりのための体制整備

基本施策4 「法律職及び関係団体等との連携促進」

〔事業内容〕

適正運営委員会等の会議において、それらの専門職から課題解決や事案に対する助言や意見をもらいます。海部南部権利擁護推進協議会（地域連携ネットワーク）では、法律職や専門職の関係団体、家庭裁判所との連携体制の構築を図り、地域課題に対し協議を行います。

- ① 関係機関・団体との連携
- ② 適切な後見人候補者推薦の検討：柔軟な後見人等の交代の推進
- ③ 地域連携ネットワークの整備
- ④ 身寄りがない方への支援体制
- ⑤ 家庭裁判所との連携
- ⑥ 権利擁護支援の視点からの重層的支援の取組検討

基本施策5 「後見事務の提供事業」

〔事業内容〕

適正運営委員会で特に支援が必要と認める方に対して、権利擁護センターが成年後見人等として受任し後見業務を提供します。また、身寄りがない方への支援体制の構築を図るため、権利擁護推進協議会で検討します。その他、後見業務の担い手として、市民後見人の養成を進めていきます。

- ① 法人後見の受任
- ② 後見業務の担い手の育成
- ③ 権利擁護支援者バンクの作成
- ④ 行政による法人後見監査
- ⑤ 法人後見実施団体の確保

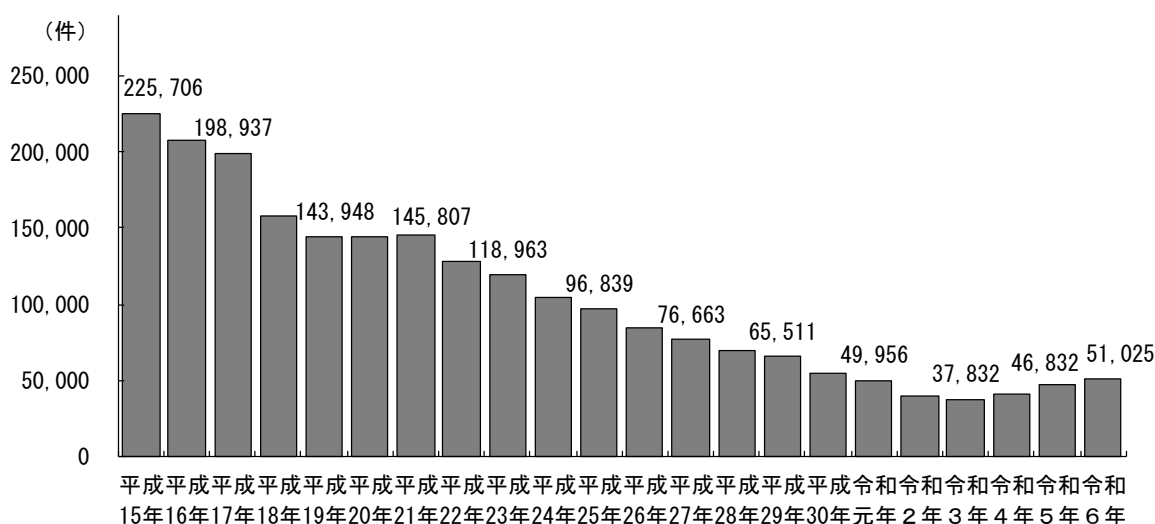
7 再犯防止推進計画

1 計画策定の背景と目的及び期間

愛知県内の刑法犯認知件数は、戦後最多を記録した平成15年をピークとして、令和6年には4分の1以下まで減少しています（図表3-1）。

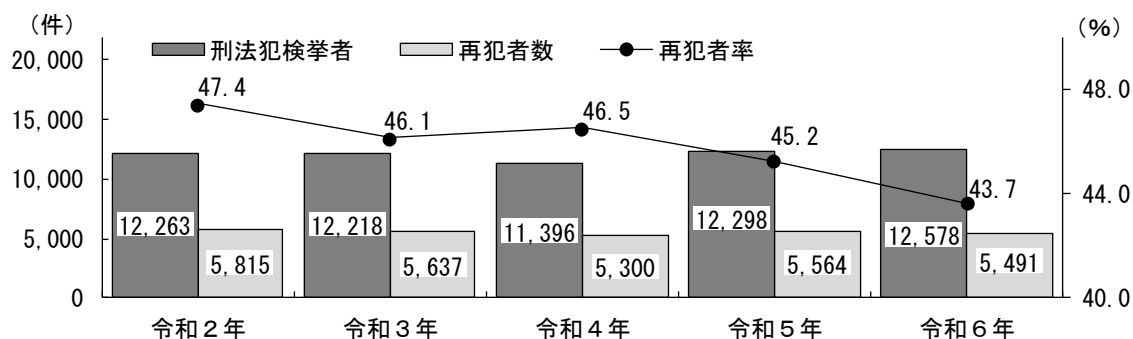
また、令和6年の刑法犯検挙者12,578人のうち再犯者数は5,491人であり、再犯率は、43.7%（全国平均46.2%）となっています（図表3-2）。蟹江警察署管内においても約4割から5割の範囲で推移しています。

図表3-1 愛知県の刑法犯認知件数の推移



資料：愛知県警集計

図表3-2 愛知県内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



資料：愛知県警集計

犯罪や非行をした人等の中には、貧困や厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくないことから、社会復帰後に地域社会で孤

立させないような取組を推進していく必要があります。

市民が安心して暮らせる社会を構築するために、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が極めて重要な課題となっています。

犯罪をした人等の立ち直りを支援し、再犯防止の推進に向けて様々な団体や関係機関と連携するとともに、市民一人ひとりの理解を深める啓発活動や情報発信を行い、誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

そこで、本市においては「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を地域福祉計画と一体的に策定しました。

【再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）】

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 略

なお、計画期間は令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

2 計画の基本方針

国においては、平成29年12月に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。また、令和5年3月には、第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため、第二次再犯防止推進計画が閣議決定されました。愛知県においては、令和3年3月に「愛知県再犯防止推進計画」が策定されています。本市においても、これらの計画の方針を踏まえて取組を進めます。

【国の「再犯防止推進計画」における5つの基本方針】

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するため必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取り組みを、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

市民・地域の取組（再掲）

- 市や保護司、関係団体が行っている再犯防止に関する取組に関心をもち、理解を深めます。
- 犯罪をした人が地域で孤立しないよう、地域で見守るとともに、必要に応じて相談機関等につながります。

① 犯罪をした人の立ち直り支援への理解の促進（再掲）

犯罪や非行の防止、罪を犯した人の立ち直り支援への正しい理解を深めるため啓発活動を行います。また、安全で安心な明るい地域社会を築くため弥富市保護司会と連携し、それぞれの立場において力を合わせながら「社会を明るくする運動」のさらなる広報・周知を行います。加えて、再犯防止活動についての啓発を行い、市民の理解促進に努めます。

② 関係機関との連携の強化

再犯防止に係る取組を推進するため、愛知県や近隣市町村、関係機関、民間団体等と連携を強化します。

③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進

犯罪をした人等のうち、高齢や障がいがあるなどの複合的な要因により自立した生活を営むことが困難になっている人等について、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるように関係機関等と連携を図ります。

④ 薬物依存を有する者への支援

愛知県や民間団体等と連携し、薬物乱用の危険性を広く周知するとともに、薬物犯罪をした人が再び薬物に手を出さないよう、薬物乱用防止に関する啓発活動を行います。

⑤ 保護司等との連携強化（再掲）

犯罪や非行をした人が再び罪を犯さないよう、地域で立ち直りを支える保護司の活動や再犯防止に関して、市民に学習機会を提供し、周知・啓発を進めます。

⑥ 就労の確保

関係機関との連携のもと、犯罪をした人等の就労を確保するための就労機会の提供、就労継続を図るための相談、指導及び助言などの支援を行い、社会復帰を目指すとともに再犯防止につなげます。

第4章 地域福祉活動計画

1 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、昭和26年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置された営利を目的としない民間の組織です。

社会福祉協議会は、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育等の関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が「住み慣れたまちで安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」」の実現を目指した様々な活動を行っています。

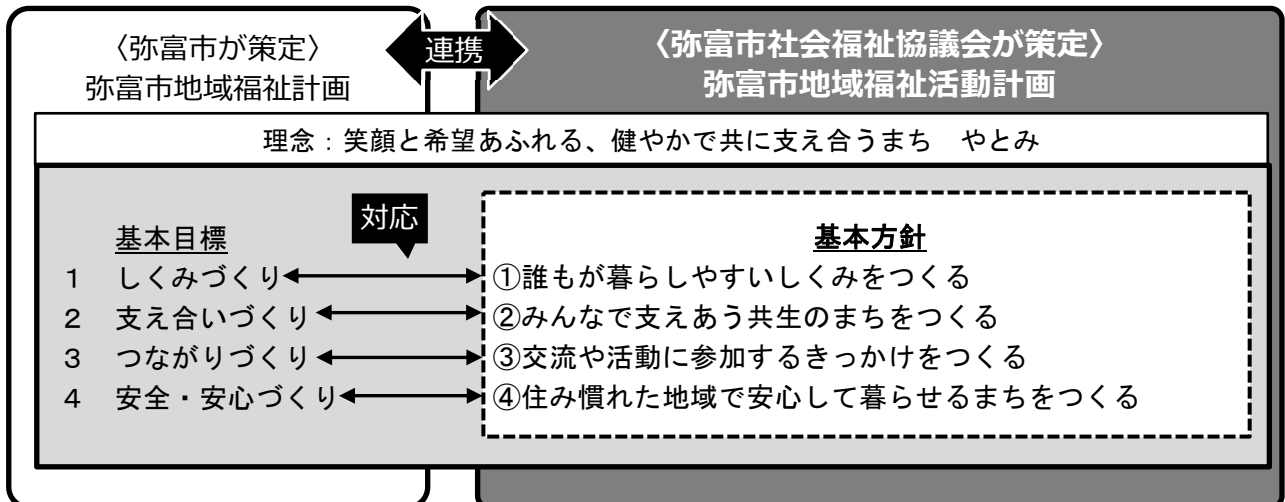
2 弥富市地域福祉計画と弥富市地域福祉活動計画の関連

弥富市地域福祉活動計画は、民間組織である弥富市社会福祉協議会が策定する活動計画であり、市民や福祉の関係団体等が主体的に地域福祉の推進を目指すための実践的な計画です。

そのため、本計画は弥富市地域福祉計画と一体的に策定し、理念や基本目標、基本施策を共有し、相互に連携を図りながら本市の地域福祉を推進します。なお、弥富市地域福祉活動計画では弥富市地域福祉計画の4つの基本目標に対応した次の基本方針を定めました。

- 基本方針1 誰もが暮らしやすいしくみをつくる
- 基本方針2 みんなで支えあう共生のまちをつくる
- 基本方針3 交流や活動に参加するきっかけをつくる
- 基本方針4 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくる

これらの基本方針のもと、市民、行政、NPO・ボランティア団体、事業者等の関係機関と連携し、地域福祉の推進に向けて取り組みます。



3 施策の展開

基本目標 1 しきみづくり

〈基本方針〉誰もが暮らしやすいしきみをつくる

福祉課題が複雑化・複合化し、分野別の支援だけでは解決できない課題や既存の制度の対象となりにくいケースが増えてきています。高齢者や障がいのある人、生活困窮者等が抱える様々な課題に対応するため、市民や行政、NPO・ボランティア団体、民生委員・児童委員、事業者、企業等の関係機関と連携を図りながら課題の早期発見・早期解決および地域づくりに向けた取組を進めます。

また、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて、相談支援体制の強化や福祉サービスの充実を図り、市民の生活課題を確実に受け止めることで、支援を必要とする人を適切な支援につなげます。

社会福祉協議会の主な取組

1 気軽に相談できる環境をつくる

① 重層的支援体制の整備に向けた相談支援の充実

8050問題やダブルケア、ひきこもり等、福祉に関する複合的な課題を抱えているものの、解決方法や相談先がわからない人や世帯を対象に、ふくし総合相談窓口において、困りごとや不安について丁寧に話を聞き、解決に向けて相談者の希望に沿った支援につなげます。

② 障害者相談支援事業の実施

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族からの相談に相談支援専門員が応じ、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、本人の希望を踏まえながら、サービス等利用計画の作成を行います。

③ 生活困窮者自立支援事業の実施

家賃が払えない・仕事がなかなか見つからない・病気で働けない等の理由で生活に困窮している人が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施することにより、自立を促進します。

2 必要な福祉サービスを提供する

① 介護保険に基づく訪問介護の実施

弥富市社会福祉協議会なでしこ指定訪問介護事業所において、要支援または要介護者の自宅にホームヘルパーが訪問し、入浴・排泄・食事介助等の「身体介護」や掃除、洗濯、調理等、日常生活の援助をする「生活援助」を提供します。

② 障害者総合支援法に基づく居宅介護及び就労継続支援（B型）の実施

弥富市社会福祉協議会なでしこ指定訪問介護事業所において、居宅介護が必要と判断された障がいのある人の自宅にホームヘルパーが訪問し、入浴・排泄・食事介助等の「身体介護」や洗濯・掃除等の「家事援助」等を提供します。

また、チャレンジハウス弥富において、一般企業等での就労が困難な人に対して、働く場を提供するとともに、就労移行に向けた知識や能力向上のために必要な訓練を行います。

③ 資金貸付事業（生活福祉資金、くらし資金貸付）

低所得世帯、障がいのある人のいる世帯、高齢者世帯を対象に、必要に応じた資金貸付を行うとともに、愛知県社会福祉協議会、弥富市社会福祉協議会、民生委員・児童委員が連携して必要な援助指導を行うことによって、安定した生活が送れるよう支援します。

3 関係機関と協力し合う関係をつくる

○ 地域課題の早期発見、早期介入の仕組みづくり

見守り活動を通じて地域で課題を抱える人の把握に努めるとともに、民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」といいます。）、NPO・ボランティア団体等と連携しながら、社会的孤立や生活困窮、虐待、ひきこもり、子育て不安等、日々の暮らしをめぐる困りごとや生きづらさを抱えながらも支援につながっていない人や世帯の早期発見・早期支援に努めます。

基本目標2 支え合いづくり

〈基本方針〉 みんなで支えあい、共生のまちをつくる

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりに向けて、福祉教育やボランティア活動を推進します。こうした取組を通じて、市民の地域福祉に関する意識の向上や市民が主体となって行うボランティア活動の活性化を図ります。

そのため、地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会は、適切な人員構成を確保するとともに、専門性の高い職員を育成し、持続可能な組織体制の構築を目指します。

社会福祉協議会の主な取組

1 福祉について学ぶ機会をつくる

① 福祉実践教室の開催

福祉実践教室は、障がいのある人への正しい理解と福祉の向上を目指すことを目的として開始され、小・中学生、高校生を対象に実施しています。この教室では、次世代を担う児童・生徒が、地域で暮らしている高齢者や障がいのある人との交流を通して、「豊かな人間性」や「共に生きる力」の育成を図ります。

② 福祉教育プログラムの推進

地域住民の協力を得て、地域、学校、社会福祉協議会が一緒にこどもの学習について検討します。福祉実践教室で「ふくし」や「障がいのある人について」「支援方法について」を学ぶことも大切ですが、支援の対象としてみるのではなく、同じ地域に住む仲間、友人、自分事として考えるきっかけをつくり、「ふくし」はすべての人が対象であること広げていきます。

③ 地域での福祉教育の展開

こどもの頃からの福祉教育や地域での様々な学習機会の提案、提供を通して、福祉や地域への理解を深める機会をつくります。

2 地域で活動する人を増やす・育てる・支援する

① 青少年等ボランティア体験の推進・機会の創出

主に夏休み期間中に、中学生、高校生等を対象に、ボランティア体験ができる企画を実施しています。市内の様々な福祉事業所や団体の協力を得ながら、地域全体で体験の機会を創出することと、体験を通して地域福祉を担う人材育成につなげます。また、そのようなつながりから、学生以外のボランティア相談に応じ、様々な活動を紹介、活動につなげています。

② CSWの養成及び各中学校区への配置に向けての準備

地域で困っている人や、自身では困っていることにも気づけず、周りが心配している人に対して、“つながり”を働きかけ、その人が、その人らしく地域で暮らしていけるように調整、コーディネートする役割を担うCSWを養成します。また、各中学校区にそれぞれ1人以上のCSWが配置できる体制整備を進めます。

③ 福祉人材の確保と人材育成の推進

ボランティア活動の普及・啓発や活動先の紹介を行うとともに、地域課題の把握に努め、地域のニーズに応じたボランティアを養成するための講座等を開催することで、市民主体のボランティア活動の活性化を図ります。

さらに、ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする人を対象に相談支援を実施し、両者の希望に添った活動が行えるよう、コーディネート(連絡調整)を行います。円滑なマッチングを通じて、誰もが安心して活動に参加できる環境を整備します。

④ 職員体制の強化

各種福祉サービスや事業を実施するにあたり、相談員やホームヘルパー、CSWなどの専門職スタッフの確保や職員のスキルアップ・育成を図ります。

3 地域で活動する人を支援する

○ 弥富市ささえあいセンターとの連携強化

生活支援・介護予防サービスの充実に向けて活動を展開している「弥富市ささえあいセンター」と連携して、ボランティア等の生活支援の担い手である生活支援サポーター養成講座に職員を派遣するなど、人材育成の支援に協力します。

基本目標3 つながりづくり

〈基本方針〉交流や活動に参加するきっかけをつくる

様々な交流による地域の活性化に向けて、市民の地域福祉への理解を促すとともに、世代や属性を超えて誰もが気軽に立ち寄れる居場所づくりの充実や高齢者や障がいのある人も楽しめる企画の立案・実施に努め、市民の世代間交流や社会参加を促し、誰もが「つながり」を実感できるまちづくりを目指します。

社会福祉協議会の主な取組

1 気軽に集まれる居場所をつくる

① ひとり親家庭、障がいのある児童を対象としたバス旅行（夏休み企画）の開催

ひとり親家庭、障がいのある児童及びその保護者等を対象に、夏休み期間中に親子で出かけて楽しめる機会を提供します。また、歴史や生物、自然に触れることで見聞を広め、親子で話題を共有することで絆を深めるきっかけとします。

② 障がい者手帳所持者を対象とした日帰りバス旅行（やとみふくしバス旅行）の開催

障がい者手帳を所持している人を対象に、日帰りバス旅行を開催し、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

③ なごみの会（心が疲れたと感じている方の居場所事業）の開催

精神的に疲れている人や誰かに話を聞いてほしい、居場所をつくりたいと考えている人等を対象に安心して過ごせる場所づくりを行っています。

④ こども食堂等の運営支援の実施

市内のこども食堂、こどもの居場所づくりを進める団体等の活動に職員が出向き、顔の見える関係を構築するとともに、活動の把握に努めています。団体や組織が活動を進める中で、対応や支援に困ったときに、平時のつながりから、早期に介入できる仕組みづくりを行い、こども食堂、こどもの居場所づくり活動者が、無理なく、継続して活動できるよう支援しています。

2 誰もが役割をもち、活躍できる場所をつくる

障がいがあっても自分らしく、その人に合った活動ができる福祉施設の運営や福祉サービスの紹介を行います。

基本目標4 安全・安心づくり

〈基本方針〉 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくる

大規模災害や感染症の流行等の緊急時に備え、防災の取組を推進します。また、平時から行政やNPO・ボランティア団体、ライオンズクラブ等の関連機関との連携体制の強化を図り、災害時における要支援者の避難支援、避難所の支援、災害ボランティアセンターの運営等が円滑に行える体制を整備します。

また、ひとり暮らし高齢者、認知症や障がいのある人等、日常生活に不安を抱えている人の相談に丁寧に寄り添ったり、判断能力が十分でない人の権利や尊厳を守る権利擁護の取組を進めるとともに、必要に応じて日常生活自立支援事業等の利用につなげたりすることで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

社会福祉協議会の主な取組

1 防災対策を進める

① 市との協定による災害ボランティアセンターの運営及び機能強化

災害発生時、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、ボランティア活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチング活動等を円滑に行うための拠点である災害ボランティアセンターを開設します。また、円滑なセンターの設置及びボランティア活動の実施を図るため、行政と社会福祉協議会で、災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定を締結し、それぞれの役割を明確にすることで、効果的なボランティア活動を支援します。

② 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催

大規模な災害が発生した際、ボランティアの受付や整理を行い、被災者のニーズを把握しながらボランティアと支援を必要とする人のマッチングを担う、災害ボランティアコーディネーターを養成する講座を弥富市、津島市、愛西市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村の4市2町1村で開催します。

2 すべての人の権利を守る

① 日常生活自立支援事業

認知症のある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人等の福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理、書類管理等を行い、判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう支援します。

② ひとり暮らし等高齢者見守り活動の実施

ひとり暮らしの高齢者が増加し、高齢者の孤独・孤立の防止や安全の確保、日常生活を支える取組の必要性が高まっています。民生委員・児童委員と協働し、ひとり暮らし高齢者の定期的な見守り活動を通じて、高齢者への情報発信や安否確認等のきめ細やかな支援につなげます。

4 重点的な取組

重点的な取組 1 相談支援の充実

市民の複合化・多様化した支援ニーズに対応するため、個人や世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制が求められています。そのため、令和7年4月に開設したふくし総合相談窓口において、「断らない」相談を念頭に、CSWが市民のあらゆる地域生活課題を受け止め、問題解決に向けて継続的に支援していきます。

また、課題の解決に向けて、福祉分野だけで取り組むのではなく、必要に応じて、行政や市民、NPO・ボランティア団体、民生委員・児童委員、事業者、企業等、福祉以外の分野も含む幅広い関係者が連携しながら、取組の方向性を整理し、効果的な支援につなげていきます。

重点的な取組 2 福祉教育の推進

地域福祉を推進するには、市民の主体的な参加が必要不可欠です。そのため、市民の地域福祉への理解と関心を深めることを目的に、市民、行政、学校、ボランティア団体等の関係機関と連携しながら、学齢期の頃から様々な場で福祉教育を実施します。

こうした福祉教育を通じて、市民の地域福祉への理解と関心を高め、一人ひとりの人格と個性を尊重し合い、社会生活の中で共に支え合う力を育てていきます。さらに、市民一人ひとりが地域の一員として、地域の課題を「自分ごと」として捉えられるようにするとともに、地域福祉に携わる人材確保・育成につなげるため、福祉教育のさらなる充実を図ります。

重点的な取組 3 「受援力」向上に向けた災害ボランティアセンターの機能強化

災害ボランティア活動は、被災地の復旧・復興支援、被災者の生活再建支援等に大きな役割を果たします。しかし、全国的にみると、被災地での受け入れ環境が整っていなかったために、ボランティアの力が十分に発揮できていない事例もあり、被災地においてもボランティアを地域で受け入れる環境・知恵等の「受援力」（支援を受ける力）を高め、ボランティアの力を十分に引き出す環境を整えることが重要になってきます。

そのため、被災地の外から集まるボランティアの人たちに対して、被災地側から、現状や必要な支援を積極的に伝えることが地域の「受援力」を高めることにつながります。その中核となるのが、災害時に設置される被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点である災害ボランティアセンターです。行政と社会福祉協議会が連携しながら災害ボランティアセンターの円滑な運営に向けた体制を整えるとともに、災害ボランティアコーディネーターの養成によるセンターの機能強化を進め、「受援力」の向上を図ります。

重点的な取組 4 見守り活動の充実

ひとり暮らし高齢者の増加や地域のつながりの希薄化によって、誰もが孤立・孤独の問題を抱える可能性があります。そのため、民生委員・児童委員と連携し、市内のひとり暮らし高齢者に対して、定期的に声掛けや見守りを行い、安否確認を実施することで、高齢者が地域から孤立することを防ぎます。また、日常生活に課題を抱える高齢者を早期に発見し、必要な支援につなげることで、高齢者がいつまでも安心して暮らし続けることができる環境を整備し、地域全体で支え合うまちづくりを推進します。

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

1 計画の周知・情報提供

地域福祉を推進するためには、本計画が目指す地域福祉の方向性や取組内容について、市民やNPO、ボランティア団体、事業所、関係機関、社会福祉協議会、行政等が共通の理解をもつことが重要です。

そのため、ホームページにおいて本計画を公表するほか、本計画の概要版について、民生委員・児童委員をはじめとする関係者に配布するとともに、公共施設等への配架やふれあいサロン等の機会を通じて広く市民へ周知します。

2 多様な推進主体の連携強化

地域福祉の担い手は市民一人ひとりです。行政だけではなく、市民、NPO・ボランティア団体、事業所、関係機関、社会福祉協議会などの多様な主体がそれぞれの役割を發揮しながら相互に連携して取り組むことが重要です。そのため、本市では情報共有や交流の場を設けるなどして、これらの推進主体の連携強化を図り、「自助・互助・共助・公助」の取組が相互に補完し合う地域の実現を目指します。

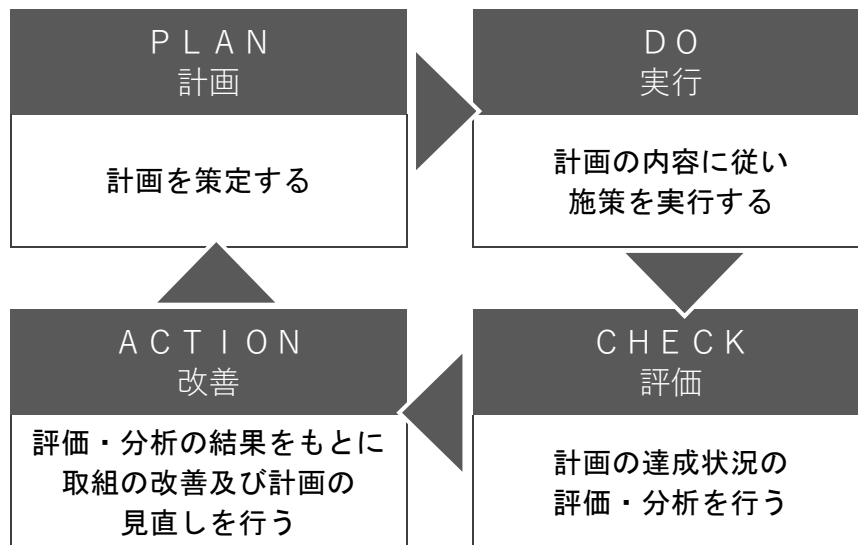
また、地域福祉に係る課題への対応にあたっては、福祉分野に限らず、庁内の幅広い分野（まちづくり、商工、農林水産、土木、防災、教育、環境、交通、観光等）と連携し、様々なニーズに対応できる体制づくりに努めます。

2 計画の進捗管理

より実効性のある計画として推進するため、「計画（PLAN）」「実行（DO）」「評価（CHECK）」「改善（ACTION）」に基づくPDCAサイクルに沿って取り組みます。計画の進捗状況を把握・評価するにあたり、計画初年度となる令和8年度に評価指標を設定のうえ、計画の中間年度にあたる令和10年度に学識経験者や関係団体、市民等によって構成される弥富市地域福祉計画等策定委員会にて中間評価を行い、必要な対策・施策等を検討します。さらに、最終年度の令和13年度には、同委員会において事業の最終評価を行い、その結果を踏まえて次期計画策定につなげます。

また、令和12年度には「弥富市の地域福祉に関するアンケート調査」を実施し、市民の意識の変化や本市の福祉課題を把握・分析するとともに、同委員会において結果を報告し、意見や評価を聴取します。

加えて、本計画の評価は、地域住民等の意見を十分に把握しながら進めることが重要です。市民や関係団体等との意見交換の場を設け、計画の推進にあたっての課題の分析や対応策について検討します。



-資料編-

1 計画策定の経緯

日付	内容
令和6年10月7日	○第1回弥富市地域福祉計画等策定委員会の開催 ・弥富市地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要について ・弥富市の地域福祉に関するアンケート調査（案）について
令和6年11月8日 ～11月29日	○弥富市の地域福祉に関するアンケート調査の実施
令和7年3月5日	○第2回弥富市地域福祉計画等策定委員会の開催 ・弥富市の地域福祉に関するアンケート調査の結果について ・地域生活課題の把握、分析について
令和7年3月19日 ～3月26日	○関係団体等へのヒアリング調査の実施
令和7年7月24日	○地域住民懇談会の開催（弥富中学校区）
令和7年7月25日	○地域住民懇談会の開催（弥富北中学校区）
令和7年9月5日	○第3回弥富市地域福祉計画等策定委員会の開催 ・地域住民懇談会の結果について ・第1期弥富市地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子（案）について
令和7年11月26日	○第4回弥富市地域福祉計画等策定委員会の開催 ・第1期弥富市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について
令和8年1月5日～ 2月5日	○パブリックコメントの実施 ・意見件数：6件
令和8年2月26日	○第5回弥富市地域福祉計画等策定委員会の開催 ・パブリックコメントの結果について ・計画の承認

2 弥富市地域福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく弥富市地域福祉計画及び社会福祉法人弥富市社会福祉協議会が地域福祉推進のために策定する地域福祉活動計画等（以下「地域福祉計画等」という。）を一体的に策定するため、弥富市地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画等の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 高齢福祉関係者
- (4) 障がい福祉関係者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 地域団体代表者
- (8) 学識経験者
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画等の策定完了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課で行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

3 委員名簿

(敬称略／順不同)

区分	氏名	役職名	備考
学識 経験者	城戸 裕子	愛知学院大学心理学部教授	
保健医療 関係者	奥村 明彦	海南病院院長	
	井原 佐由美	弥富市子育て世代包括支援センター代表	
社会福祉 関係者	三浦 義光	弥富市社会福祉協議会会長	委員長
	横山 文男	弥富市保護司会会長	
	伊藤 正光	弥富市民生・児童委員協議会会長	
高齢福祉 関係者	古市 祐康	弥富市地域包括支援センター長	副委員長
	渋谷 美有紀	弥富市ささえあいセンターコーディネーター代表	
	大島 俊夫	弥富市福寿会連合会会長	任期：令和6年度
	古勝 登志雄		任期：令和7年度
障がい福祉 関係者	服部 澄代	弥富市中心身障害児（者）父母の会会長	
	田村 結美	NPO法人 海部南部権利擁護センター代表	
児童福祉 関係者	犬飼 友美	弥富市保育所代表	
	野口 由美	弥富市子育て支援センター代表	任期：令和6年度
	後藤 恵美		任期：令和7年度
教育関係者	高山 典彦	弥富市教育委員会教育長	
	小島 美保	弥富市スクールソーシャルワーカー代表	
地域団体 代表者	青木美代子	弥富市ボランティア連絡協議会会長	任期：令和6年度
	鈴木 祐司		任期：令和7年度
	鈴木 みどり	弥富市女性の会会長	
	今井 いずみ	NPO法人 ヤトミーティング理事長	

【あ行】

■アウトリーチ支援

積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。

■海部南部権利擁護センター

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、自らの権利保護に関する判断能力に対して支援を必要としている者またはそれぞれの支援者を対象に、成年後見制度及び権利擁護に関する相談支援、利用支援、普及啓発等の事業を実施する。また、身体障がい者（児）やその関係者に対しての地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援機能を有する機関。

【か行】

■核家族世帯

世帯の家族類型のうち「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子から成る世帯」、「男親と子から成る世帯」、「女親と子から成る世帯」をいう。

■業務継続計画（BCP）

BCPは「Business Continuity Plan」の略称で、業務継続計画などと訳される。感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になるが、業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策をまとめた計画書。

■合計特殊出生率

合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当する。

■高齢化率・後期高齢化率

高齢化率は、ある地域に住む総人口のうち65歳以上の人口が占める割合のこと。また、総人口のうち75歳以上の人口が占める割合のことを後期高齢化率という。

■国勢調査

行政の基礎となる日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、国内に住んでいるすべての人・世帯を対象に実施する、国の最も重要な統計調査で5年ごとに行われる。

■こども食堂

地域住民等による民間発の取組として無料または安価で栄養のある食事やあたたかな団らんを提供する場。また、こども食堂は、こどもの食育や居場所づくりにとどまらず、高齢者や障がい者を含む地域住民の居場所としても期待されている。

■コミュニティソーシャルワーカー

（CSW）

地域で困っている人を支援するため、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組み

づくりのための調整やコーディネート
を担う人材。

【さ行】

■災害ボランティアコーディネーター

大規模な災害が発生した際、ボランティアの受付や整理を行い、被災者のニーズを把握しながらボランティアと支援を必要とする人のマッチングを担う人材。

■災害ボランティアセンター

災害時に設置される、被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点。

■再犯の防止等の推進に関する法律

再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定める法律。

■自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織。公権力はなく、原則として自分たちの住む町内会等で活動する。

■自助・互助・共助・公助

「公助」は税による公の負担、「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担であり、「自助」には「自分のことを自分でする」ことに加え、市場サービスの購入も含まれる。これに対し、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、

費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。

■自然動態

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。

■市民活動センターやとみっけベース

行政がの対応しにくい案件や、迅速な対応が必要な案件について、市民同士で連携し、助け合うことで市民一人ひとりのニーズを満たし、市民や地域の課題を解決していくための拠点。

■市民後見人

弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援をうけて後見業務を適正に担う。

■社会動態

一定期間における転入、転出及びその他の増減に伴う人口の動き。

■社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護および地域福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保および社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。

■社会を明るくする運動

犯罪や非行をした人の立ち直りに寄り添い、犯罪のない安全で安心な明るい社会を実現するため、立ち直りを支援する輪を広げていく活動。立ち直り支援へ

の正しい理解を深めるために、毎年様々な広報活動を展開している。

■重層的支援体制整備事業重

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業。本事業は任意事業である。

■受援力

支援を円滑に受け入れる力、環境、体制などのこと。支援、他者、外部を頼る力、支援を適切に受けるために情報を発信する力、支援を受けた後も継続して情報を伝え続ける力も含めて指す。

■障がい者基幹相談支援センター

障がい福祉についての相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う施設。

■シルバー人材センター

健康で働く意欲をもつ高齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、提供することにより、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的として設立した公共的な法人。

■生活支援サポーター

高齢者や障がい者の日常生活の困りごとに対してちょっとした手伝いをする地域の担い手のこと。

■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人を法律的に保護しその権利の行使を支援する制度。家庭裁判所が決定する「法定後見制度」と自分で選ぶ「任意後見制度」の2つに分類される。

■成年後見制度利用促進法

成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、および基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法律。

【た行】

■ダブルケア

育児と介護が同時期に発生する状態。

■地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

■地域資源バンク

市民ニーズへの対応や地域の課題解決を目的として行う市民の主体的な活動を促進するため、市内の様々な地域資源(人、場所、モノなど)の情報をわかりやすく提供し、市民同士で有効に活用するためのポータルサイト。

■地域包括支援センター

地域支援事業における包括的支援事

業を主に行い、介護保険法に基づき、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

■電子連絡帳(きんちゃん電子@連絡帳)

在宅医療に関する情報を、医療・介護・福祉分野等の多職種連携により情報共有を図るためのシステム。弥富市が導入しているシステムは、通称「きんちゃん電子連絡帳」と呼ばれている。

■特定非営利活動促進法

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的とする法律。

【な行】

■日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

■認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族をあたたかい目で見守るなど、自分のできる範囲で活動する人であり、市町村等が開催する認

知症の勉強会を受講することで、誰でもなることができる。

■認知症日常生活自立度

高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度の程度を表すもの。介護保険制度の要介護認定では認定調査や主治医意見書でこの指標が用いられている。

【は行】

■パブリックコメント

行政による施策を原案段階で公表し、市民一般から意見を募り、その上で意志決定を行う手続。

■ファミリー・サポート・センター

仕事と家庭の両立支援のため、育児の援助を行いたい人と受けたい人から成る会員組織としてファミリー・サポート・センターを設立し、有償でサービスを提供・享受する事業。既存の体制では対応が難しい臨時的、突発的なニーズにも対応できる。

■福祉票

高齢者の見守りや高齢者の緊急時、関係機関との連絡などに活用することを目的として、個人情報や相談内容を記したものの。

■ふれあいサロン

高齢者の生きがいや社会参加、健康づくり、閉じこもり防止を目的に、講話や軽体操、茶話会、レクリエーション、小物づくりなどの活動を定期的で開催し、楽しく気軽に交流でき、誰でも歩いて行ける集いの場。

■保護司

犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことがないように、立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から地域社会に戻ってきたとき、スムーズに社会復帰を果たすことができるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や、地域の人に立ち直り支援への理解と協力を求める犯罪予防活動を行っている。

■ボランティアセンター

地域のボランティア・市民活動を推進するため、ボランティアについての相談支援やボランティアの普及、交流の場や機会の創出・提供等の活動支援を行う拠点。本市では、弥富市社会福祉協議会に設置されている。

■ボランティア連絡協議会

弥富市ボランティア連絡協議会は、弥富市を中心に各種ボランティア活動をする団体で組織されおり、ボランティア活動の啓発やボランティア団体同士の連携を強化する手伝いを行っている。

【ま行】

■民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉に関する相談・支援の活動を行うボランティア。

【や行】

■弥富市ささえあいセンター

利用会員（生活の援助を受けたい人）と協力会員（生活の援助ができる人）が助け合う組織。

■弥富市社会福祉協議会

弥富市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人。

■弥富市人口ビジョン

弥富市における人口の現状分析を行い、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すもの。

■ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者。

■要支援・要介護者

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができる。

要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む。）であり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定される。

要介護認定は介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定める。

【わ行】

■ ワークライフバランス

仕事と生活の調和のこと。仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」であり、具体的には①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な働き方・生き方が選択できる社会であるとされている。

【英数字】

■ C S W

「コミュニティソーシャルワーカー（C S W）」参照。

■ D X

「Digital Transformation」の略称。将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。

■ P D C A サイクル

「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法のひとつ。この一連の循環を繰り返すことで継続的に成長していくことが PDCA サイクルの

目的。

■ S N S

「Social Networking Service」の略称で、登録された利用者同士が交流できるインターネットの会員制サービスのこと。文章や写真、動画などの共有やコミュニケーションをとることができる。

■ 8050 問題

長期化したひきこもりに関する社会問題。50 代のひきこもりのこどもの生活を、80 代の親が支えている状態にあり、生活の困窮、社会的孤立などの問題が指摘されている。

第 1 期

弥富市地域福祉計画・地域福祉活動計画

- ▶重層的支援体制整備事業実施計画
- ▶成年後見制度利用促進基本計画
- ▶再犯防止推進計画

令和 8 年 3 月発行

発 行 弥富市／社会福祉法人弥富市社会福祉協議会

編 集 ○弥富市

〒498-8501 弥富市前ヶ須町南本田 335 番地
弥富市役所 健康福祉部 福祉課
TEL:0567-65-1111 FAX:0567-67-4011

○社会福祉法人弥富市社会福祉協議会

〒498-0021 弥富市綱浦町上本田 95 番地 1
弥富市総合福祉センター内
TEL:0567-65-8105 FAX:0567-65-8002